# 『**庭訓徃來註**』にみる室町時代古辞書について ―その八 七月五日状、語注解―

# 萩原義雄

# 『庭訓徃來註』七月五日状〔本文翻刻〕

393 乍恐申入候。不慮之外被ル、驅ニ-加傍輩之所営ィニ候之間微-力之所、及依テ、令ルニ、奔ニ-走東西-不、得ニ寸暇-直ニ捧-愚状-候 直ハ不、得ニ寸接」間、不及、傳奏書ー。直ニ以棒也。以二右筆書-爲、本ト。雖、然急間也。〔謙堂文庫藏三九右⑩〕394 自由之至得-御意\_内々可キ、被ルハー洩申」也 披露可、申。

〔謙堂文庫藏三九左②〕

- 396 唐 衣朽 葉地 紫羅 袙 +ヌ 藍染/黑也。〔謙堂文庫藏三九左⑥〕
- 397 裕。/練緯浮.文/綾摺.繪書目結/巻染村紺。《 衣裳紋也。

[謙堂文庫藏三九左⑥]

- 398 掻浅黄/ 水色紋付。〔謙堂文庫藏三九左⑦〕
- 399 小袖同懸帶蒔繪手箱硯函 硯ハ子路作也。〔謙堂文庫藏三九左⑧〕
- 400 冠表 -カハン/衣水旱 常住ノ非-衣裳-天-下旱ルノ時為し祈此服ヲ着也。

「謙堂文庫藏三九左⑨〕

- 402 大口大帷太刀長刀腰刀箙胡籙大星ノ行縢 鹿ノ春ノ皮也。

[謙堂文庫藏三九左⑩]

403 房鞦牛/胸懸等雖、非\_上品=\_任\_註文=\_无\_相違\_之樣=可、被\_申下\_

也。恐々謹言 〔謙堂文庫藏四〇右①〕

404 七月七日 尚書曆曰七月七日禺中洗浴除罪禺中者巳時也。玄女五姓圖云、七月七日午時沐浴除\_四千罪\_大吉。仲尼、遊方問録云、昔高辛氏有レ子。七歳性嗜\_湯餅-。以二七月七日-死故、其日作湯餅-祀レ之。因レ此后人郊爲レ節也。金谷園記云、七月七日夜洒\_掃於庭露-。施\_机莚甘菓酒輔-、兼散\_香粉於庭上-。以清河皷織女言、奕々白氣歳石反美皃也。光耀五色以爲レ徴。応見者便拜而願レ乞レ壽。子若有レ所レ乞。唯得レ求レー、兼求不レ得ニ三及-。得自\_古來-往々皆有\_其験-。尺素ニ曰、穀ノ葉ノ上ノ索餅ハ七夕ノ風{流}。〔謙堂文庫藏四○右④〕

**405 進上宮内少輔殿** {司農尚書} **兵衛尉大中臣** {往左衛門尉} 〔謙堂文庫藏四○右⑩〕

相當從五位下唐名工部員外郎。〔天理図書館藏『庭訓徃來註』頭注書込み〕

# 《語彙研究》語彙一覧

0700-01「乍恐(おそれながら)」(393:2003.02.09)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「遠」部に、

ヲソル 同 同 同 同 同 恐、**惶。怖**。畏。懼。〔天正十七年本〕〔西来寺本〕

とあって、標記語「恐」の語を収載し、その読みを「ヲソル,ルル」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状に、

乍恐申入候。不慮之外被驅加傍輩之所営候之間微力所及依令奔走東 西不得寸暇直捧愚状候 [至徳三年本]

乍恐申入候。不慮之外被駈加傍輩之所營候之際微力所及依令奔走 東西不得寸暇直捧愚状候 [宝徳三年本]

[建部傳內本]

年<sub>レ</sub>恐レ申 \_ 入候。不 - 慮ノ之外=被≡駈\_- 加へ傍 - 輩ノ之所 - 營=候間 微 - 力之所、覃 依テレ令ルニレ奔\_- 走東 - 西ニ\_不レ得\_寸暇ヲ\_直ニ捧シ\_愚 - 状ヲ\_候 - [山田俊雄藏本]

「下、恐し申入候。不慮」之外被、駈」加へ傍輩」之所營=\_候之間微力之所 、及依テ、令ルニ、奔」走東西=\_不、得」寸暇ヲ\_直ニ捧ケ」愚状ヲ\_候〔経覺筆 本〕

「「中、恐レ申入候。不慮之外=被駈」 - 加へ傍輩」之所營ニ候間微 - 力之所レ 及フ依テレ令ルニレ奔 - 走東 - 西ニー不得 - 寸暇ィトマヲー直ニ捧ケー愚 - 状ヲー候 〔文明本〕

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、 山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と**十巻本『伊呂波字類抄』**には、

威オソロシ。恐**厲此時** 已上同。〔黒川本・辞字中 68 ウ②〕

恐 オソル・オツ。**懼畏怖悚惶怕懾** 亦作慴。**慄** 戰一。**兢** 巳上同/一〃式慎也。 **威** オソロシ。**恐厲** 已上同。〔卷第六・辞字 324 ④~ 325 ①〕

とあって、標記語「恐」の語を収載する。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444 年成立・元和本(1617 年)) に、標記語を「恐」の語を未収載にする。次に**広本『節用集**』には、

デルスキョフサク [上・入]。 [態藝門 224 ①]

とあって、標記語「乍恐」の語を収載し、その読みを「をそれながら」とし、その語注記は、 未記載にする。 印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、

惶 恐怖/畏。〔尭・言語 61 ③〕 怖 恐嗔/慎想。〔尭・言語 61 ④〕

**惶** 恐怖畏。〔両・言語 72 ①〕 **怖** 恐慎/嗔想。〔両・言語 72 ②〕

とあって、標記語「恐」の語を収載し、その読みを「をそ・る」とし、その語注記は未記載にする。また、**易林本『節用集』**には、

**恐怖**。〔言辞 127 ③〕

とあって、標記語「恐怖」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「おそ・る」として、「恐」の語が収載され、 古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えているものである。そして、「乍恐」で収載 したものとしては、広本『節用集』があり、その共通性を見て取ることができる。

さて、真字本『**庭訓往来**註』七月日の状には、標記語「乍恐」とし、その語注記は、 未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

年、**恐 申入候** トハ。 敬 ヒナカラト云心ナリ。 [下十三オ②~8]

とあって、この標記語「午恐」の読みを「をそれ(ながら)」とし、その語注記は、「敬ひながらと云ふ心なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の $\pi_{\sharp}$ 『庭訓徃來捷注』(寛政十二年版)に、

恐 作 申入候/乍、恐 申  $_$  入候 同上なる人へ直に申入るゝゆへおそれなからと 云し也。 $[51\, ext{ }$   $\hat{}$  [51  $\hat{}$  ]

とあって、標記語「午恐」の読みを「おそれながら」とし、語注記は、「同上なる人へ直に申入るゝゆへおそれながらと云ひしなり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』『庭 訓徃來講釈』**には、

整れた事し入れ候ふ。不慮之外傍輩の所營に驅加えら被を候ふ之間微力之 技が所東西に奔走せ令むるに依て寸暇を得不直に愚状を捧げ候ふ。自由之 室に候ふ御意を得て内内拠し事さ被可き也。 抑 來る廿日頃勝負経營に候ふ。 風流乃爲入る可き之物一に非ず。 /乍、恐レ申シ入レ候フ。不慮之外被、駈リニー加エラ傍輩ノ所営ニ」候フと間微力之所、及依テ、令ルニ、奔ニ・走セシ東西ニー不、得二寸暇ヲ直ニ捧ゲニ愚状ヲ一候フ。自由之至ニ候フ。得テニ御意ヲニ内々 可キレ被ルハニ洩ラシ申サー也。抑来ル廿日比勝・負之経・営候フ。爲ニ風・流ノー可、入物ノ非ズ、一ニ。[38 ウ⑥~39 オ②]

ながら おそれまうしいれきおうぶ ふりょのほかれ から くいへらはうぼい しょれい さおらぶ のあいだびりき 下し恐 申入 候 。不慮之外被し駈ニー加 傍輩の所営ニー候 之間微力のところ およぶよつて しむる ほんさう とうさい アース・サース・サース・サース・サース・カーン かっところ およぶよつて しむる ほんさう とうさい エース・スープー 明を一直に捧げー思状を一まからぶ きょい ない人 スープ 報を一直に捧げー思状を一まるらぶ じいう のいかり さおらぶ え きょい ない人 スープ もり まり なり そもんき 体 。自由之至に候。得て二御意を一内々可きし被一洩し申さ一也。 抑来はつかごろしようぶけいれい さおらふ ため ふうりう スーツるのもの あらずいつる廿日比勝負経営に候。爲二風流の一可きし入之物ノ非し一に。

[68オ②~69ウ②]

とあって、標記語「乍恐」の語注記は、未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、

Vosore, ruru, eta. ヲソレ, ルル, エタ. (恐れ, るる, れた) 恐れこわがる. → Côxei (後生); Moroge, uru. [邦訳 720 r]

とあって、標記語「恐」の語を収載し、意味を「恐れこわがる」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

をそ・る(自動、下二)【恐・畏・懼】勝つべからずと見て、心挫けなやむ。おづ。かしこむ。おむ。ひるむ。おびゆ。こはがる。大和物語、下、「いかに聞し召したるにかあらむと、歎きおそれて」古今著聞集、十七、變化「鬼神にこそと、おそれ思ひて」[0296-5]とあって、この語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「おそ・る【恐】(平安以前では、上二段、四段、下二段と活用し、のち下二段が残る。→おそれる)
[一][自ラ上二]「おそれる(恐)」に同じ。[二][自ラ四]「おそれる(恐)」に同じ。[三]
[自ラ下二] →おそれる(恐)」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

# [ ことばの実際 ]

彼書云 左衛門少尉源義經、乍恐申上候《訓み下し》彼ノ書ニ云 左衛門ノ少尉源ノ義経、恐レナガラ申シ上ゲ候フ。《『吾妻鏡』文治四年五月十七日の条》

# 0700-02「不慮(フリヨ)」(393:2002.06.06)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』の「佐」部に、

不盧。〔元亀本 221 ⑦〕

不盧。〔静嘉堂本 253 ①〕

不慮。〔天正十七年本中 55 ウ⑥〕

とあって、標記語「不慮」の語注記は未収載にする。

古写本『庭訓徃來』六月七日の状に、

# 此間者依連々密々。互忘密々雜談。誠不慮之至也

[至徳三年本] [宝徳三年本] [建部傳內本]

此\_間^者依テニ連 - 々/物 - ※ニニ。 互=忘ハニ密 - 々/雜 - 談テニ。 誠=不 - 慮ノ 之至ワ也〔山田俊雄藏本〕

此間者依\_連々物念\_。互=忘\_密々/雜談²\_。誠不慮/之至也 [経覺筆本] 此間者依\_連々物念\_。互=忘\_密々/雜談³\_。誠不慮/之至也 [文明四年本] と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、 山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』、室町時代の十巻本『伊呂波字類抄』には、

不慮フリョ。不慮 同。 [黒川本・重點中 107 オ③]

不羈一キ。〃覺。〃通。〃用。〃審。〃断。〃日。〃善。〃調。〃了。〃意。〃慮。〃和。〃合。〃次一作翅。〃幸。〃運。〃澤。〃諧。〃肖屑同。〃便。〃熟。〃登。〃祥。〃定。〃朽。〃 仕。〃足。〃享キャヤウ。〃請。〃義。〃欽ツンシ▽マス。〃虞。〃易。〃忠。〃敵。〃圖。〃善き。〃當。〃具。〃遇。〃孝ケウ。〃請。〃備。〃情セーイ。〃快。〃別。〃思議。〃中用。〃足言。〃周風西北風也。

とあって、標記語「不慮」の語を未収載にする。

室町時代の『下學集』〔元和版〕には、

不盧。〔言辭門 151 ⑤〕

とあって、標記語「不慮」の語注記は未収載にしている。次に広本『節用集』には、

不慮 アラズ/フウ・イナヤ・ヲモハカル [ 平・去 ]。〔態藝門 628 ②〕

とあって、標記語「不慮」で収載する。そして、印度本系統の弘治二年本・永禄二年本・ 尭空本『節用集』には、

7リョ 不慮一日。一直。一熟。一浄。一足。一通。一滿。一律。一弁。一明。一陳。 一便悼意。一定。一敵。一具。一犯。一運。一審。一食。一當。一實。一見。 一易。一断。一敏鈍兒。一調蛭乱義。辨不足之義。一快。一會。一覺。一孝其子不レ 隨二父母之命ニー。一作。一同。一如意。一祥无義。一悉書札 未用。一備同上。一 合不和義。一法懈怠。一和。一肖。一遜拍子物一情義。〔尭・言語 139 ③〕

とあって、標記語「不慮」の語を収載している。また、易林本『節用集』には、

とあって、標記語「不審」の語で、他に「不」の字を冠頭字にする熟語群が四十一語の 語注記のなかに「不慮」の語を記載している。

ここで古辞書における「不慮」についてまとめておくと、鎌倉時代の『**色葉字類抄**』に始まり室町時代の『**下學集**』、広本『節用集』及び印度本系統の『節用集』、そして『運 歩色葉集』と凡ての古辞書に「不慮」の語は収載されている。これは「不慮の事故」の ように意味を変えずに現代日本語にあっても継続し続けてきた語の一つと云って良かろう。

さて、『**庭訓往来**註』七月日の状に、標記語を「不慮」についての語注記は未記載にある。 古版『**庭訓徃来**註』では、

タカイ ミッᄉ サウタン フリョ イタリ 互 ニ忘ル\_密々ノ雜談ヲ\_。誠ニ不慮ノ之至也。〔下8オ②・③〕

とあって、この標記語を「不慮」とし、その語注記は未記載にある。時代は降って、江戸時代の訂誤『**庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版)に、

とあって、標記語「不慮」でその語注記は「不慮は思ひよらぬ事なり」という。これを頭 書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

また よりよのいたりなり 誠に不慮之至也/誠=不慮/之至也。〔三十才⑥・⑦〕

#### 萩原義雄

また ふりょ の いたりなり 誠に不慮之至也。[53 ウ③]

とあって、標記語「不慮」の語注記は、未記載にある。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Furio.フリョ (不慮) 思いがけない,または,俄かな事. [邦訳 282 r] とあって、標記語を「不慮」の語の意味は「思いがけない,または,俄かな事」という。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ふ-りょ[名]【不慮】思ひまうけぬこと。意外。不意。杜荀鶴、經\_廢宅\_詩「人生當 -貴盛-、修心徳可レ延レ之、不慮有\_今日-、爭教レ無\_破時-」盛衰記、十四、南都山門牒状事「去十四

日夜、一院第二皇子、不慮之外、所下令=入寺-給上也」「不慮ノ災」 [1789 - 2]

とある。これを現代の『日本国語大辞典』第二版において、標記語「ふ-りょ【不慮】[名] ①予測がつかず思いがけないこと。不意であること。また、そのさま。意外。心外。②思慮がないこと。不思慮。③「ふりょ(不慮)の怪我」に同じ」とし、『庭訓徃来』からの用例の引用は未記載にしている。

### [ことばの実際]

兼又、義仲朝臣、爲平家和議、謀反之条、不虚之次第也《読み下し》兼テハ又、義仲朝臣、 平家ト和議ノ為ニ、謀反ノ条、不慮ノ次第ナリ。《『**吾妻鏡**』の寿永三年三月一日条》

0700-03「驅加 (かりーくわ・え)」(393:2003.02.10)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「加」部に、

駆 鹿。〔元亀本 105 ④〕

加。〔元亀本 198 ⑧〕

駆 ─鹿。〔静嘉堂本 132 ①〕

加 。〔静嘉堂本 225 ⑦〕

取 . 鹿。〔天正十七年本上 64 ウ⑦〕

加。[天正十七年本中 42 才⑥]

とあって、標記語「駆」と「加」の二語にして収載し、その読みを「か・る」で語注記を 「鹿」とし、「くはふ・る」は、語注記を未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「驅加」の語は、未収載にする。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444 年成立・元和本 (1617 年)) に、標記語を「驅加」の語を未収載にする。次に**広本『節用集**』には、

クワエル 同加 カ[平]。尚シヤウ,ヒサシ・チウ[去]。〔態藝門 **551** ①〕

とあって、標記語「騙」の語は未収載にし、「加」の語を収載し、その読みを「くわえ・る」 とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の**弘治二年本・永祿二年本・尭空本・ 両足院本『節用集**』には、

加。〔弘・言語進退 160 ⑤〕〔永・言語 132 ⑨〕

クワヽル

加 。〔尭・言語 122 ①〕

加。[両・言語 148 ④]

とあって、標記語「騙」の語については未収載にし、「加」の語のみを収載する。その読みを「くわ・う {ふ}、わる」とし、その語注記は未記載にする。また、**易林本『節用集』**には、

加。[言辞 135 ①]

とあって、標記語「騙」の語については未収載にし、「加」の語のみを収載し、語注記は 未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には、訓みを「かけ { り } くは・ふ」とした「驅加」の 語は未収載にあり、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にはこの語が見えているのである。 さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語「驅加」の読みを「かり(くはへ)」 とし、その語注記は、未記載にする。

# 古版『庭訓徃来註』では、

<sup>カリ</sup> ハウバイ カリクハ モヨヲ **駈**<sub>-</sub> 加へ**傍輩**ノ**之** 駈加へト云ハヒキ 催ス義也。〔下十三才④〕

とあって、この標記語「驅加」の読みを「かりくは・へ」とし、その語注記は、「駈加へと 云ふは、ひき催す義なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の『濃**『庭訓徃來捷注』**(寛 政十二年版)に、

傍輩申の所営に馳加へ被候之間/被し驅ニ-加へ**傍輩之所営ニ―候之間**所とハ催しいとなむ事也。下文に勝負の経営といえる類也。〔51 ウ四〕

とあって、標記語「驅加」の読みを「はせくはへ」とし、語注記は、未記載にする。これ を<sup>顕書</sup>訓練**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

おそ ながらまう きゃら ありよのほかほうばい しょない かりぐつ れ きゅう のあいだびりょくの 恐れ 乍申し入れ 候 ふ。 不慮之外傍輩の所營に驅加えられ きゃら 間 微力と は ところとうざい ほんそう しょ すんか ずちき ぐじゃう まい きゅう の 及ぶ 所 東西に奔走せ令むるに依て寸暇を得不直に愚状を捧げ 候 ふ。 自由之いなり きゅう ままい え ないへもら まう る ベ なり そもへきた はつかころしようふけいない きゅう 至 に 候 ふ御意を得て内内洩し申さ被可き也。 抑 來る廿日頃勝負経營に候 ふ。

ながら、おそれまっしいれてあらる なりょのほかれ から くべいらほうばい しょるい さるらる のあいだびりき  $\mathbf{F}_{\nu}$  恐 申入 候 。不慮之外被 $_{\nu}$  斯 $_{\nu}$  二 加 傍輩の所営二 候 之間微力のところ およぶよつて しむる ほんさう とうさい すべき すんか ちき 上述 大き ことの に、 大き ことの に、 大き ことの はん こう はい かいたり さるらる えき まい ない人 く る もら まう なり そも人き なり 自由之 至に 候 。得て一御意を一内々可き、被一洩し申さ一也。 抑 来はつかごろしようぶけいるい さるらる ため るうりう べいるのもの あらず いつる 廿日比勝負経営に 候 。爲一風流の一可き、入之物ノ非、一に。

[68オ②~69ウ②]

とあって、標記語「驅加」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

**Faxecuuauari,u,atta.** ハセクワワリ, ル,ッタ. (馳せ加はり, る, つた) 走って行って他の人々の中に入りこむ. [邦訳 2141]

とあって、標記語「馳加」の語を収載し、意味を「走って行って他の人々の中に入りこむ」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、「かりくは・ふ (動)【驅加】」や「かけくは・ふ【驅加】〔動〕」の語を未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「かりくは・える【驅加】〔動〕」、「かけくは・える【驅加】〔動〕」の両語とも未収載にし、『誤『庭訓徃來捷注』の訓みの「はせ-くわわ・る【馳加】〔自ラ四〕かけつけて加わる。馬を走らせて来て参加する。はせ参じる」の語をもって収載するものである。そして、『庭訓往来』の語用例は未記載にしている。

# [ことばの実際]

これをこそ珍事なりと騒ぐところに、また同じき十三日の晩景に、備後国より早馬到来して、「桜山四郎入道、同じく一族等、御所方に参つて旗を上げ、当国の一宮を城郭として立て 篭る間、近国の逆徒等、少々馳せ加はつて、その勢すでに七百余騎、国中をうち靡け、あまつさへ他国へうち越えんと企て候ふ。《『太平記』卷第三・笠置軍の事付けたり陶山・小見山夜討の事》

**0700-04**「**傍輩** (ハウバイ)」(**393:2002.09.05**) は、拙論『庭訓徃來註』にみる室町時代古辞書について一その七 六月十一日状、語注解— (駒澤大學総合教育研究部紀要第一号分冊 I、2007 年 3 月発行) の 0611-17「傍輩」(341:2002.09.05) 73 頁~76 頁参照。

### 0700-05「所營 (ショエイ)」(393:2003.02.11)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548 年)の「志」部に、「所領。所帯。所行。所用。所務。所労。所望。所存。所詮。所當。所々。所爲」の十二語を収載するが、標記語「所營」の語は未収載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と**十巻本『伊呂波字類抄**』 には、標記語「所營」の語は、未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』、 印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』 に、標記語を「所營」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書には、「所營」の語を未収載としている。これを古写本『**庭 訓徃來**』及び下記真字本には、まさしく収載されているものであり、何故、未採録としたのかを今後みていくことにしたい。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「所營」とし、その語注記は 未記載にする。

# 古版『庭訓徃来註』では、

所営ニ\_候間トハ。イトナムトコロトヨム也。〔下十三オ④〕

とあって、この標記語「所營」の読みを「(ショ) エイ」とし、その語注記は、「いとなむころとよむなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の $^{\dagger\dagger}$  **『庭訓徃來捷注』**(寛政十二年版) に、

とあって、標記語「所營」の読みを「ショエイ」とし、語注記は「所とハ催しいとなむ事なり。 下文に勝負の経営といえる類なり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読 『**庭訓徃來精注鈔』 『庭訓徃 來講釈**』には、

#### 萩原義雄

▲所營ハ経営ごと也。 [38 ウ⑥~ 39 オ②]

▲所營ハ経営こと也。 [68 才②~ 69 ウ②]

とあって、標記語「所營」の語注記は、「所營は、経営ごとなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

**Xoyei**.ショエイ. (所營) Itonamu tocoro. (営む所) 家事を取りさばいたり、食事を作ったりなどすること. [邦訳 797 r]

とあって、標記語「所營」の語を収載し、意味を「家事を取りさばいたり、食事を作ったりなどすること」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、「ショエイ(名) 【所營】」の語を未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ショエイ【所營】 [名]」の語を未収載にする。拠って、『庭訓往来』の語用例も未記載となっている。

### [ことばの実際]

称、元命自罷任講師之後、日夜所営、只公家泰平、入道大相国増長。《『**石清水文書**(田中)』治安四年四月十五日、405・2/92》

# 0700-06「微力 (ビリヨク)」(303-2003.02.12)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「飛」部に、「微若。微弱」の 二語を収載するだけで、標記語「微力」の語は未収載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、この「微力」の訓みを「ビリヨク」(山田俊雄藏本・経覺筆本)と「ヒー」(文明四年本)としている。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「微力」の語は、未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))及び広本『節用集』 には、標記語「微力」の語は未収載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・ 尭空本・両足院本『節用集』には、

微志 \_ 力。 \_ 若。〔永・言語 218 ⑦〕

微志 一力。一若。〔堯・言語 203 ⑧〕

とあって、標記語「微志」の語の冠頭字「微」の熟語群として収載する。その読みを「(ビ) リョク」とし、その語注記は未記載にする。また、**易林本『節用集**』には、

(プラン ジャク リヨク **微運** 一弱。一力。〔言辞 226 ⑤〕

とあって、標記語「微運」の語をもって収載し、「微」の冠頭字の熟語群として「微力」 の語を収載する。語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書のうち、印度本系統の永禄二年本・尭空本『節用集』 と易林本『節用集』に「微力」の語が収載され、広本『節用集』や『運歩色葉集』が なぜ、この語を採録しなかったのか疑問である。それは、古写本『庭訓徃來』及び下記 真字本にも見えているのである。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語「微力」の読みを「ビ(リョク)」とし、その語注記は、未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

とあって、この標記語「微力」の読みを「ビリョク」とし、その語注記は、「微力とは、力に及ばずと云ふ心なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の『演『**庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版)に、

でりょく 微力之及所/微力**之所、及** 微力ハすこしきちからと訓す。卑下のこと葉なり。

[51 ウ⑥・⑦]

とあって、標記語を「微力」とし、語注記は、「微力は、すこしきちからと訓ず。卑下のこと葉なり」と記載する。これを<sup>顕書</sup>訓練**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

- ▲微力ハ足らぬちから也。卑下の詞。〔39 オ③〕
- ▲微力ハ足らぬちから也。卑下の詞。[69 ウ②・③]

とあって、標記語「微力」の語注記は、「微力は、足らぬちからなり。 卑下の詞」と記載する。 当代の『日葡辞書』 (1603-04 年成立) に、

Biriocu、ビリヨク. (微力) Chicara sucunaxi. (力微し) 力の少ないこと,または, 力の弱いこと. 〔邦訳 57 r〕

とあって、標記語「微力」の語を収載し、意味を「力の少ないこと,または、力の弱いこと」 とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

び - りょく(名)【微力】勢力の乏しきこと。分際の劣れること。びりき。又、己れの勞力の謙稱にも云ふ。崔融、從軍行「愚臣何以料、倚」馬申-微力-|[1711-5]

とあって、この語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ビ リョク【微力】[名] 勢力の乏しいこと。力の弱いこと。また、自分の力量をへりくだってもいう。 びりき」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

### [ことばの実際]

殊恐申、今度造營之時、可勵微力〈云云〉《**訓み下し**》殊ニ恐レ申シ、今度造営ノ時ハ、 微力ヲ励マスベシト〈云云〉。《『**吾妻鏡**』文治三年五月十三日の条》

**0700-07** 「**奔走** (ホンサウ)」(**393**: **2002.03.31**) は、拙論「『庭訓徃來註』にみる室町時代古辞書について―その五 五月日状、語注解」〔駒澤短期大学研究紀要第 34号、2006 年 3 月発行〕」の 0513-13 「奔走」(300:2002.03.31) 206 頁~ 209 頁を参照。

### 0700-08「東西(トウザイ)」(393:2003.02.13)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「登」部に、「東堂。東夷。東
<sup>グウ</sup> 同 ス カワヤ ハ グ 宮。〇。東司。〇。東坡。東寺」とあって、標記語「東西」の語を未収載にする。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状に、この標記語「東西」に読み点を未記載にする。。 古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と**十巻本『伊呂波字類抄**』 には、

東西 同 (行旅部) / トウザイ。〔前田本・疉字門 63 オ④、黒川本・疉字上 50 ウ①〕 東西 〃 遊。 〃 都。 〃 京。 〃 絹。〔卷第二・疉字 423 ③〕

とあって、標記語「東西」の語を収載する。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444 年成立・元和本(1617 年)) に、標記語を「東西」 の語を未収載にする。次に**広本『節用集**』には、

東西アツマ・ヒカシ,ニシ[平・平]。〔態藝門 125 ④〕

とあって、標記語「東西」の語を収載し、その読みを「トウサイ」とし、その語注記は、 未記載にする。印度本系統の**弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』** には、

東作 —傾。 —園。 —西。 —海。〔永・言語 45 ①〕 トウサク 東作 —傾。 —園。 —西。 —海。 〔煮・言語 45 ①〕 東作 —傾。 —園。 —西。 —海。 —黛/前後夕煙。 〔尭・言語 41 ⑦〕

とあって、標記語「東作」の語を収載し、冠頭字「東」の熟語群「東西」を収載する。また、 **易林本『節用集』**には、標記語「東西」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書では、**広本『節用集』**、印度本系統の**永祿二年本・尭空本『節用集』**訓みを「トウザイ」として、「東西」の語が収載され、古写本**『庭訓徃來』**及び下記真字本にも見えているものである。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語「東西」の読み及び語注記は 未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

**微力之所**ロレ**及っ依テレ令**ルニレ**奔**<sub>-</sub>・走東西ニ**-不**レ**得**<sub>-</sub>寸暇ヲ**-**直ニ捧 微力トハ。カニ不レ及ト云心也。〔下十三オ⑤〕

とあって、この標記語を「東西」とし、その語注記は、未記載にする。時代は降って、江 戸時代の<sup>訂</sup>護 **『庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版)に、

東西に奔走せ令るに依て寸暇を得す/依テレ**令**ルニレ奔ニ・**走東西**ニ 奔走ハ麓はせまわる事也。前にいえる奔走とハ意味少し異也。東西はかなたかなたといふか如し。〔51 ウ④〕

とあって、標記語を「東西」とし、語注記は、「東西はかなたかなたといふか如し」と記載する。 これを<sup>頭書</sup>訓読 **『庭訓徃來精注鈔』 『庭訓徃來講釈』**には、標記語「東西」の語注記は未 記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、

**Tôzai** トウザイ. (東西) Figaxi,nixi. (東,西) 東と西と. § Tôzai nanbocu. (東西南北) 東,西,北,および,南. § Tôzaini chisô suru. (東西に馳走する) すなわち,あちこちへ動き回りながら大いに歓待する.→Xiyui (四維). 〔邦訳 673 r〕とあって、標記語「東西」の語を収載し、意味を「東と西と」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

とう・ざい(名)【東西】(一) ひがしと、にしと。王建詩、「蜻蜓上下魚東西」名義 抄、「東西、ヤマトカウチ」(二) 支那の俗語に、物、又は、錢の稱。**追旃璞**言、「世 稱\_錢物\_日\_東西\_」(三) むき。方向。(四) 體を動かすこと。みうごき。**枕草子**、四、 四十三段「おひ返して、ただ袖をとらへて。とうざいをさせず」[1384-5]

とう-ざい(名)【東西】(一)言ひ觸るる人を、制するに云ふ語。(二) 觀場な

#### 萩原義雄

どにて、東西四方の見物人の鳴りを鎭むるに發する語。(相撲に、東より西まで、 鎮まり給へよと、云ふより始まるとぞ) 鷹筑波集(寛永) 五「東西と、春のしづむる、朝 かな」 **齊明紀**、五年七月、註「閉レ戸禁防不レ許二東西スルコトヲー」(三) 街頭に、廣告 を呼ぶ東西屋の稱。(四) 物品。品物。(支那にて) 紀柏案驚奇「托-出一盤東西ー」 **范成大**、丙午新正詩「祝」我剰周華甲子、謝」人深玉東西」[1384-5]

とあって、この語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「とう・ざい【東西】[一] [名] ①東と西。また、東から西まで。②(「東や西」の意から)あちらやこちら。あらゆる方向。③(転じて)世間、また、世間の事柄をさしていう→東西を弁えず。④その位置が東と西えあるもの、また「東」と「西」の字のつくものをまとめていう。①舞台の上手と下手。回土俵の東と西。②関東と関西。○東洋と西洋。⑤中国の俗語に由来して、物品・金銭をいう。[二] [感動〕①「とうざいとうざい(東西東西)①」に同じ。②「とうざいとうざい(東西東西)②」に同じ。③相手のことばを軽く制するときにいう。[語誌](1)『節用集』類で「東西」に「あなたこなた」と当てられているように、[一]②の意味でも使われた。また、サ変動詞のようにも用いられた。→とうざい(東西)する。(2)「左右」と似ているが、「左右」よりも動作性が強いといわれる。(3) [一]⑤については「南総里見八犬伝ー九・九六回」に「船にて飽まで東西賜りぬ」と読ませた例が見られる」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

### [ ことばの実際 ]

是東西逆徒蜂起事、爲靜謐也《**訓み下し**》是レ東西ノ逆徒蜂起ノ事、静謐ノ為ナリ。《『吾**妻鏡**』治承五年閏二月二十一日の条》

# 0700-09「寸暇 (スンカ)」(393:2003.02.14)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「須」部に、

寸暇。〔元亀本 360 ④〕

寸暇。[静嘉堂本 438 ⑦]

とあって、標記語「寸暇」の語を収載し、語注記は未記載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、「寸暇イトマ」(文明四年本)、「寸暇」(山田俊雄藏本・経覺筆本)の読み点を施し記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十巻本『伊呂波字類抄』

には、標記語「寸暇」の語は、未収載にする。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444 年成立・元和本 (1617 年)) に、標記語を「寸暇」 の語を未収載にする。次に**広本『節用集**』には、

ュュカ 寸暇 ソン・ハカリ,イトマ[○・上]。〔態藝門 1128 ①〕

とあって、標記語「寸暇」の語を収載し、その読みを「スンカ」とし、その語注記は、未 記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、 標記語「寸暇」の語を未収載にする。また、**易林本『節用集』**には、

スンハフ ぜンシャクァ シャク ゲキ カ ブン **寸法** ―善尺魔。 ― 尺 。 ―隙。 ― 暇。 ―分。 〔言辞 241 ③〕

とあって、標記語「寸法」とし、冠頭字「寸」の熟語群に「寸暇」語を収載する。

このように、上記当代の古辞書では、**広本『節用集』、易林本『節用集』**に訓みを「スンカ」とし、**『運歩色葉集**』も「寸暇」の語を収載しており、古写本**『庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えているものである。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「寸暇」とし、その語注記は 未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、標記語「寸暇」の読みを「スンカ」とし、その語注記は未記載とする。時代は降って、江戸時代の<sup>前</sup>訳『庭訓徃來捷注』(寛政十二年版)に、

寸暇を得す/**不** $_{
u}$ 得 $_{=}$ 寸暇 $_{=}$ 寸、物さしの寸なり。少しのひまもなしといふにたとふ。分陰なといえるの類ひなり。[51 ウ8 $\sim$  52 オ(1)

とあって、標記語を「寸暇」とし、語注記は、未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』** 『**庭訓徃來講釈**』には、標記語「寸暇」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、

**Sunca.** スンカ. (寸暇) Sunno itoma. (寸の暇) ひま,または、少しの時間. § Suncauo yezu. (寸暇を得ず) ひまもなく,ほんの少しの時間的余裕もないので. [邦訳 5891]

とあって、標記語「寸暇」の語を収載し、意味を「寸の暇。ひま,または、少しの時間」 とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

すん - か(名)【寸暇】少しの暇。寸隙。「寸暇無し」〔1064-3〕

とあって、この語を収載する。これを現代の『**日本国語大辞典**』第二版にも、標記語「すん・か【寸暇】[名] 少しのひま。わずかないとま。寸隙」とあって、『**庭訓往来**』の語用

例を未記載にする。

### [ ことばの実際 ]

於-万事之稽古-、更以無-寸暇-《『新撰類聚徃来』(1492-1521頃)中》

### 0700-10「愚状 (グジヤウ)」(393:2003.02.15)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「久」部に、「愚癡。愚鈍。愚鈍。愚乾。愚者。愚者。愚案。愚慮。愚僧。愚僧。愚息。愚拙。愚札。愚書。愚詠。愚報。愚人。愚礼。愚書」の語は見えるが、標記語「愚状」の語は未収載にする。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状には、読み点を未記載としている。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と**十巻本『伊呂波字類抄**』 には、標記語「愚状」の語は、未収載にする。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444 年成立・元和本 (1617 年)) に、標記語を「愚状」の語を未収載にする。次に**広本『節用集**』には、

男状ヲロカ カタチ [ 平・入 ]。「熊藝門 548 ⑥〕

とあって、標記語「愚状」の語を収載し、その読みを「グジヤウ」とし、その語注記は、 未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』 には、標記語「愚状」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

**愚札** 
$$-$$
 状。  $-$  報。  $-$  批。  $-$  美。  $-$  元。  $-$  元。

とあって、標記語「**愚札**」の語をもって収載し、冠頭字「愚」の熟語群に「愚状」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書では、**広本『節用集』と易林本『節用集』**に訓みを「グジヤウ」として、「愚状」の語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えているものである。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「愚状」とし、その語注記は 未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

とあって、この標記語「愚状」の読みを「グ(ジヤウ)」とし、その語注記は、「愚状とは、をろかなる状なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の $\pi_{gg}$ 『**庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版)に、

とあって、標記語を「愚札」とし、語注記には、「愚札は、我が手紙の事なり。愚の字を添へたるは、卑下の詞なり。一本には、愚状と書きたり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読 『**庭訓 徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、標記語「愚状」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、

**Guj** がジャウ.(愚状) すなわち, Vaga fumi.(我が文)私の意で,謙遜して言う語. [邦訳 311 r]

とあって、標記語「愚状」の語を収載し、意味を「我が文、私の意で、謙遜して言う語」 とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

ぐ - じゃう (名) 【具状】 具申の文書。〔0522-3〕

とあって、標記語を「具状」として収載するにとどまり、「愚状」の語は未収載にある。これを現代の『日本国語大辞典』第二版には、標記語「ぐ・じょう【愚状】〔名〕自分の手紙をへりくだっていう語。愚書」とあって、『庭訓往来』のこの語用例を記載する。

# [ことばの実際]

又漁人垂釣壯士射的、毎事前感乗興、愚状白娯遊及黄昏、還御〈云云〉《**訓み下し**》 又漁人釣リヲ垂レ壮士的ヲ射、\*事毎ニ感ヲ前メ興ニ乗ジ、愚状白娯ノ遊ビ黄昏ニ及デ(\* 毎事荷感、興ニ乗リテ秋日ノ娯遊ヲ尽ス)、還御ト〈云云〉。《『**吾妻鏡**』建久四年七月十 日の条》

# 0700-11 「捧(ささ・ぐ)」(393:2003.02.16)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「左」部に、

とあって、標記語「捧」と「擎」の二語を収載し、その読みを「ささ・ぐる」(ガ行下二段

活用・連体形)とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状に、

と見え、経覺筆本に「捧ケ」、文明四年本に「捧ケ」と読み点を施し記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と**十巻本『伊呂波字類抄**』には、

棒サ、ク/敷奉反。擎渠京反/拳也。承凱奉 已上同。〔黒川本・辞字下 40 才⑦〕 棒サ、ク。擎 拳也。擎作。承。凯。奉 捧サ、ク已上/サ、ク。

とあって、標記語「捧」の語を収載する。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444年成立・元和本(1617年)) に、標記語を「捧」の語を未収載にする。次に**広本『節用集**』には、

とあって、標記語「捧」の語を収載し、その読みを「サヽグ」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、

\*\*・ク · 『 · 』 **拳**。〔弘・言語進退 213 ③〕

捧 。〔永・言語 179 ⑤〕〔尭・言語 168 ⑦〕

とあって、標記語「捧」の語を収載し、その読みを「ささ・く{ぐ}」とし、その語注記は 未記載にする。また、**易林本『節用集』**には、

サング 同 サング 捧。**俸**。/**擎**。〔言辞 183 ⑤・⑥〕

とあって、標記語「捧」「俸」「擎」の三語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書のうち『**節用集**』類は訓みを「ささ・く{ぐ}」とし、『**運 歩色葉集**』だけが「ささ・ぐる」として、「捧」の語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及 び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「捧」とし、その語注記は未 記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、標記語「捧」の読みを「ささ・ぐ」とし、その語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の『演『庭訓徃來捷注』(寛政十二年版)に、

とあって、標記語を「捧」とし、語注記は、未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』** 『**庭訓徃來講釈**』には、標記語「捧」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

**Sasague,uru.** サヽゲ,グル,ゲタ.(捧げ,ぐる,げた) 差し上げる,または,献ずる. [邦訳 559 r]

とあって、標記語「捧」の語を収載し、意味を「差し上げる,または、献ずる」とする。 明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

ささ・ぐ (他動、下二)【捧】[指擧ぐの約 (搖擧ぐ、かかぐ。持擧ぐ、もたぐ)]
(一) 兩手にて、高く擧ぐ。古事記、上 42「其后取\_大御酒坏ヲ\_、立依指擧で而歌曰、云云」萬葉集、二 34 長歌「指擧有、旗のなびきは」同、十九 24「吾が夫子が、捧而持たる、ほほがしは、恰も似るか、青き蓋」(二) 兩手を伸べて、頭上に擧ぐ。さす。擎。古事記、上 55「建御名方ノ神、千引石ヲ擎 \_手末ニー而來言」源、廿二、玉鬘 11「唯、何 某 等が、私の君と思ひまうして、 頂 になむささげたてまつるべき」(三)奉る。獻上す。獻。源、一、桐壺 22「いみじき贈物どもを、ささげたてまつる」。[0795-4]

とあって、標記語「捧」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ささ・げる【捧】[他ガ下一][文]ささ・ぐ [他ガ下二](「さしあげる」の変化した語)①両手にもち、目の高さ近くまで上げる。②上へ高くあげる。高くさしあげる。かかげる。③(②から)得意になって見せびらかす。誇示する。④神仏、あるいは死者に供物をたてまつったり、祈ったりする。供える。⑤目下の者から目上の者へ物をたてまつる。献上する。献納する。⑥高い大きな声をだす。声をはりあげる。⑦自分の真心や愛情、大切なものなどを相手に示し、さしだす。相手に尽くす。また、自分の持っている力を対象にすべてそそぐ」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

# [ ことばの実際 ]

今日伊豆山専當、捧衆徒状、馳參《**訓み下し**》今日伊豆ノ山ノ専当、衆徒ノ状ヲ捧ゲテ、 馳セ参ズ。《『**吾妻鏡**』治承四年十月十八日の条》

# 0700-12「自由 (ジュウ)」(394:2003.02.17)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「志」部に、

自由。〔元亀本 308 ③〕〔静嘉堂本 359 ⑤〕

とあって、標記語「自由」の語を収載し、その読みを「ジュウ」とし、語注記は未記載にする。 古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状には、

自由之至得御意内々可被洩申也〔至徳三年本〕〔宝徳三年本〕〔建部傳內本〕 自 - 由ノ之至得テ\_御 - 意ヲ\_内 - 々可。被\_洩 \_ 申\_也〔山田俊雄藏本〕 自由之至リ得\_御意ヲ\_内々可。被\_洩申\_也〔経覺筆本〕

自由,之至得完御意为内々可、被、洩申、也〔文明本〕

とあって、いずれの古写本とも標記語「自由」の訓みを未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と**十巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「自由」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444 年成立・元和本(1617 年)) に、標記語を「自由」の語を未収載にする。次に**広本『節用集**』には、

自由ョリ・ミヅカラ・ヲノツカラ,ヨシ[○・平]。〔態藝門 934 ①〕

とあって、標記語「自由」の語を収載し、その読みを「(ジ) ユウ」とし、その語注記は、 未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、

自由 —— / 依怙。〔弘・言語進退 245 三〕

**自賛**一慢。一害。一餘。一身。一賣。一業。一誓。一愛。一由。一他。一然。 一滅。一得。一性。一言。一今以後。一檀或作專。一歎。〔永・言語 209 ⑦〕

**自賛** 一慢。一害。一餘。一身。一賣。一業。一誓。一今以後。一得。一在。一筆。 一愛。一由。一他。一然。一滅。一性。一言。一袮。一檀或作專。一歎。一火。 一力。〔発・言語 193 ⑧〕

とあって、標記語「自由」の語を収載し、その読みを「(ジ) ユウ」とし、その語注記は 未記載にする。また、**易林本『節用集**』には、

**自然** 一讃。一訴。一判。一行。一他。一作。一滅。一白。一專。一筆。 一己。一力。一害。一問自答。一餘。一物。一慢。一杯。一水入テレ水田也。 一愛。一用。一見。一身。一今以後。[言辞 213 ⑦]

とあって、標記語「自然」の語とし、冠頭字「自」の熟語群として「自由」の語を収載し、 語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「ジュ { イ } ウ」として、「自由」の語が収載され、 古写本『**庭訓代來**』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「自由」とし、その語注記は 未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、標記語「自由」語注記は未記載にする。時代は降って、 江戸時代の<sup>町</sup>麗『庭訓徃來捷注』(寛政十二年版)に、

とあって、標記語を「自由」とし、語注記には、「自由とは、我儘なるこゝろなり」と記載する。 これを<sup>類書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、標記語「自由」の語注記は未 記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

**Liyǔ** ジユウ. (自由) 自由. 例 ,**Liyǔ** jizaini furumǒ. (自由自在に振舞ふ) 自由に意のままに行動する. [邦訳 3671]

とあって、標記語「自由」の語を収載し、意味を「自由」とする。明治から大正・昭和 時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

じ・いう (名) 【自由】 (一) 己が心のままにて、他に 欄 らぬこと。 爲ることの、思ひのままにて、 障りなきこと。 柳宗元詩 「欲、採\_蘋花-不 $_$ 自由 $_$ 」「自由自在」 (二) 他の束縛を受けざること。 「個人の自由」。 [0873-1]

とあって、標記語を「自由」としてのみ収載するにとどまり、「自由」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「じ・ゆう【自由】〔名〕①(形動)自分の心のままに行動できる状態。②思いどおりにふるまえて、束縛や障害がないこと。また、そのさま。思うまま。②(特に、中古・中世の古文書などで)先例、しかるべき文書、道理などを無視した身勝手な自己主張。多くその行為に非難の意をこめて使われる。わがまま勝手。②ある物を必要とする欲求。需要。③便所。はばかり。手水場。④(英liberty,freedomの訳語)政治的自由と精神的自由。一般に liberty は政治的自由をさし、freedomは主に精神的自由をさすが、後者が政治的自由をさすこともある。政治的自由とは、王や政府の権力、社会の圧力からの支配、強制、拘束をうけずに、自己の権利を執行す

ること。たとえば、思想の自由、集会の自由、信仰の自由、居住・移動の自由、職業選択の自由などの市民的自由をいう。精神の自由とは、他からの拘束をうけずに、自分の意志で行動を選択できること。カント哲学では、自然必然性の支配をうけない理論性の活動を、「…からの自由」または「消極的自由」といい、自分が立法した道徳法則に従って意思を決定する実践理性の活動を、「…への自由」「積極的自由」「道徳的自由」という。⑤人が行為をすることのできる範囲。法律の範囲内での随意の行為。これによって完全な権利、義務を有することになる」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

### [ことばの実際]

近年以降、武士輩、不憚皇憲恣耀私威、成自由下知、廻諸國七道、或押黷神社之神税、 或奪取佛寺之佛聖《**訓み下し**》近年以降、武士ノ\*輩(\*等)、皇憲ヲ憚ラズ恣ニ私威ヲ 耀シ、自由ノ下知ヲ成シ、諸国七道ヲ廻リ、或ハ神社ノ神税ヲ押シ黷シ、或ハ仏寺ノ仏聖 ヲ奪ヒ取ル。《『**吾妻鏡**』寿永三年三月九日の条》

**0700-13** 「御意(ギョイ)」(**394:2003.02.18**)⇒ <u>「御意(ギョイ)」(2000.10.08)</u>参照 室町時代の古辞書である**『運歩色葉集』**(1548 年)の「幾」部に、

御意。〔元亀本 281 ⑤〕〔静嘉堂本 321 ⑤〕

とあって、標記語「御意」の語を収載し、その読みを「(ギョ) イ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状に、読み点を未記載にしている。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「御意」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444 年成立・元和本 (1617 年)) に、標記語を「御意」の語を未収載にする。次に**広本『節用集**』には、

御意ヲサム、コハロ・ヲモフ。〔態藝門 830 ⑧〕

とあって、標記語「御意」の語を収載し、その読みを「ギョイ」とし、その語注記は、未 記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、 標記語「御意」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

とあって、標記語「御感」とし、冠頭字「御」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「ギョイ」として、「御意」の語が収載され、 古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「御意」とし、その語注記は 未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、標記語「御意」の語注記は未記載にする。時代は降って、 江戸時代の町網『庭訓徃來捷注』(寛政十二年版) に、

とあって、標記語を「御意」とし、その語の注記と云うよりは文面内容に順じた記載となっている。これを<sup>頭書</sup>訓練**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

- ▲御意ハ先方の主人などを指していふ。此文ハ宮内少輔の主著か所持せらるゝ品を宮内少輔を頼ミて借て貰ふ義とみるべし。〔38 ウ⑥~39 オ②〕
- ▲御意ハ先方の主人などを指している。此文ハ宮内少輔の主君か所持せらるゝ品を宮内少輔を頼ミて借て貰ふ義とみるべし。[68 オ②~ 69 ウ②]
- とあって、標記語「御意」の語注記は、「御意は、先方の主人などを指していふ」と記載する。 当代の『**日葡辞書**』(1603-04 年成立)に、

Guioi. ギョイ (御意) Micocoro. (御意) 貴人の命令. § Guioini macasuru. (御意に任する) 主君や尊敬すべき人の意向と命令に従う. § Guioi xidai. (御意次第) 主君などの命令や要求のとおりに. § Guioiuo vru. (御意を得る) 主君とか尊敬すべき人から忠告を受ける, そういう人と交際する, または, そういう人に物事を尋ねる. § Guioini iru. (御意に入る) ある貴人の愛顧を受ける, あるいは, 気に入られる. § Guioini, l, guioiuo somuqu. (御意に, または, 御意を背く) 主君などの命にそむく, または, 主君などに不満の念を抱かせる. ⇒ Chigai, ŏ; Monari, u. [邦訳 3011]

とあって、標記語「御意」の語を収載し、意味を「貴人の命令」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

#### 萩原義雄

ぎょ・い(名)【御意】 他の意を云ふ敬語。おぼしめし。御意中。貴意。<u>庭訓徃來、</u> 正月「改年吉慶、被レ任\_御意」候之條、先以目出度覺候」太平記、五、大塔宮熊野落事「此 二つの間、何れも叶ふまじきとの御意にて候はば、力なく、一矢仕んずるにて候」「御意のま にまに」内内得御意度候」。[0498-5]

とあって、標記語を「御意」の語を収載する。これを現代の『**日本国語大辞典**』第二版にも、標記語「ぎょ-い【御意】〔名〕①相手を敬ってその考えや気持をいう語。お考え。おぼしめし。みこころ。②主君や貴人などの仰せ。おさしず。ご命令。おことば。③(「御意のとおり」の意から)目上の人の意見や質問などにたいして、同意を示したり、肯定したりするのに用いる。転じて、感動詞的にも用いる。ごもっとも。そのとおり。[補注]会話で多く用いられているが、「得\_御意\_」などのかたちで往来物にも多く見え、①や②の意味での書簡用語でもあった」とあって、『**庭訓往来**』の語用例を未記載にする。

### [ことばの実際]

實平奉問其御意仰云、傳首於景親等之日、見此本尊非源氏大将軍所爲由、人定可貽 誹〈云云〉《**訓み下し**》実平其ノ\*御意ヲ問ヒ奉ルニ(\*御素意)。仰セニ云ク、首ヲ景 親等ニ伝フルノ日、此ノ本尊ヲ見バ、源氏ノ大将軍ノ所為ニ非ルノ由、人定メテ誹ヲ貽ス ベシト〈云云〉。《『**吾妻鏡**』治承四年八月二十四日の条》

# 0700-14「内々 (ナイナイ)」(394:2003.02.19)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「那」部に、

ナイ**ヘ** 内々。〔元亀本 165 ⑥〕

内々。〔静嘉堂本 103 ⑦〕

とあって、標記語「内々」の語を収載し、その読みを「ナイ**人**」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状には、読み点を未記載にしている。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と**十巻本『伊呂波字類抄**』には、

+/**ヘ** |内々。〔卷第 ・言語 112 ⑤〕内々。〔卷第五・重點 64 ⑥〕

とあって、十巻本に、標記語「内々」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年)) に、標記語を「内々」

の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

ナィ**へ** |内々イソガワシ,ニワカ[平・入]。〔態藝門 406 ②〕

とあって、標記語「内々」の語を収載し、その読みを「ナイ/へ」とし、その語注記は、 未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、

内々。[弘·言語進退 141 ②]

とあって、標記語「内々」の語を収載し、その語注記は未記載にする。また、**易林本『節 用集**』には、

ナイ**へ** 内々。〔言辞 101 ①〕

とあって、標記語「内々」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「かけくは・ふ」として、「内々」の語が収載され、 古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えているものである。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「内々」とし、その語注記は 未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、標記語「内々」の語注記は未記載にする。時代は降って、 江戸時代の<sup>前</sup>器 『庭訓徃來捷注』(寛政十二年版) に、

がいるない人もは、もならなべき 御意を得て内々渡し申被可也/**得**テ\_**御意**ヲ\_内々可キレ**被ル**ハ\_**洩**ヲシ**申**サ\_**也** ある人云こゝに云こゝろハ直に書状を送る事も餘儀なき事故此段承知ありて失礼の 怒をもらし玉へとなり。此趣にてハ内々の字解すへからす。 且又怒といふ事文面 にて見るへからす。按するに是ハ下文にしたる旨を承知ありて内々申玉るへしとい ふ事なるへし。下の衣服なとの類宮内の少輔か所持の品にもあらさるゆへかくいえる なり。されとも猶 穏 ならねハ姑らく是を置く。[52 才⑤~ウ①]

とあって、標記語を「内々」とし、この語自体の注記はここでも未記載にし、「此趣にてハ 内々の字解すべからず」と云う。これを<sup>頭書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、 標記語「内々」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、

Nainai、ナイナイ (内々) 内心で,または,こっそりと. § Nainai mŏxi ireôto zonjita. (内々申入れうと存じた) 私の方でこそあなたを招待しようと思ったのです,あるいは,望んだのです. § Nainaiuo vcagŏ. (内々を伺ふ) 内心,あるいは,内部的ないきさつを尋ねる,あるいは,問いただす.すなわち,人前で公然と話したり議したりする

#### 萩原義雄

に先立って,人の内心や意向を知る. §また,内心で時々,あるいは,内密でしば しば. 〔邦訳 443 r〕

とあって、標記語「内々」の語を収載し、意味を「内心で,または,こっそりと」とする。 明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ない・ない(副)【内々】物事を、ひそかになすに云ふ語。うちうちにて。こっそり。 中務内侍日記「をのこども、殿上につきて、大盤おこなふ、年中行事の障子の許に出御なりて、 内内御覧ぜらる、やがて今夜、解陣なり」。[0522-3]

とあって、標記語を「内々」としてのみ収載するにとどまり、「内々」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ない-ない【内々】[一]〔名〕 ①外から見えない内部。内側。② (形動) 表向きではないこと。人に秘していること。また、そのさま。うちわ。内密。[二]〔副〕①物事をこっそりとするさまを表わす。おもてだたず。ひそかに。うちうち。②表面には出さないで、心中ひそかに思うさまを表わす。内心では。心の中では。③ (「内々は」の形で) 実のところ。実際は」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

### [ ことばの実際 ]

義成語申云、石橋合戰後、平家頻廻計議、於源氏一類者、悉以可誅亡之由、内々有用意之間、向關東可襲武衛之趣、義成偽申處、平家喜之、令免許之間參向《**訓み下し**》義成語リ申シテ云ク、石橋合戦ノ後、平家頻ニ計議ヲ廻ラシ、源氏ノ一類ニ於テハ、悉ク以テ誅亡スベキノ由、内々用意有ルノ間、関東ニ向テ武衛ヲ襲フベキノ趣、義成偽リ申ス処ニ、平家之ヲ喜ビ、免許セシムルノ間参向ス。《『**吾妻鏡**』治承四年十二月二十二日の条》

# 0700-15「洩(もら・す)」(394:2003.02.20)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「毛」部に、

漏。洩。〔元亀本 351 ④〕

漏。洩。〔静嘉堂本 422 ⑧〕

とあって、標記語「洩」の語を収載し、その読みを「も・る(終止形)」と「も・るる(連体形)」とし、語注記は未記載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、山田俊雄藏本・経覺筆本・文明四年本は、 <sup>モラシ</sup> 「**洩**」の読みを記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、

漏 モル。 盧候也/一尅也/水下也。 **泄** 利列反/亦作洩。 **潰**洩 餘制反/又云薩。 《以下略》。 〔前田家本・辞字下 104 才④ 黒川本・辞字下 99 才③〕

泄 モル。 **渫** 治井而除去也。 **潰。漏** 一乾也/水下也。 **涶。瀝。守。渧。泆。涏。 混。 洿。積。 饌。 量。 苞。 洩。 盛** 已上同/一物也。

とあって、三卷本と十巻本に、標記語「洩」の読みを「も・る」として収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、

漏洩モラス・モル、二字ノ之義同シ。洩与ト泄同字也。〔言辭 157 ①〕 とあって、標記語を「漏・洩」とし、語注記に「二字の義同じ。洩と泄と同字なり」と記載する。 次に広本『節用集』には、

とあって、標記語「洩」の語を収載し、その読みを「も・るる」とし、その語注記は、未 記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、

漏。/泄。[弘・言語進退 260 ⑤・⑥]

とあって、標記語「洩」の語は、未収載にし、「漏」「泄」のみ収載する。 また、**易林本『節 用集**』には、

#### <sup>モル</sup>、 同 漏。泄。〔言辞 231 ⑥〕

とあって、標記語「漏」と「泄」の二語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「も・る」「も・るる」「も・らす」として、「洩」 の語が収載され、印度本及び易林本がこの標記語を欠いているが、古写本『**庭訓徃來**』 及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「洩」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

とあって、この標記語「洩」の語注記は、「洩し申すとは、申し届け聞かすることなり」と 記載する。時代は降って、江戸時代の<sup>前</sup>器**『庭訓徃來捷注』**(寛政十二年版)に、

ではいる。ない人もらしもかさるへき 他のでは 一世の では、 ない人もらしもかさるへき 他の では、 ない人もらい もかさるへき 他の では、 またま できる しょうらい ある人 云こゝに云こゝろハ直に書状を送る事も餘儀なき事故此段承知ありて失れの を ない をもらし玉へとなり。此趣にてハ内々の字解すへからす。且又怒といふ事文面にて見るへからす。接するに是ハ下文にしたる旨を承知ありて内々申玉るへしとい ふ事なるへし。下のな版なとの類宮内の少期か所持の品にもあらさるゆへかくいえるなり。されとも猶 穏 ならねハ姑らく是を置く。[52 才⑤~ウ①]

とあって、標記語を「洩」とし、この語自体の注記は未記載にし、「失礼の 怒をもらし玉へ」と云う。これを<sup>項書</sup>訓読 **『庭訓徃來精注鈔』 『庭訓徃來講釈』**には、標記語「洩」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Mori, u, tta. モリ,  $\nu$ ,  $\nu$ 9(漏り, a5、つた) 滴り落ちる. a8 また, 何か容器が漏る. a7 Cuma (隈); Suge, a7 Suge, a8 は a9 に a

とあって、標記語「漏」の語を収載し、意味を「滴り落ちる」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

もら。す (他動・四)【漏・洩】(一) {漏るるやうになす。あましいだす。こぼす。 源氏物語、二帚木 26「涙をもらしおとしても、いとはづかしく、つつましげにまぎらはしかくして」 (二) {竊に他に知らす。(秘事など)漏洩。源氏物語、総角 65「したにそしり申すな りと、衛門督のもらし申し給ひければ」(三) {落す。遺す。脱がす。脱。源氏物語、四、 夕顔 15「この程の事、くだくだしければ、例のもらしつ」「書きもらす」言ひもらす」(四) 逃がす。失ふ。失。逸。「敵をもらす」打ちもらす」。[2021-3]

とあって、標記語を「洩」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「もら・す【漏・洩】[一]〔他サ五(四)〕①もれるようにする。水や音声などを、すきまから出す。涙などを思わずこぼす。②秘密やはかりごとを、うっかり、または、ひそかに他へ知らせる。③心の奥深くに思っていることを、うっかり表情などに現わす。また、感情などを、思わず外に現わす。④必要な事柄を、入れ損なう。落とす。抜かす。また、省く。⑤とり逃がす。逸する。逃がしてしまう」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

### [ ことばの実際 ]

以此旨、可令洩申右大臣殿給之状、謹言上如件《訓み下し》此ノ旨ヲ以テ、右大臣殿 ニ洩ラシ申サシメ給フベキノ状、謹テ言上件ノ如シ。《『**吾妻鏡**』文治元年十二月六日の条》

### 0700-15「勝負(ショウブ)」(395:2003.02.21)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「勢」部に、

勝負。 [元亀本 354 6] [静嘉堂本 430 5]

とあって、標記語「勝負」の語を収載し、その読みを「セウフ」とし、語注記は未記載にする。 古写本『庭訓徃來』七月五日の状に、読みは未記載にしている。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十巻本『伊呂波字類抄』 には.

勝負。「前田家本・畳字下 85 オ⑦ 黒川本・疊字下 82 オ⑦]

**勝劣** 〃利。〃絶。〃地。〃負。〃載。〃形。〃他。〃計。〔卷第九·疊字 190 ⑥〕 とあって、三巻本に、標記語「勝負」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語を「勝負」 の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

勝負ガツマサル・タヘタリ フ・マクル・ヲウ[平・上]。〔態藝門 954①〕

とあって、標記語「勝負」の語を収載し、その読みを「ショウブ」とし、その語注記は、 未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』 には、

勝負。〔弘・言語進退 246 ①〕

勝負。[弘・言語進退 265 ⑤]

勝負 ―事。〔永・言語進退 226 ⑤〕

勝負 一事。一劣。〔尭・言語進退 213 ③〕

とあって、標記語「勝負」の語を収載し、その語注記は未記載にする。また、易林本『節 用集』には、

とあって、標記語「勝事」の語をもって収載し、冠頭字「勝」の熟語群として「勝負」の 語を記載する。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「シヤウブ」か「セウブ」として、「勝負」の 語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「勝負」とし、その語注記は 未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、標記語「勝負」の語注記は未記載にする。時代は降って、 江戸時代の『濃『庭訓徃來捷注』(寛政十二年版)に、

そもへきた。はつかころしなうざ。けいるい 抑 来 ル 甘日比勝 - 負ノ之経 - 営候 勝負ハ 東 る 世日比勝負の経営候/抑来ル甘日比勝 - 負ノ之経 - 営候 勝負ハ きうば まり 弓馬なとより鞠なとの類をいふ。正月五日の書状にいえる楊弓雀に弓等の事也。経営の注ハ前に在。 [52 ウ①・②]

とあって、標記語を「勝負」とし、語注記は、「勝負は、弓馬などより鞠などの類をいふ。 正月五日の書状にいえる楊弓雀に弓等の事なり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『**庭訓徃來精 注鈔**』『**庭訓徃來講釈**』には、標記語「勝負」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

**Xôbu.** ショウブ (勝負) Cachi maqe. (勝負) 勝つことと負けることと. → Qexxi,ssuru (決し、する). [邦訳 7881]

とあって、標記語「勝負」の語を収載し、意味を「勝つことと負けることと」とする。明治 から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

しょう・ぶ [名] 【勝負】(一) 勝つと、負くると。かち、まけ。勝敗。韓非子、喩老篇「未レ知\_勝負」」 唐書、裴度傳「一勝一負、兵家常勢」 袋草紙 (藤原清輔) 三「次 第講レ歌、彼是相互難陳、範兼殊爲\_張本\_て、定\_勝負\_間」 古今著聞集、十、馬藝、秦 頼次、下野敦近、競馬「勝負、普通ならずと、沙汰有て」 [1009-5]

とあって、標記語を「勝負」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「しょうぶ【勝負】[一] [名] ①勝つことと負けること。かちまけ。勝敗。②(一する) 勝ち負けを決めること。勝敗を決すること。また、その戦い。③(一する) 特に、ばくちで勝ち負けを争うこと。かけごとをすること。④よい結果が出るかどうかを決めること。また、その決め手となるもの」とあって、③の意味として『庭訓往来』の語用例を記載する。

### [ ことばの実際 ]

志水、好雙六之勝負、朝暮翫之《**訓み下し**》志水、双六ノ勝負ヲ好ンデ、朝暮之ヲ翫ブ。 《『**吾妻鏡**』元暦元年四月二十一日の条》

0700-17「經營 (ケイエイ)」(395:2002.02.12) は、拙論「『庭訓徃來註』にみる 室町時代古辞書について―その四 五月九日状、語注解―」「駒濹短期大学研究紀要 第32号、2004年3月発行〕の0509-29「經營」(285:2002.02.12)を参照。

0700-18「風流 (フウリュウ)」(395:2003.02.22)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「不」部に、

<sup>フゥリゥ</sup> 風流 遺―餘―之義也。〔元亀本 222 ④〕

風流 遺一餘一之義。〔静嘉堂本 254 ②〕

風流 遺風餘流義也。〔天正十七年本中 56 ウ①〕

とあって、標記語「風流」の語を収載し、その読みを「フウリウ」と「フリウ」とし、その 語注記には「遺風餘流の義なり」と記載する。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状に、「風流」で読みは未記載にしている。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81 年)と十巻本『伊呂波字類抄』 には、標記語「風流」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、

風流フリウ 風情ノ義也。日本ノ俗呼テ-拍子物ヲ\_日フ-風流ト\_。〔言辞 101 ①〕 とあって、標記語を「風流」の語注記は、「風情の義なり。日本の俗拍子物を呼びて風流 と曰ふ」と記載する。次に広本『節用集』には、

又作-流風-。美人兒也。〔態藝門 625 ⑤〕

とあって、標記語「風流」の語を二種類収載し、その読みを「フリウ」とし、その語注記は、「日 本の俗語、拍子物を呼びて風流と曰ふなり」と「又、流風に作る。美人の見なり」と記載する。 印度本系統の弘治二年本・永禄二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、

風流 美人皃也。風流 日本俗呼-拍子物ヲ\_云レ――。〔弘・言語進退 181 ⑥〕 風雅一聞。一情。一度。一流風情之義也。呼デレ拍子物ヲー云レーート云。

「永・言語 149 ⑥〕

**風雅** 一聞。一情。一度。一流 拍子物。一情義。 〔**尭・**言語 139 ④〕 とあって、標記語「風流」の語を収載し、弘治二年本は、広本『節用集』の二種の語を 逆排列にするが共通し、永禄二年本と尭空本の方は、『下學集』に従った語注記を記載 している。また、易林本『節用集』には、

風俗一躰。一便。一波。一間。一流。一束。一葉。一髪月岁。〔言辞 152 ③〕 とあって、標記語「風俗」の語をもって収載し、冠頭字「風」の熟語群として、「風流」の語を収載する。語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「フリウ」もしくは「フウリウ」として、「風流」の語が収載され、語注記の記載についてもA『下學集』から広本『節用集』→印度本系統『節用集』類、B『運歩色葉集』といった二系統になっている点が確認できるのである。とりわけ、下記に示す真字本にも見えている語であり、注記未記載にも関わらず、『運歩色葉集』が「遺風餘流之義也」という記載を有することに注目しておきたい。因みに「余流」の語は、易林本『節用集』に見えている。古辞書『運歩色葉集』の典拠を明確にできることがさらなる注記採録の方針を知る手がかりとなると見ているからにほかならない。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「風流」とし、その語注記は 未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

風 - 流 $_$ ー**可** $_$ キ $_$ 人ル**物** $_$ ナ $_$ ルー $_$ = 風流ハ。時ノ興ヲ催シ遊ビ 戯 ルヽ事ナリ。又 な裳体ノ事也。[下十三ウ⑥・⑦]

とあって、この標記語「風流」の語注記は、「風流は、時の興を催し遊び戯むるる事なり。 又、衣裳の体の事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の<sup>町</sup>濃 **『庭訓徃來捷注』**(寛政十二年版)に、

とあって、標記語を「風流」とし、語注記は、「風流は、弓馬などより鞠などの類をいふ。 正月五日の書状にいえる楊弓雀に弓等の事なり」と指摘記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『**庭訓徃 來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、標記語「風流」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、

**Fǔriǔ**. フウリュウ (風流) 優美な衣服なんどのように,見た目に趣があって優雅なこと. § Fǔriǔna coto. (風流な事) 同上. § Fǔriǔno yoi fito. (風流の良い人) 或

るもの、たとえば服装などが見た目に平凡でなく、趣のある人.  $\rightarrow$  Furiǔ (風流). [邦訳 2831]

**Fûriǔ**. フウリュウ(風流) 或る人または或る国の風習.  $\rightarrow$  Fuguai. [邦訳 2831] **Furiǔ**. フリュウ. または, フウリュウ(風流) さまざまな扮装をして道化を演ずる踊り、あるいは, 踊り一般をいうが、それは踊りの中にはいつも趣があることなどが含まれているからである. [邦訳 2831]

とあって、標記語「風流」の語を収載し、意味を「優美な衣服なんどのように,見た目に 趣があって優雅なこと」「或る人または或る国の風習」「さまざまな扮装をして道化を演ずる 踊り、あるいは,踊り一般をいうが、それは踊りの中にはいつも趣があることなどが含まれて いるからである」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

フウリュウ 「名] 【風流】 [風聲品流の略、剪燈新話(山陽瞿佑宗吉、永樂作) 牡丹燈記「風聲品流能檀-一世-、謂-之風流-也」」(一) みやびたること。すき。 風雅。晉書、樂廣傳「天下言-風流-者、以-王樂-爲-稱首-」花蘂夫人、宮詞「年初 十五最風流」 宿暾集 (宋、宋無)「沈樞謫-毆州-、攜-二鬟-去、數年歸嫁、皆處子、潘 方壽以」詩寄る曰、鐵石心腸延壽藥、不-風流-處却風流 | 古今集、漢序「雖下風流如-野宰相\_、輕情如中在納言上、而皆以-他才\_聞」 芭蕉遺語集「我門の風流を學ぶやからは、 云云、猿蓑、ひさご、曠野、炭俵等、熟覧すべし」柳樽(天明)七編「風流の、道は寢 ぼけて、名が高し」(二) 先人の遺風。餘澤。流風餘韻。後漢書、王暢傳「士女治-教化\_、黔首仰-風流\_、自-中興-以來、功臣將相、繼,世而降」北史、李彪傳「金石可 レ滅、而風流不泯者、惟載籍乎」(三) 美しく飾ること。はで。華美。華奢。古事談、 一、王道后宫「永長元年大田樂事、云云、装束或兼被-仰定-、紅帷、有-風流-、以-冠筥蓋-爲レ笠、差貫有-風流-」三代制符、建久二年三月廿八日宣旨「灌佛布施僧過差、 九、女扮、上「夫男女の風姿たる、風流美麗は古今人の欲する所なり、而も古人は、善美 にして流行に合ひ、意匠の精しくして野卑に非ざる、乃ち之を風流と云ふ」(四)噺しもの。 歌舞。ふりう。下學集、下、態藝門「風流、日本俗、呼-拍子物-日-風流-」看聞御記、 應永廿六年七月十四日「念物拍物如」例、田向青侍共、山臥の負を作、異形風流作」之」同、 應永廿七年正月十一日「入」夜松拍參(地下殿原)、種種風流(九郎判官奥州下向之體)、 有-其興-- 滿濟准后日記、永享二年正月廿五日「畠山風流驚」目了、持-花枝-、竜形廿人、

#### 萩原義雄

水干、立烏帽子、最前赤仕丁六人、皃、云云、盡、善盡、美也」(五) 延年舞に於ける演藝種目の一。天竺、支那、及、我が國上古の故事を仕組みたるもの。これに、大風流、小風流の二種あり。周防國仁平寺本堂供養日記、觀應三年三月、延年次第「十四番、風流、人數(少人十人、若徒十三人)巳上廿三人」(六)能樂に於ける狂言方の演技の一種。主として和泉流に傳はる。千歳掛り、三番叟掛りとて、十數番あり。(七)祭事に行ふ一種の舞樂。(囃子物の風流の遺と云ふ)今、筑後、肥前などの地に殘る。兎園會集説、風流祭(關思亮)「築紫の道の國に、風流といへる神わざありけり、そは八月より九月にかけて、新しねを苅得て、初穂の懸 税を手向け、新醸の白酒を醸みて、處處の産神の御社にぞものすなる、云云、醒齋語らはく、今は大城の御能に、云云、蓬莱風流とか、鶴龜風流などやうに稱へて、鷺、大蔵などいふ家の子のものすなる、是ぞ古の神祭にせし風流の、纔に殘れるなりけり、解云、この風流祭は、古の田舞の名殘なるべし」。

[1723-3]

とあって、標記語を「風流」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ふうりゅう【風流】[名] ①先人の遺風。伝統。余沢。流風。②(形動)上品で優美な趣のあること。優雅なおもむき。みやびやかなこと。また、そのさま。詩歌を作り、その趣を理解し、あるいは趣味の道に遊んで世俗から離れることもいう。風雅。文雅。③美しく飾ること。数奇をこらすこと。意匠をこらすこと。華奢。また、そのもの。④「ふりゅう(風流)③」に同じ。⑤「ふうりゅういんじ(風流韻事)」の略。⑥「ふうりゅうだな(風流棚)」の略。⑦鷹(たか)の翼の一部分の名。→鷹。⑧「たこ(凧)」を西国でいった語」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

# [ことばの実際]

若君御方結構風流、摸大臣饗儀《**訓み下し**》若君ノ御方ニ風流ヲ結構シテ、大臣ノ\*饗(\*大饗ノ)儀ヲ摸セラル。《『**吾妻鏡**』文治五年正月十九日の条》

# 0700-19「紅葉重(もみぢかさね)」(395:2003.02.23)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「毛」部と「賀」部に、

紅葉。〔元亀本 349 ⑥〕 <sup>カサナル</sup> 。〔元亀本 105 ⑤〕

紅葉。〔静嘉堂本 420 ⑦〕

カサネル

重 。〔静嘉堂本 132 ②〕

とあって、標記語「紅葉」と「重」の二語に分けて収載し、その読みを「も みぢ」と「かさなる、かさねる」とし、語注記は未記載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、文明四年本・山田俊雄藏本には 「紅葉重」、経覺筆本には「紅葉重」の読みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と**十巻本『伊 呂波字類抄**』には、標記語「紅葉重」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444 年成立・元和本 (1617 年)) に、標記語を「紅葉重」の語を未収載にする。次に**広本『節用集**』には、

モミチ **楓** フウ[平]末美提**合紀**。或作\_紅葉\_。異名、緑変林。霜紅。霜葉。 錦枝。丹葉。〔草木門 1065 ②〕

とあって、標記語「紅葉重」の語は未収載にし、「楓」と「重・疊・累・沓」の語で収載し、前者の「もみぢ」の語注記は、1 に、『國花合紀集』の「末美提」を採録し、2 に「或作=〇〇-」形式による別表記「紅葉」を載せ、3 に「異名」語彙「緑変林。霜紅。霜葉。錦枝。丹葉」の五語を記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、

重 。〔尭・言語 77 ②〕

とあって、標記語「紅葉重」の語を未収載にし、「楓・紅葉」と「重」の二語をもって収載し、 語注記は未記載にする。また、**易林本『節用集』**には、

とあって、標記語「紅葉重」の語は未収載にし、「楓・紅葉」と「累・重」の二語にして 収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には「紅葉重」の語は未収載に等しい。古写本『**庭訓徃來**』 及び下記真字本にも見えている語なのである。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、標記語を「紅葉重」とし、その語注記

は未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

ままガサネ ケヘ アカ シ 紅葉重トハ。上ハ赤ク下タハ白シ。〔下十三ウ⑧~十四オ①〕

とあって、この標記語「紅葉重」の語注記は、「上は赤く、下は白し」と記載する。 時代は降って、江戸時代の<sup>訂</sup>識 **『庭訓徃來捷注』**(寛政十二年版)に、

もみらかされをなぎら 紅葉重楊裏 /紅 - 葉重**楊裏** もみしかさねとハ上は白く下ハ赤し。 やなきうらと かまっ まいる ハ表 ハ黄色にて裏乃青く黄なるをいふなり。 [52 ウ④・⑤]

とあって、標記語を「紅葉重」とし、語注記は、「紅葉重とは、上は白く下ハ赤し」と記載する。 これを<sup>頭書</sup>訓練**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

もみちがき やなぎりらうせこけいいろへ すちこそでかっしをりものひとへきなこまされない はかまびせいこう も からかぐ 紅葉重ね 楊裏薄紅梅色色の筋小袖隔子織物 単衣 濃 紅 の 袴 美精好の裳唐綾きやりん からきぬくちばちじらきき うせいのおこめねりぬきらきもん あやすり ゑか めゆいまきそめむらこうかき あさぎこそで 狂文 乃唐衣朽葉地紫の 羅 柏練貫浮文の綾摺繪書き目結卷染村紺掻淺黄小袖 おなこ かけおび 同く懸帶 / 紅葉重。楊裏。薄紅梅。色々 / 筋小袖。隔子織物。單衣。濃半紅 / 袴。美精好裳。唐綾狂文。唐衣。朽葉地。紫羅。衵。練貫。浮文 / 綾。摺繪書。目結巻染。村紺掻。浅黄小袖同 / 懸帶。 ▲紅葉重とハ上ハ赤く下ハ白し。 [39 才④~39 ウ①]

もみちかせね やなきうら うすこうぼい いろいろ すちこそで かうしおりもの ひとへぎね こ くれなね 紅葉重。楊裏。薄紅梅。色々の筋小袖。隔子織物。 單衣。濃キ 紅の ではいかう も からあやきやうもん からきね くちばち むらさき うすもの あこめ ねりぬき 袴。美精好の裳。唐綾狂文。唐衣。朽葉地。紫の羅。祖。練貫。うきもん あか すみかま めゆひままぞめ むらこんかき あさぎこそでおなじ かけおび 浮文の綾。摺繪書。目結巻染。村紺掻。浅黄小袖同〈懸帶。▲紅葉重とハ上ハ赤〈下ハ白し。[69 ウ⑤~70 オ④]

とあって、標記語「紅葉重」の語注記は、「紅葉重とは、上は赤く下は、白し」と記載する。 当代の『**日葡辞書**』(1603-04 年成立)に、標記語「紅葉重」の語を未収載にする。 明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

もみぢがさね [名] 【紅葉襲】(一) 襲の色目の名。もみぢ(紅葉)の條の(四)に同じ。**俊成卿女集**「くれなゐに、ちしほやそめし、山姫の、もみぢがさねの、衣手のもり」。 [2016-2]

とあって、標記語を「紅葉襲」を収載するのみである。これを現代の『**日本国語大辞典**』 第二版には、標記語「もみじがさね【紅葉重】」と「もみじがさね【紅葉襲】」を収載し、 前者である「もみじがさね【紅葉重】」〔名〕紅と青の薄手の雁皮紙を重ねた料紙。表は紅、 裏は青。一説に表は赤、裏は濃い赤。女房の五衣の襲に準じて表は黄、裏は蘇芳との

説もある」とあって、用例は未収載であり、すなわち『**庭訓往来**』の語用例は未記載となっている。

### [ことばの実際]

紅葉重のおしいだし[出衣]見ゆ。御所の西に、平板敷に紫縁しきて、尚侍二人ていしたり。 《『中務内侍日記』》

その後、又此にこえむしとて、あけくれ春秋のこえの中にすむ蟲、心に思ふやう、「なさけは人によらずあるものなり。其の上わが名も世の中の人をこえむしなれば」とて、「いかでか玉蟲姫もなびかざるべき」とて、墨すりながし、筆にそめ、頃は秋の中ばの事なるに、薄様に紅葉重、ひきかさね、はつのに薄ほのめきて、風を便りながら一筆まゐらせ候。《御伽草子『玉蟲の草紙』》

### 0700-20「楊裏(やなぎうら)」(395:2003.02.24)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「屋」部に、「楊弓」と「柳筥。 柳色。柳樽」の四語を収載し、標記語「楊裏」は未収載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、建部傳内本だけが「楊裡」と表記する。他諸本は、「楊裏」と表記し、山田俊雄藏本・経覺筆本・文明四年本は、「ヤナキウラ」と読みを施し記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「楊裏」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』、 印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』に、標記語を「楊 裏」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

楊裏。〔言辞 101 ①〕

とあって、標記語「楊裏」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書のうち、易林本にはじめて収載され、訓み「ヤナギウラ」 として標記語「楊裏」の語が収載されていることが判明する。そして、古写本『**庭訓徃來**』 及び下記真字本にも見えている語でもある。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「楊 裏」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

とあって、この標記語「楊裏」の語注記は、「楊裏とは、表は、黄色にて裏の青く黄なるを云ふなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の町番**原訓徃來捷注**』(寛政十二年版)に、

もみちかさねやなぎうら 紅葉重楊裏/紅-葉重楊裏 もみしかさねとハ上は白く下ハ赤し。やなきうら とハ表ハ黄色にて裏乃青く黄なるをいふなり。 [52 ウ④・⑤]

とあって、標記語を「楊裏」とし、語注記は、「楊裏とは、表は黄色にて裏の青く黄なるをいふなり」と記載する。これを<sup>頸書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

- ▲楊裏ハ表ハ黄色にて裏の青く黄なるをいふ。 [39 オ④~ 39 ウ①]
- ▲楊裏ハ表ハ黄色にて裏の青く黄なるをいふ。[69 ウ⑤~ 70 オ④]

とあって、標記語「楊裏」の語注記は、「楊裏は、表は黄色にて裏の青く黄なるをいふ」 と記載する。

当代の『日**葡辞書**』(1603-04年成立) に、標記語「楊襄」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

やなぎうら [名] 【柳裏】(一) 楊色の裏地。 又、それを附けたる着物。 太平記、廿三、大森彦七事「年の程十七八計なる女房の、赤き袴に柳裏の五衣着て、鬢深く鍛たるが云云」 [2044-4]

とあって、標記語を「柳裏」を収載する。これを現代の『**日本国語大辞典**』第二版にも、標記語「やなぎうら【柳裏】[名] 柳色の裏地、また、それを着けた着物」とあって、『**庭 訓往来**』の語用例を未記載にする。

[ことばの実際] 三七日に当たりける夜、赤き袴に柳裏の衣着たる女房の、瑞厳美麗なるが、忽然として時政が前に来たつて、告げて曰く、「汝が前生は箱根法師なり。《『太平記』 卷第五・時政榎島に参篭の事》

## 0700-21 「薄紅梅 (うすコウバイ)」(395:2003.02.25)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「宇」部に、標記語「薄紅梅」の語を未収載する。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状に、山田俊雄藏本・文明四年本は「薄紅梅」、経

<sup>ウス</sup> 覺筆本には「薄紅梅」の読みを施し記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と**十巻本『伊呂波字類抄**』には、標記語「薄紅梅」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』、 印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』に標記語を「薄 紅梅」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

**薄紅梅**。〔食服 117 ⑥〕

とあって、標記語「薄紅梅」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書中、**易林本『節用集』**に、訓みを「うすコウバイ」として、「薄紅梅」の語が収載され、古写本**『庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「薄紅梅」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

\*ナチキウラウスコウバイ スシ カウシシ アリモノ ヒトヘキヌ やカッラシ アサモア キイロ **楊裏薄紅梅色々ノ筋ノ小袖隔子ノ織物。單衣** 楊裏トンン。表ハ黄色ニテ <sup>タラ アヲ \*</sup> 裏ノ青ク黄ナルヲ云ナリ。〔下十四ウ①・②〕

とあって、この標記語「薄紅梅」の語注記は、未記載にする。時代は降って、江戸時代 の前、『**庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版)に、

うすこうばいらん こそで 薄紅梅色々の小袖/薄紅梅**色々/筋小袖** 島の小袖なり。〔52 ウ⑥〕

とあって、標記語を「薄紅梅」とし、語注記は、未記載にする。これを<sup>興書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』** 『**庭訓徃來講釈**』には、

▲薄紅梅ハ浅き 紅 の色をいふ。〔39 オ④~ 39 ウ①〕

<sup>あき 〈れなみ</sup> ▲薄紅梅ハ浅き 紅 の色をいふ。 [70 オ⑤]

とあって、標記語「薄紅梅」の語注記は、「薄紅梅は、浅き紅の色をいふ」と記載する。 当代の『**日葡辞書**』(1603-04 年成立) に、

**Vsucôbai**. ウスコウバイ (薄紅梅) 淡紅色 . [邦訳 7341]

とあって、標記語「薄紅梅」の語を収載し、意味を「淡紅色」とする。明治から大正・ 昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

うすこうばい [名] 【薄紅梅】(一) {紅梅の、花の色、淡きもの。**枕草子**、九、九十一段「さし出させ給へる御手の、僅に見ゆるが、いみじう匂ひたる、うす紅梅なるは、

#### 萩原義雄

限りなくめでたし」(二)川魚の名。きすに似て、青黑くして、脇腹に赤き條あり。(下野)。〔0232-3〕

とあって、標記語を「薄紅梅」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「うすこうばい【薄紅梅】[名] ①紅梅の一種。花の色の薄いもの。②①の花のような色。とき色。③織り色、襲の色目。織り色は紅梅の薄いもの。襲の色目は裏表ともに、紅梅の薄いもの。④江戸時代の高級タバコの名。⑤香木の名。分類は伽羅。⑥魚「うぐい(鯎)」の異名」とあって、③の意味で『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

### [ことばの実際]

梅は、白き・薄紅梅。一重なるが疾く咲きたるも、重なりたる紅梅の匂ひめでたきも、皆をかし。《『徒然草』(1331 年) 139 段》

## 0700-22「色色 (いろいろ)」(395:2003.02.26)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「伊」部に、標記語「色々」の語を未収載にする。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状に、読みは一切加えていず未記載にしている。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「色々」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444 年成立・元和本(1617 年)) に、標記語を「色々」の語を未収載にする。次に**広本**『節用集』には、

ィロへ 色々ショク[入・○]。〔態藝門 40 ⑧〕

とあって、標記語「色々」の語を収載し、その読みを「イロ/へ」とし、その語注記は、 未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』 には、標記語「色々」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

色々。〔言辞8③〕

とあって、標記語「色々」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には、**広本『節用集』と易林本『節用集』**に訓みを「いろいろ」として、「色々」の語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、標記語を「色々」とし、その語注記に

「色々浮紋有り。乱合して云ふなり」と記載する。

古版『庭訓徃来註』では、標記語「色々」の語注記は未記載にする。時代は降って、 江戸時代の『濃『庭訓徃來捷注』(寛政十二年版)に、

うすこうばいろへ こそで 薄紅梅色々/筋小袖 島の小袖なり。[52 ウ⑥] とあって、標記語を「色々」とし、語注記は、未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』** 『**庭訓徃來講釈**』には、標記語「色々」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

とあって、標記語「色々」の語を収載し、意味を「多くの色」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

いろいろ [名] 【色々】(一)種種の色。諸色。古今集、四、秋、上「緑なる、一つ草とぞ、春は見し、秋はいろいろの、花にぞありける」夫木抄、七「早苗取る、御田の<sup>うえめ</sup> 植女も、色色の、袖をつらねて、祝ふ今日かな」「花の色色、蟲の聲聲」(二) さまざま。 くさぐさ。 しなじな。 種種。 他方。 竹取物語、蓬莱の玉の枝「旅の空に、云云、いろいろの病をして」源氏物語、三十九、御法4「いつの程に、いとかくいろいろ思し設けけむ」 [0220-3]

とあって、標記語を「色々」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「いろいろ【色々】[一]〔名〕①(形動)さまざまの色。各種の色。②中古、女房の襲(かさね)の色目。各種の色(薄色、萠葱、紅梅、蘇芳、山吹)を重ねること。③(形動)さまざま。種々。④会合して飲み食いすることをいう、盗人仲間の隠語。〔隠語輯覧(1915)〕[二]〔副〕さまざまに。種々に。[語誌]名詞「色」の畳語形。そのため、その原義は、[一]①のような文字通りの意味であった。平安時代には、「色々」の指し示す対象は、「花」「木の葉」「錦・織物」「糸」「紙」「玉」などに集中していて、それぞれの色とりどりのさまを、多く表わし、鎌倉時代でも、やはり、主流の意味は「さまざまの色」であった。それが室町時代後半になると、現代語のような「さまざま」へと意味の主流が変化して、ついに江戸時代には、「いろんな」という連体詞までが派生してくる」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

### [ことばの実際]

因之、色々神役闕乏各々神人抱愁吟《訓み下し》之二因テ、色色ノ神役闕乏ス。各各神人愁吟ヲ抱ク。《『吾妻鏡』寿永元年五月二十九日の条》

0700-23「筋(すぢ)の小袖(こそで)」(395:2003.02.27)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「須」に、

筋。〔元亀本 362 ④〕

筋。〔静嘉堂本 441 ⑥〕

とあって、標記語「筋」の読みを「すぢ」と「すじ」とし語注記は未記載にする。また、「古」部には、「小結烏帽子。小袴。小姓。小尻刀。小譜。小汁。小春+月。小歩。小人。小手」「小者。小僧。小児。小督能之名」の語を収載し、標記語「小袖」の語は未収載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、文明四年本・山田俊雄藏本に「筋ノ小袖」と、 経覺筆本は「筋ノ小袖」と読みを施し記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「小袖」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444 年成立・元和本 (1617 年)) に、標記語を「小袖」 の語を未収載にする。次に**広本『節用集**』には、

ス<del>チ</del> 筋キン[平]。〔支躰門 1124 ②〕 コソデ

小袖せウシウ[上・去]。〔絹布門 661 ①〕

とあって、標記語「筋」と「小袖」の二語を収載し、その読みを「すぢ」「こそで」とし、 その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足 院本『節用集』には、

スチ 筋。〔弘・支躰 268 ⑧〕

筋。〔永・支躰 230 ⑥〕〔尭・支躰 216 ⑥〕

小神。〔弘・衣服 188 ②〕〔**永・**衣服 154 ⑨〕

ュッァ 小袖 ―袴。〔**尭・**衣服 144 ⑧〕

とあって、標記語「筋」と「小袖」の二語を収載し、その語注記は未記載にする。また、 **易林本『節用集**』には、

スチ 筋キン。〔支躰 239 ①〕 コソデ ヲンソ ベカマ コロモ 小袖 ―御衣。― 袴。― 衣。〔食服 155 ⑦〕

とあって、標記語「筋」と「小袖」の二語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書のうち節用集類には訓みを「すぢ {じ}」「こそで」として、「「筋」と「小袖」の二語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来**註』七月日の状には、標記語を「筋小袖」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、標記語「筋の小袖」の語注記は未記載にする。時代は降って、 江戸時代の『麗『庭訓徃來捷注』(寛政十二年版)に、

▲筋小袖ハ縞地の衣服也。[39 オ④~ 39 ウ①]

▲筋小袖ハ縞地の衣服也。[69 ウ⑤~ 70 オ④]

とあって、標記語「筋小袖」の語注記は、「筋小袖は、縞地の衣服なり」と記載する。 当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、

Sugi. スヂ (筋) 筋, または、神経. → Subiqi,u; Tcuri, ru. 〔邦訳 584 r〕

Cosode. コンデ (小袖) 絹または紬 (Tcumugui) で作った着物 . → Boqeno; Fagu itori, u; Fitotcumaje; Qecaqe. [邦訳 151 r]

とあって、標記語「筋」の意味を「筋,または、神経」とし、標記語「小袖」の語の意味を「絹または紬(Tcumugui)で作った着物」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、「すぢ-こそで〔名〕【筋小袖】」の語は未収載であり、

こ-そで〔名〕【小袖】〔衣、袙、などの、大袖に對する語〕(一)古へ、男女の下着の服。袖口、狭く、袖下を、丸く縫ひ作る、無地の帛を用ゐる、中世は、白小袖は、貴人の用とす。金葉集、九、雜上「行蓮上人が許へ、小袖遣はすとて詠める「あはれまむと、思ふ心は、廣けれど、はぐくむ袖の、狭くもあるかな」豹文記(天文)「白き小袖の事、平人は不」可三着用一候、公家は御用候」記故實拾葉(元文)十四「小袖、御下著也、袖口、大袖より小さし」(二)後世は、染色、縞織に關せず、すべて、絹布の綿入

れ稱、上衣と云ふものなければ、表に着る。(もめん綿入れを、ぬのこと云ふに對す)。 [0689-2]

とあって、標記語を「小袖」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、「す ぢ - こそで 〔名 〕 【筋小袖 】 」 の語は未収載であり、標記語 「こ - そで 【小袖 】 [ 一 ] 〔名 〕 ①袖口を狭くした垂領の長着。肌着として用い、貴族も宿直衣のいちばん下に着けた。② 礼服の大袖の下に着る衣。筒袖による名称であるが、盤領とするのが特色であり、一般の 小袖と相違する。③絹の綿入れ。丸物。④近世の具足の当世袖の一種。大袖に対していう。 [二]足利重代の 鎧 の名称。「語誌」(1) 平安末から朝服の肌着に採用され、重ね小袖として 公武上下男女に広く用いられた。 肌着として白絹製を本義としたが、 しだいに文綾、 染文様と華麗に あこめ うちき ひたたれなり、従来の 袙 や 袿 を省略して重ね小袖の上に直ちに上衣である袍や狩衣、直 垂の類をつけるの が普通になった。室町以来、女子は着流しで重ね小袖の最上衣をはおって打掛の小袖とし、帯の発 達をみた。(2) 安土・桃山時代になると、小袖、帯の着用が上下男女を問わず一般化し、現代の着 物の形態につながる。(3) 江戸時代の前期には、肩から裾にかけた大胆な模様(寛文模様)のもの が見られ、元禄頃になると、総鹿の子紋をはじめとし、尾形光琳などの画家による画がき絵や友禅染 めのものも用いられるなど、自由で多彩な模様となっている。しかし、後期になると、華美な文様や色 の小袖のように衣装を飾り立てるのは「いき」でないとされ、藍色などのさっぱりした色調、縞模様な どのほか、ねずみ色や茶色の渋い色調や小紋の小袖が好まれるようになった」とあって、『**庭訓往来**』 の語用例は未記載にする。

## [ ことばの実際 ]

只今殊刷行粧、著小袖十餘領、其袖妻重色々武衛覽之、召俊兼之刀即進之自取彼刀、令切俊兼之小袖妻給後、被仰曰、汝富才翰也《**訓み下し**》只今殊二行粧ヲ刷ヒ、小袖十余領ヲ著、其ノ袖妻\*色色ヲ重ヌ(\*重色之)。武衛之ヲ覧タマヒ、俊兼ガ刀ヲ召ス。即チ之ヲ進ズ。自ラ彼ノ刀ヲ取リ、俊兼ガ小袖ノ妻ヲ切ラシメ給フテ後、仰セラレテ曰ク、汝\*富才翰ナリ(\*才翰ニ富メルナリ)。《『**吾妻鏡**』元暦元年十一月二十一日の条》

**0700-24**「**小隔子** (こガウシ)」(**395:2003.02.28**) 「隔子」(2001.05.08) の増補のため、 「隔子」の語に関わる古辞書資料については省略する。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、山田俊雄藏本・文明四年本は「隔子」と経覺 筆本は「隔子」の読みを施して記載している。また、天理図書館藏の宝徳三年本は、真

字本と同様に「小隔子」と記載しているのが特徴である。

このように、当代の古辞書には訓みを「カウシ」として、「隔子」の語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えているものである。

さて、真字本『**庭訓往来**註』七月日の状には、標記語を「隔子」とし、その語注記は 未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、標記語「隔子」の語注記は未記載にする。時代は降って、 江戸時代の『濃『庭訓徃來捷注』(寛政十二年版)に、

かうし おりものひとへきぬこきくれない はかま 隔子の織物単衣濃紅の袴/隔子の織物単衣濃紅の袴/隔子の織物/單衣濃紅/袴 皆女房達の装束 也。単衣ハ下ぎなり。其上に五衣其上に表着其上に唐衣を着る也。但し五つ衣 又七つ衣あり。春冬ハ八つも九つも十も重ると也。濃紅の袴ハ千入の袴乃事なり。表ハヘにゝして裏ハ白なり。〔52 ウ⑥~⑧〕

とあって、標記語を「隔子」とし、語注記は未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』** 『**庭訓徃來講釈**』には、

- ▲隔子織物ハ碁の目に織なしたる絹をいふ。[39 オ④~39 ウ②]
- ▲隔子織物ハ碁の目に織なしたる絹をいふ。[69 ウ⑤~ 70 オ⑤]

とあって、標記語「隔子」の語注記は、「隔子織物は、碁の目に織りなしたる絹をいふ」 と記載する。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、「小隔子」の語は見えずただの、カウシ [名]【格子・隔子】[字の音、かくしの音便](一){一種の建具の名。細そく角なる材を、隙間疎く縱横に組み作りて、黑塗にしたるもの。古への寝殿造りの、柱と柱との間に掛けて、内外の隔てとす、一間毎に、横に上下二枚、上なるは外方へ釣りあげ、下なるは常に掛けおきて、出入を許さず。(出入は、妻戸よりす) 倭名抄、十14居宅具「隔子、格子、蔀」源氏物語、四夕顔11「中將の御許、か御かうし一間あげて」(二) 細そき竹木を、縱横に透間あるやうに組みて、窓などに取りつけたるもの。櫺子。安永の川柳「竹格子、坊主のやうな、者も來る」(妾の住宅)(三)格子戸の略。(四)染物、織物の模様に、碁盤の目の如く、縱横の筋を成せるもの。盛衰記、三十五、巴關東下向事「巴は、云云、紫隔子を織りつけたる直垂に、紫間弦くして云云」「障子格子」童子格子」格子編」(五)遊女屋の稱。(遊女屋の表が、格子造りなるより)三世相(貞享、近松作)三「格子、格子を見渡せば」(六)遊女の稱、

かうしぢょらう 格子女郎の略。〔0342-5〕

とあって、標記語を「隔子」と「格子」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞 典』第二版にも、標記語「こう・し【隔子】[一][名]①細い角材を縦横に組み合わて 作った建具。寝殿造りの建具である蔀のこと。②細い木や竹などを、縦横に間をすかして 組んで、窓や戸口の外などに打ち付けたもの。③「こうしど(格子戸)」の略。④染織品 の文様の一種。基盤の目のように縦横に筋を出したもの。⑤遊女屋にある②。また、その 張見世、遊女屋をもいう。⑥江戸時代の遊女、また、その位をいう。遊女の階級の一つ。 京都島原では、遊女の第二級天神をいい、大坂新町では、第一級の太夫、また、江戸 吉原では、第二級の遊女をいった。大格子の内に部屋をもっていることからいう。 ⑦紋所 基本になるベクトルを単位として原点から規則正しく排列された点。 およびそれらの点を結 ぶ線とそれらの線で囲まれた面の総体。1 つのベクトルで規定される平面格子 (二次元格 子)、三つのベクトルで規定される空間格子(三次元格子)がある。⑩電子管の電極の一つ。 グリッドをいう。制御格子、遮蔽格子、抑制格子などがある」とあって、『庭訓往来』 の語 用例を未記載にする。また、標記語「こ・ごうし【小格子】[名] ①小さい格子。②こまか な弁慶縞。⇔大格子。③江戸、新吉原などで、下級な游女屋。また、そこに勤める遊女。 小格子見世。⇔大格子」とあって、②の意味用例として、『庭訓往来註』(室町・大永五 (1525) 年頃成)を引用記載している。

## [ことばの実際]「小格子柄」「白地茶萌黄小格子厚板」

未剋、竹御所寢殿南格子内、犬一疋、忽然出來伏疊上〈云云〉《**訓み下し**》未ノ剋ニ、竹ノ御所ノ寝殿ノ南ノ格子ノ内ニ、犬一疋、忽然トシテ出来シ畳ノ上ニ伏スト〈云云〉。《『**吾妻鏡**』安貞二年九月二十日の条》

## 0700-25 「織物 (をりもの)」(395:2003.03.01)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「遠」部に、

織物。〔元亀本 77 ⑦〕〔静嘉堂本 94 ⑧〕〔天正十七年本上 47 オ⑤〕

とあって、標記語「織物」の語を収載し、その読みを「ヲリモノ」とし、語注記は未記載にする。 古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、山田俊雄藏本・経覺筆本・文明四年本は「織物」 の読みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、

\* 綺ヲリモノ。 纏 同。 織物 同/用也。

[前田家本・雜物上82ウ⑦ 黒川本・雜物上66オ⑦]

綺。檀。織物 已上同。〔卷第三・雜物 78 ①・②〕

とあって、十巻本に、標記語「綺」「艫」「織物」の語を収載する。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444 年成立・元和本(1617 年)) に、標記語を「織物」の語を未収載にする。次に**広本『節用集**』には、

親物シヨクフツ[○・入]。〔絹布門 **214** ②〕

とあって、標記語「織物」の語を収載し、その読みを「ヲリモノ」とし、その語注記は、 未記載にする。印度本系統の**弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』** には、

織物。[弘・財宝 64 ④] [永・財宝 65 ⑦] [尭・財物 60 ①] [両・財寳 70 ⑤] とあって、標記語「織物」の語を収載し、その語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

とあって、標記語「織物」の語をもって収載し、語注記は「衣服」と記載する。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「をりもの」として、「織物」の語が収載され、 古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「織物」とし、その語注記は 未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、標記語「織物」の語注記は未記載にする。時代は降って、 江戸時代の<sup>前</sup>農『庭訓徃來捷注』(寛政十二年版)に、標記語を「織物」とし、語注記は 未記載にする。これを<sup>顕書</sup>訓練**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

▲ **隔子**織物ハ碁の目に織なしたる絹をいふ。 [39 才④~ 39 ウ②]

▲ **隔子**織物ハ碁の目に織なしたる絹をいふ。 [69 ウ⑤~ 70 オ⑤]

とあって、標記語「織物」の語注記は、「**隔子**織物は、碁の目に織りなしたる絹をいふ」 と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、

#### 萩 原 義 雄

Vorimono. ヲリモノ(織物) 日本で織られる絹織物の一種. 〔邦訳 7181〕 とあって、標記語「織物」の語を収載し、意味を「日本で織られる絹織物の一種」とする。 明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ヲリモノ [名] 【織物】(一) 木綿、絹、麻等、すべて、絲を機にかけて織り成せる物の稱。布帛。(二) {絹布に、多く文あるものの稱。綾。竹取物語「いふべくもあらぬ綾おり物に、繪をかきて」。[0330-4]

とあって、標記語を「織物」の語を収載する。これを現代の『**日本国語大辞典**』第二版にも、標記語「おりーもの【織物】 [名] ①糸を機にかけて織った布の総称。絹織物、毛織物、木綿織物など。②さまざまの紋様を浮き出すように織った絹の布。または、それで仕立てた衣服。綾織物。綾。昔、宮中で着用する場合は、上級女房以上に限られていた」とあって、『**庭訓往来**』の語用例を未記載にする。

### [ことばの実際]

堅文織物奴袴、出薄色紅梅褂、《訓み下し》堅文ノ織物奴ノ袴、薄色紅梅ノ褂ヲ出ス《『吾妻鏡』建久元年十二月二日の条》

## 0700-26「單衣 (ひとへきぬ)」(395:2003.03.02)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「飛」部に、標記語「單衣」の語を未収載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、山田俊雄藏本・文明四年本は「 單 衣 」と経 とよった! 豊筆本は「 單 物 」の読みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、

單衣 ヒトヘキヌ/都寒反。〔前田家本・雜物下 94 ウ① 黒川本・雜物下 90 オ⑧〕 單衣 ヒトヘキヌ。**衫**同。〔卷第九・雜物 342 ④〕

とあって、十巻本に、標記語「單衣」の語を「ひとへきぬ」と訓み収載する。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444 年成立・元和本(1617 年)) に、標記語を「單衣」 の語を未収載にする。次に**広本『節用集**』には、ア部の

アウタンザン **製單衫**フスマ,ヒトエ,カタビラ[上・平・平]云生ノニ單絹ヲ<sub>ー</sub>。〔絹布門 748®〕 とあって、標記語「襖單衫」の語注記中に「ひとゑきぬ」で「單絹」とし記載が見える。

印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、

偏。<sup>翼</sup>。〔永・言語 219 ⑥〕

偏。單。〔尭・言語 204 ⑦〕

とあって、言語門に標記語「單」の語を収載し、その語注記は未記載にする。また、**易林本『節 用集**』には、

ピトヘギヌ 單 衣 。 〔食服 224 ⑥〕

とあって、標記語「單衣」の語をもって収載し、訓みを「ひとへぎぬ」とし、語注記は未 記載にする。

このように、上記の古辞書のうち、三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十巻本『伊 呂波字類抄』、易林本『節用集』に、訓みを「ひとへぎぬ」として、「單衣」の語が収載 され、古写本『庭訓徃來』及び下記真字本にも見えている語である。そして、『運歩色葉 集』や広本『節用集』には継承されていない語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「單衣」とし、訓みは「うすぎぬ」 とあり、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、標記語「單衣」の語注記は未記載にする。時代は降って、 江戸時代の<sup>前</sup>雲『**庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版) に、

かうし おりもの**ひとへきぬ**こさくれない はかま **隔子**の織物 単 衣 濃 紅 の 袴 **/隔子** /**織物** / **單衣濃紅** / 袴 皆女房達の装束 也。 単衣ハ下ぎなり。 其上に五 衣 其上に表 着 其上に唐衣を着る也。 但し五つ衣 又七つ衣あり。 春冬ハ八つも九つも十も 重 ると也。 濃紅の袴ハ千入の袴乃事なり。 表ハへにゝして裏ハ白なり。 [52 ウ⑥~⑧]

とあって、標記語を「單衣」とし、語注記は、「單衣は、下ぎなり。其上に五衣、其上に 表着、其上に唐衣を着るなり。但し、五つ衣、また、七つ衣あり。春・冬は、八つも九つ も十も重ねるとなり也」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

▲単衣ハ下着也。〔39 オ④~ 39 ウ②〕

▲単衣ハ下着也。[69 ウ⑤~ 70 オ④]

とあって、標記語「單衣」の語注記は、「単衣は、下着なり」と記載する。

当代の『日**葡辞書**』(1603-04 年成立) に、標記語「單衣」の語を未収載にする。明 治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

ひとへぎぬ〔名〕【單衣】〔一重衣の義。禮記、玉藻篇、注「襌、有衣裳而無裏」〕

(一) {衣の一重にて裏なきもの。ひとへもの。ひとへごろも。**倭名抄**、十二 19 衣服類「單衣、比止閉岐沼」**齊明紀**、六年三月「從二一船裏一出二二老翁」、廻行熟視二所」積 綵帛等物一、便換二着單 衫一、各提布一端、乗」船還去」(二)略して、ひとへ。 装束の下に重ねて着る衣の名。 表着の色に因りて、其色に定めあり。 地は綾にて、張り、又は、板引にす。 若年は重菱の紋、老年は遠菱、極老は白き色、四季共に着用すとぞ。**後照念院殿装束抄**「單衣、云云、束帶下赤張單衣事」北山抄、九、羽林要抄「相撲召合、云云、就」中御覽之日、上臈亞相、於二御前一勸盃、無二單衣一透」身、還似二無禮一、然而存二故實一、遺二悋惜之名一乎」頼信卿記「享保二十年四月一日庚午、已刻仙洞着御御衣冠一、云云、御衣、裏山吹、御單(豎菱紅)、御鎭守御奉幣相濟後入御十一月三日戌戌、御即位、依」之院御幸、着二御赤色御袍(菊)、麹塵御衣(裏山吹、下同事)、紅御單一(堅菱)」。 [1681-5]

とあって、標記語を「單衣」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ひとへぎぬ【單衣】[一][名]①裏地のついていない衣服。②装束の下の肌着、または肌小袖の上につける裏なしの衣。女子は袴の上につけるので裾を長く引き、男子は袴に着こめるので裾を短く仕立てるのを普通とした」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

## [ ことばの実際 ]

下於中御所西對渡廊立屏風、被著所賜之御衣〈浮線綾狩御衣、紫浮織物御奴袴、蘇 芳二袙紅單衣〉則又被參簾中《**訓み下し**》中/御所/西/対ノ渡リ廊ニ於テ、屏風ヲ立テ、 賜フ所/御衣ヲ著セラル。〈浮線綾狩御衣、紫ノ浮織物御奴袴、蘇芳二袙紅ノ単衣〉則チ 又簾中ニ参ラル。《『**吾妻鏡**』康元二年二月二十六日の条》

**0700-27**「**濃紅袴** (こきくれなゐのはかま)」(**395:2003.03.03**) ※「はかま【袴】」については、他にことばの溜池「鎖袴」(2002.10.28) を参照。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「古」部と「波」部に、

コイクレナイ 濃 紅。[元亀本 233 ⑤] 袴。[元亀本 34 ⑨] コイクレナイ 濃 紅。[静嘉堂本 268 ⑥] 袴。[静嘉堂本 37 ①]

濃紅。〔天正十七年本中63才④〕 袴。〔天正十七年本上19才⑥〕

とあって、標記語「濃紅」と「袴」の二語に分けて収載し、その読みを「こいくれない」と「はかま」とし、いずれも語注記は未記載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、山田俊雄藏本・文明四年本は「濃紅ノ がする。 一巻」と経覺筆本は「濃紅ノ袴」の読みを施して記載している。此語の訓みは、「こいく れない」と「こき (くれなる)」との二種の訓みが見られる。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と**十巻本『伊呂波字類抄**』 には、

濃 コシ。色—/又コマヤカ也。〔前田家本・光彩下 7 ウ④ 黒川本・光彩下 6 ウ④〕 濃 コシ。色—亦コマヤカナリ。〔卷第七・光彩 141 ④〕

紅花 クレナキ/戸公反。〔黒川本・光彩中 76 ウ①〕

紅 クレアヰ。紅花同/俗用。線尓雅云染謂之一今之紅也。〔卷第六・光彩 419 ①〕 袴 ハカマ。又作絝。襦 同/短衣也。

[前田家本・雜物上 26 オ④ 黒川本・雜物上 21 オ⑤]

袴 ハカマ。襦 短衣也。袴 已上同。〔卷第一・雜物 177 ④〕

とあって、標記語「濃」「紅」と「袴」の三語に分けて収載し、語注記は未記載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年)) に、標記語を「濃紅袴」の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

ュゥ 濃 ヂヨウ,コマヤカ[平]。〔態藝門 28 ②〕

カレナイ 紅 コウ[平]。〔光彩門 506 ⑥〕

とあって、標記語「濃」「紅」と「袴」の三語に分けて収載し、その読みを「こく」「くれない」「はかま」とし、その語注記は、いずれも未記載にする。 印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・ 尭空本・両足院本『節用集』 には、

濃 コマヤカナリ 色。〔弘・言語進退 189 ④〕

濃 コマヤカ也/色。〔**永・**言語 157 ①〕

濃色—/コマヤカ也。〔**尭・**言語 146 ⑤〕

プレナイ 紅 。〔弘・言語進退 160 ⑤〕〔永・言語進退 133 ①〕

[尭・言語 122 ②] [両・言語・148 ⑤]

袴。 [弘・財宝 21 ①] [永・財宝 19 ③] [尭・財宝 17 ⑦] [両・財宝 21 ⑧] とあって、標記語「濃」「紅」と「袴」の三語に分けて収載し、その読みを「こき」「くれない」「はかま」とし、その語注記は、未記載にする。また、**易林本『節用集』**には、

濃**淺黄** — 紅 。〔食服 155 ⑦〕

とあって、標記語「**濃淺黄**」の語をもってその語注記に冠頭字「濃」の熟語群として「濃紅袴」の語を記載する。

このように、上記当代の古辞書には、「濃紅」の語を『**運歩色葉集**』と**天正十八年本『節 用集』・易林本『節用集**』が収載し、他の古辞書は、「濃」「紅」と「袴」の三語に分けて収載する。また、「袴」の語は同じく全ての古辞書に収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来**註』七月日の状には、標記語を「濃紅袴」とし、その語注記は、未記載にする。

△濃紅袴 ヒシホノ袴ト云也。同表紅也。〔静嘉堂本**『庭訓徃來抄**』古写冠頭書込み〕 **古版『庭訓徃来註**』では、

とあって、この標記語「濃紅袴」の語注記は、「内裏・仙洞のすまひする人著るなり。千 入のはかま是なり。うらを白く表ては練を飽くまで紅にそむるなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の<sup>訂</sup>器 『**庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版)に、

隔子の織物単衣濃紅の袴/隔子/織物/單衣濃紅ノ袴 皆女房達の装束也。単衣ハ下ぎなり。其上に五衣其上に表着其上に唐衣を着る也。但し五つ衣又七つ衣あり。春冬ハ八つも九つも十も重ると也。濃紅の袴ハ千人の袴乃事なり。表ハへにゝして裏ハ白なり。〔52 ウ⑥~⑧〕

とあって、標記語を「濃紅袴」とし、語注記は、「濃紅袴は、千入の袴の事なり。表はへに」して、裏は白なり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読 『**庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

▲濃紅袴ハ千入の袴ともいふ。 表 ハ真紅にて裏ハ白し。 [39 オ④~39 ウ②]

▲濃紅袴ハ千入の袴ともいふ。表 ハ真紅にて裏ハ白し。[69 ウ⑤~ 70 オ⑥] とあって、標記語「濃紅袴」の語注記は、「濃紅袴は、千入の袴ともいふ。表は、真紅にて裏は、白し」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Coicurenai. コイクレナイ (濃紅) 非常に深い紅色. [邦訳 1421]

† Facama.ハカマ(袴) 半ズボン[袴],または,ズボンの下.§ Facamano coxi.(袴の腰)日本の袴の後ろの側にある,あの薄板.§ Facamano machi.(袴の襠)袴の両脚の間の所にさし加える布ぎれ.§ Facamano mayegoxi.(袴の前腰)袴の前面の腰に接する部分.§ Facamano qiguiua.(袴の着際)袴を着用した時に袴[の上端]が届いて腰に接する所.§ Facamano ixizzuqi.(袴の石突)袴の裾,あるいは,末端.§ Facamano soba.(袴の稜)例, Facamano sobauo toru.(袴の稜を取る)袴の横脇の部分を取って帶にはさむ.§ Facamano vxirouobi.(袴の後帯)後ろの方で結ぶための[袴の]紐.※原文のCalcoesは calcãoの複数形. calcãoは,腰から膝,または,膝の少し下までの男性用半ズボンを指す.当時の calcãoは,大体"袴"に似ているが,股に密着してゆとりがなく,横脇のあきまや腰板に当たるものがないなど,種々の違いがあるけれども,他に適切な語がないので、早くからこの語を日本の"袴"にあてて用いている.原文のCiroulasは ceroulas に同じ.ズボンの下に着用する衣類で、麻や木綿やリンネルで作ったズボン下、下着を指す."袴"の類に"肌袴"や"股引"もあるので、"袴"を総括的に説明するために、この ciroulas を付け加えたものか. 別条 Fadacama にはこの語の用例がある.

ightarrow Fumicucumi,u;Saqeyabure,ru;Yeboxi camiximo. 〔邦訳  $192~\mathrm{r}$ 〕

とあって、標記語「濃紅袴」の語を収載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大 言海』には、「こきくれなゐ〔名〕【濃紅】」「くれなゐのはかま〔名〕【紅袴】」の語は 未収載にする。

てき [形] 【濃】濃しの連體形、其條を見よ。[0656-2]

はかま〔名〕【袴】〔穿裳の轉。 えの臥裳の轉なるが如し〕(一){腰脚を絡ふ衣。

古きは、陰處を掩ふものにて、製、猿股引の如きものか、後に、はだばかま(膚袴)と云ふものならむ。褌。神代紀、上14「投\_其禅、是謂\_開噛神」崇神紀、十年九月「屎漏\_于禅」、乃脱」甲而逃之」雄略即位前紀「臣の子は、栲の婆伽摩を、七重をし、庭に立たして、あゆひなたすも」履中即位前紀「爲」我殺\_皇子」、吾必敦報」汝、乃脱」錦戸を被ふべく寛く作れる衣。紐にて腰に約し、二脚に當る所、分れて袋の如し。表の袴、指貫の袴あり。又、長袴、半袴、馬乘袴、行燈袴等あり。各條に註す。袴。を名抄、十二19衣服類「袴、八賀萬、脛上衣名也」(三)植物の莖などを絡ふ寛き皮。苞。藁の袴、稲莖の筩、土筆の花筩なども、此類なるべし。書字考節用集、六、生植門「苞、ハカマ、黄衣也」(四)方、又は、圓の小さき匣を酒瓶の座とするもの。蜀山百首「世の中は、扨もせはしき、酒の燗、ちろりのはかま、きたりぬいだり」。〔1565-1〕、標記語を「濃」「紅」「袴」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第も、標記語「こいくれない【濃紅】〔名〕くれない色みら濃いもの。濃きくれない。

とあって、標記語を「濃」「紅」「袴」を収載する。これを現代の『**日本国語大辞典』**第二版にも、標記語「こいくれない【濃紅】[名] くれない色みら濃いもの。濃きくれない。深紅」標記語「はかま【袴】[一] [他サ五 (四)] ①とあって、この語を「濃紅袴」と一語に認定するには至っていないことを知る。依って、『**庭訓往来**』の語用例を未記載にする。

[ **ことばの実際** ] →上記 『庭訓往來』 及びその注釈書類が初出用例にふさわしい。

# 0700-28「美精好(ビセイガウ)」(395:2003.03.04)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「飛」部には、標記語「美精好」は未収載にし、「勢」部に、

× 〔元亀本 349 ⑥〕

精好。〔静嘉堂本 427 ①〕

とあって、標記語「精好」の語を収載し、その読みを「セイカウ」とし、語注記は未記載 にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、山田俊雄藏本・文明四年本は「美精好」と経 覺筆本は「美精好」の読みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と**十巻本『伊呂波字類抄**』 には、標記語「美精好」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、

<sup>セイガウ</sup> 精好。〔絹布 95 ⑥〕

標記語を「精好」の語をもって収載する。次に広本『節用集』には、

せイガウ・クワシ、コノム

精 好 アキラカ、ヨシ[平・去]絹類。〔態藝門 1085 ④〕

とあって、標記語「精好」の語を収載し、その読みを「セイガウ」とし、その語注記を「絹類」 と独自記載する。 印度本系統の**弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』** には、

<sup>セイガウ</sup> 精好 絹類。「弘・財宝 264 ⑤] 「永・財宝 225 ®] 「**尭・**財宝 212 ⑥]

鎧可着次第 ○三大口精好〔兩・財宝 96 ⑥〕

とあって、標記語「精好」の語を収載し、その語注記は「絹類」と記載する。 また、**易林本『節 用集**』 には、

精好。〔食服 234 ⑦〕

とあって、標記語「精好」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「セイガウ」として、「精好」の語が収載され、 古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「美精好」とし、その語注記は未記載にする。

※精好一袈裟也。/**抄**云精好ハ袈裟也。私云加沙精好トヨムへキ也。或説村上 天王時二慈恵大師禁中へ細々御参アリテ縫ト云物ヲ見テ慈恵ノ素絹ヲツクリ始也。 口傳アリ。[国会図書館藏左貫注書込み]

古版『庭訓徃来註』では、

と 世 イ カ ウ モ 美 精 - 好 / **裳** ハ。ハカマ 同 事。 〔下 十四 ウ ③〕

とあって、この標記語「美精好」の語注記は、「はかま同じ事」と記載する。 時代は降って、 江戸時代の<sup>訂</sup>叢 **『庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版)に、

とあって、標記語を「美精好」とし、語注記は、「うるはしくこまやかなる絹にてしたる裳なり」

#### 萩 原 義 雄

と記載する。これを<sup>頸書</sup>淵燕**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

▲美精好ノ裳ハうつくしき精好の絹にて製したる裳也。 爰にいふ裳ハ官 女の装束 たけ こし むけ がる ひ 也。長一丈ばかり腰に結びて後ろへ曳くもの。 [39 ウ②・③]

▲美精好/裳ハうつくしき精好の絹にて制したる裳也。 爰にいふ裳ハ官女の装束なり。 長一丈ばかり腰にむすびて後ろへ曳くもの。 [70 オ⑥~70 ウ②]

とあって、標記語「美精好」の語注記は、「美精好の裳は、うつくしき精好の絹にて制したる裳なり。爰にいふ裳は、官女の装束なり。長一丈ばかり腰にむすびて後ろへ曳くもの」と記載する。

当代の『日**葡辞書**』(1603-04 年成立) に、標記語「美精好」の語を未収載にする。 そして「精好」の語で、

Xeigǒ. セイガゥ (精好) 絹 (Quinu) と呼ばれる織物の一種. [邦訳 7451] とあって、標記語「精好」の語を収載し、意味を「絹 (Quinu) と呼ばれる織物の一種」とする。 ※「精好」については、ことばの溜池「丹後精好」(2001.11.26) 参照。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

びせいがう [名] 【美精好】(一) 美しき精好織。庭訓往来、七月「美精好裳」。孕常磐(寳永、近松作) 一「そぞろ浮き立つ出立は、赤地の錦の着長に、美精好の大口、重代の御佩刀」。[1666-2]

とあって、標記語を「美精好」を収載する。これを現代の『**日本国語大辞典**』第二版にも、標記語「びせいごう【美精好】[名] 美しき精好織」とあって、『**庭訓往来**』の語用例を未記載にする。

## [ことばの実際]

此外兼被納御塗篭物等美精好絹五十疋、美絹二百疋、怙絹二百疋、紺絹二百端、紫五十端、系千兩、綿二千兩、檀紙三百怙、厚紙二百怙、中紙千帖、次被納御厨子中物、砂金百兩、南庭十兩、次御服二重《**訓み下し**》此ノ外兼テ御塗篭ニ納レラルル物等、美精好ノ絹五十疋、美絹二百疋、帖絹二百疋、紺ノ絹二百端、紫五十端、糸千両、綿二千両、檀紙三百帖、厚紙二百帖、中紙千帖、次二御厨子ノ中ニ納レラルル物、砂金百両、南庭十両、次二御服二重。《『**吾妻鏡**』建長四年四月一日の条》

0700-29「裳(も)」(395:2003.03.05)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「毛」部に、

裳。〔元亀本 351 ①〕〔静嘉堂本 422 ⑤〕

とあって、標記語「裳」の語を収載し、その読みを「もすそ」とし、語注記は未記載にする。 古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、山田俊雄藏本・文明四年本は「裳」と経覺筆本は「裳」の訓みを施して記載している。標記語「裳」の訓みを経覺筆本だけが「もすそ」とし、山田俊雄藏本・文明四年本はすべて「も」としている。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、

とあって、標記語「裳」と「裙」の二語を収載する。訓みは「も」としている。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、

葉 以上ノ三種ハ律家ノ之所ロレ用ル也。〔絹布 96 ⑦〕

とあって、標記語を「裳」の語注記は、「以上の三種は、律家の用いる所なり」と記載する。 次に**広本『節用集**』には、

\* もスソ・も **裙**モスソ。 裳 シヤウ[平]律家所』用。[絹布門 1067 ④・⑤]

とあって、標記語「裙」と「裳」の二語を収載し、その読みを「もすそ」と「も」とし、その語注記は、『下學集』を継承して「律家の用いる所」と記載する。印度本系統の弘治 二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、

<sup>モスソ</sup> 裳 モ 律家所用。〔弘・財宝 259 ⑦〕〔**尭・**財宝 207 ⑨〕

とあって、標記語「裳」の語を収載し、その語注記は未記載にする。 また、**易林本『節用集』** には、

とあって、標記語「裙」「裾」「裳」「裔」「齋」の五語をもって収載し、語注記は最後に「衣下之裳」と記載する。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「もすそ」と「も」として、「裳」の語が収載

され、古写本『庭訓徃來』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、標記語を「 $\overset{\epsilon_{X,Y}}{\xi}$ 」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

**美精 - 好**/裳 ハ。ハカマ同事。〔下十四ウ③〕

とあって、この標記語「裳」の語注記は、「はかま同じ事」と記載する。時代は降って、 江戸時代の<sup>訂</sup>器**『庭訓徃來捷注』**(寛政十二年版) に、

美精好の裳/美精・好/裳 ハうるはしくこまやかなる絹にてしたる裳なり。裳ハ長さ一丈はかり幅、腰にて二尺四五寸あり。大腰に然帯をつけ、肩にをる。又小腰長さ四尺あまり引腰長さ六尺はかりに幅二寸はかりなるをつけを着る時五裳を附る。 男子の東帯のことし。[52 ウ④・⑤]

とあって、標記語を「裳」とし、語注記は、「裳は、長さ一丈ばかり幅、腰にて二尺四五寸あり。 大腰に然帯をつけ、肩にをる。また、小腰長さ四尺あまり、引腰長さ六尺ばかりに幅二寸 ばかりなるをつけを着る時五裳を附る。男子の束帯のごとし」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『**庭 訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

▲美精好/裳ハうつくしき精好の絹にて制したる裳也。爰にいふ裳ハ官女の装束なり。長一丈ばかり腰にむすびて後ろへ曳くもの。〔70 オ⑥~70 ウ②〕

とあって、標記語「裳」の語注記は、「裳は、官女の装束なり。長一丈ばかり腰にむすび て後ろへ曳くもの」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立) に、

Mosuso. モスソ (裳裾) 着物の裾 . 〔邦訳 424 1〕

とあって、標記語「裳」の語を「もすそ」のみ収載し、意味を「着物の裾」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

も [名]【裳】[纏く意かと云ふ] (一) {昔、腰より下に着る衣。(裳に褶、(即ち 5はち 上裳、裾、即ち下裳とあり)。續日本紀、九、承和七年三月の詔に「自今以後、云云、一<u>裳</u>之外、不」得二重着一」とあり。みも。**倭名抄**、十二 19 衣服類「上(表)日」裙、下(裏)日」裳、毛」(二重にはきて、上裳、下裳と云ふ) 神代紀、上 21 「天照大神、云云、

標、養魚、袴」 萬葉集、廿36 長歌「美母の裾抓みあげ」(防人の母に云ふ)。(二){腰部より後の方のみに覆ひ着る袴の如きものにて、襞深く、種種の繍物などを施す。 近つきぬ からぎぬ 五衣、唐衣と共に、女房の大禮服とす。源氏物語、五十一、蜻蛉22「裳は、ただ今、我より上なる人なきにうちたゆみて、色もかへりざりければ」(三)僧侶の腰に着くるもの。 玄蕃寮式「讀師法服、九條袈裟、云云、裳一腰」(四) 布團の類。 すべて下に用ゐるもの。即ち、念は臥も、氈は毛も、筵はも代、袴は穿もの類なり。[1998-5]

とあって、標記語を「裳」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「も【裳】[一] [名] ①古代、腰から下にまきつけた衣服の総称。②男子の礼服の時、表袴の上につけるもの。上は四幅、下は六幅であるものを一二襞に畳んで縫い着ける。上部に紐があって、着用する時は腰に引きまわし、前で引き違えて結ぶ。③宮廷奉仕の婦人、またそれに相当する貴族の婦人の正装の時、表着や袿の上に腰部より下の後方にだけまとう服。腰に当たる部分を大腰といい、左右に引腰と称する紐を長く垂れて装飾とし、別に紐を左右の腰の脇より下へまわして結んで止める。これを小腰という。④僧侶の腰につける衣」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

### [ ことばの実際 ]

不空羂裳護摩同被行之。《**訓み下し**》不空羂裳護摩同ク之ヲ行ハル。《『**吾妻鏡**』貞永元年十月十七日の条》

# 0700-30「唐綾 (からあや)」(395:2002.10.10)

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、山田俊雄藏本・経覺筆本・文明四年本は、標記語を「唐綾」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三巻本『**色葉字類抄**』(一一七七一八一年)、室町時代の十巻本『伊呂波字類抄』には、標準語「唐綾」の語は未収載にする。室町時代の古写本『下學集』(一四四四成立)、広本『節用集』印度系統の弘治二年本・永禄二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、標準語「唐綾」の語を未収載にする。ここで古辞書における「唐綾」についてまとめておくと、『運歩色葉集』に唯一収載が見られることになる。

真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「唐綾」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

カラアヤ キャウモン カラキヌ 唐 - 綾**狂 - 文ノ唐衣**トハ。カラ物ナリ。〔下十四ウ③〕

とあって、この標記語「唐綾」の語注記そのものは、未記載にする。時代は降って、江 戸時代の<sup>訂</sup>題『**庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版) に、

とあって、標記語を「唐綾」とし、語注記は、未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』 『庭訓徃來講釈』**には、標記語「唐綾」の語注記は未記載にする。明治から大正・昭和 時代の大槻文彦編**『大言海』**には、

カラ-あや(名)【唐綾】[唐織物の條を見よ] 唐織りの綾。枕草子、八、九十一段「宮は白き御衣共に、紅のからあや二ツ、白からあやと奉り」[437-3]

とあって、標記語を「唐綾」を記載する。

これを現代の『**日本国語大辞典**』第二版にも、標記語「も【唐綾】〔名〕中国から伝来した綾。綾を浮織にしたもの。わが国でその製法にならって織ったものにもいう。からのあや」とあって、『**庭訓往来**』の語用例を未記載にする。

## [ことばの実際]

「童は、青色に、蘇芳の汗衫、からあやのうへの 袴、 袙 は、山吹なる唐の綺を、おなじさまに整へたり」《『**源氏物**語』若菜下》

## 0700-31「狂文 (キヤウモン)」(395:2003.03.06)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「記」部に、元亀二年本は、 キャウラン ジン チョ ガ キャウラン ゲン 脱語部分にあたり、静嘉堂本には「狂乱。狂人。狂女。狂歌。狂起。狂雲。狂言」 の七語を収載し、標記語「狂文」の語を未収載にする。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状に、山田俊雄藏本・文明四年本は「狂文」と経 覺筆本は「狂文」の訓みを施して記載している。この山田俊雄藏本・文明四年本の訓み「ヒ ヤウノモン」は、室町時代の古辞書である饅頭・黒本・易林といった『節用集』にも見え、 下記に示す『日葡辞書』にも採録されており、江戸時代の『書言字考節用集』までにそ の記載を見る。このことは、室町時代に於いて「ヒヤウモン」と「キヤウモン」の二種類の 訓みが併存していたことが知られる。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「狂文」の語を未収載にする。ただし、「ヒヤウモン」の訓みで標記語「平文」とし収載が見られる。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、印度本系統の弘 治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』に、標記語を「狂 文」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(文明年間成立)には、

狂文 クルウ, フン・カザル・フミ[平・平]。 〔光彩門 817 ⑧〕

とあって、標記語「狂文」の語を収載し、その読みを「キャウモン」とし、その語注記は、 未記載にする。

このように、上記当代の古辞書のうち**広本『節用集』**にだけ訓みを「キヤウモン」として、「狂文」の語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「狂文」とし、その語注記は「色々浮紋の有るを乱れ合せて云ふなり」と記載する。

古版『庭訓徃来註』では、

カラアヤキャウモン カラキヌ **唐 - 綾**狂 - 文ノ**唐衣**トハ。カラ物ナリ。〔下十四ウ③〕

とあって、この標記語「狂文」の語注記は、未記載にする。 時代は降って、江戸時代の $^{\pi}$  $_{\mathbb{R}}$ 『 $\mathbf{c}$  **調性來捷注**』(寛政十二年版)に、

からあやきやうもん からぎね **唐綾**狂文/**唐衣** <u>狂文</u>ハ色色乃浮文なり。 唐衣ハ腰より上は きゃく かりにして袖身よりせばし。 [53 オ③・④]

とあって、標記語を「狂文」とし、語注記は、「狂文は、色色の浮文なり」と記載する。これを
『鹿訓徃來精注鈔』 『庭訓徃來講釈』 には、

▲狂文とハ種々乃浮文をいふ。[39 ウ③]

▲狂文とハ種々乃浮文をいふ。〔70 ウ①・②〕

とあって、標記語「狂文」の語注記は、「狂文とは、種々の浮文をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、

Fiŏmon.l,feŏmon. ヒャゥモン. または、ヘャゥモン(狂文) ある日本の絹の着物 についている、四色から成る模様、または、絵. [邦訳 235 r]

とあって、標記語「狂文」の語を収載し、意味を「ある日本の絹の着物についている,四 色から成る模様,または,絵.」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』 には、

きやうもん [名] 【狂文】 ひゃうもん (平文) の條を見よ。 [2021-3]

ひゃう・もん [名]【平文】直垂、狩衣などに二色、三色にて、色取りたる模様。又、漆塗などに、金貝の類を、平らに文様にして塗りたるもの。(金銀箔なるにも云ふ)漆の地と同じく平らなるなり。又、狂文と云ふは、平文と同じなれど、文様を狂はせて塗込めたるもの。共に今云ふ研出なり。管見記、永治二年十月廿六日「赤懸緒」注「左、無文、右、平文」江家次第、一、四方拜「書司立\_平文高机二脚」」江家次第、一、四方拜「平文者、以\_白薦\_彫\_唐花\_也」左經記、寛仁元年十月二日「神庫支配事、云云、平文野劔一腰」花御所行幸記、上「みなみな金銀のひゃうもんの直垂に」公方様正月御事始記「色をつくして染めたるを平文と申候也」御供故實「素襖袴染色、何にても候へ、三色にて候へばひゃうもんにて候、淺黄、梅、苅安など、此三色を一具の内に染めたるを、平文と可、申候」[1701-3]

とあって、標記語を「狂文」の語を収載する。これを現代の『**日本国語大辞典**』第二版にも、標記語「きょうもん【狂文】[名]種々の模様をまぜて表わしたもの。また、その織物」、標記語「きょうもん【平文・評文・狂文】[名]「②装束に用いた彩色による色替わりの組み合わせ文様。多くは染め、または刺で表わした」とあって、『**庭訓往来**』のこの語用例を「きょうもん」の見出し語の用例に記載する。

### [ことばの実際]

からあやの狂文、唐衣、朽葉地、紫とんす、りんず、きんらん、錦、色々様々の美麗なる物共をつみかさね《『**慶長見聞集**』(1614年)二》

## 0700-32「唐衣 (カラキヌ)」(396-2003.03.07)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「賀」部に、

唐衣。韓衣 万。〔元亀本 93 ⑥〕

唐衣。韓衣 万。〔静嘉堂本 116 ①〕

衣。韓衣。〔天正十七年本上57才③〕

韓衣 万。〔西來寺本 165 ④〕

とあって、標記語「唐衣」と「韓衣」の二語に分けて収載し、その読みを静嘉堂本は「からきぬ」、元亀二年本及び天正十七年本・西來寺本は「からころも」とし、語注記は、「韓

衣」の語の典拠として「万」すなわち、『万葉集』を記載する。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、山田俊雄藏本・経覺筆本・文明四年本はいず キヌ れも「唐衣」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、

背子 カラキヌ婦人表衣也。〔前田家本・雜物上 99 才① 黒川本・雜物上 80 才⑦〕 背子 カラキヌ/婦人表衣也。〔卷第三・雜物 210 ④〕

とあって、『倭名類聚抄』と同じ標記語である「背子」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』、 印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』 に、標記語「唐衣」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書のなかで唯一『**運歩色葉集**』がこの語を収載し、その訓みを「からころも」と「からきぬ」とに訓読していて「唐衣」の語を収載する。これは、古写本『庭訓徃來』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「唐衣」とし、その語注記は 未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

カラアヤキヤウモン カラキヌ **唐 - 綾狂 - 文**ノ唐衣トハ。カラ物ナリ。〔下十四ウ③〕

とあって、この標記語「唐衣」の語注記は、「から物なり」と記載する。時代は降って、江 戸時代の<sup>訂</sup>題『**庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版) に、

とあって、標記語を「唐衣」とし、語注記は、「唐衣は、腰より上ばかりにして、袖身よりせばし」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読 **『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

- ▲唐衣ハ腰限の衣服にて袖身より狭し。十二単の上に着るもの也。〔39 ウ③〕
- ▲唐衣八腰限の衣服にて袖身より狭し。十二単の上に着るもの也。〔70 ウ③〕

とあって、標記語「唐衣」の語注記は、「唐衣は腰限の衣服にて袖身より狭し。十二単の上に着るものなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立) に、

#### 萩 原 義 雄

† Caracoromo. カラコロモ (唐衣) シナの衣服. [邦訳 1001]

とあって、標記語「唐衣」の語を収載し、意味を「シナの衣服」とする。明治から大正・ 昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

から・ぎぬ [名]【背子・唐衣】[からは、幹(體にて、胴着の意と云ふ〕貴婦人の大禮服。裳と共に着るを、男の東帶に准ず、錦、綾にて作り、袷にて五衣の上に着る、袖幅、短く、前の丈は、衣の袖丈と同じく、背の丈は、それよりも短し。 **倭名抄**、十二 18「背子、形如半臂、無腰襴之袷衣也、婦人表衣、以錦爲之、加良岐沼」 **枕草子**、七、六十四段「男童の着るやうに、なぞ、からぎぬは、短き衣とこそ言はめ」**榮** 花物語、三十七、煙後「浮線綾の裳、からぎぬ」 松屋筆記、八十七「女官装束は、裳唐 衣は、東帶に准ず」[0438-4]

とあって、標記語を「唐衣」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「から・ぎぬ【唐衣】〔名)〕(古くは「からきぬ」)中古、女子の朝服で上半身につける表衣。唐様の丈の短い胴着とするが、平安以来、闕腋で狭い袖をつけ、襟を外に折り返して着るのを特色とする。唐の御衣。[語源説](1)もと唐国から伝わったところから〔東雅・和訓栞〕。(2) カラは体をいうカラ(幹)で、胴着の意〔筆の御霊・大言海〕」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

## [ ことばの実際 ]

御文「今の問いかに。うしろめたうこそ。内に参りて、ただ今帰り出ではべりなむ。唐衣きてみることもうれしさをつつまば袖ぞほころびぬべきなかなかつつましとなむ、今日の心ちは」とあり。御返り「ここには、憂きことを嘆きしほどに唐衣袖は朽ちにき何につつまむ」と聞えたまへるを、あはれに思す。《『**落窪物語**』卷二》

## 0700-33「朽葉地(くちばヂ)」(396-2003.03.08)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「久」部に、

**朽葉。**〔元亀本 189 ⑩〕〔静嘉堂本 213 ⑧〕

朽葉。〔天正十七年本中 36 オ⑧〕

とあって、標記語「朽葉」の語を収載し、その読みを「クチバ」とし、語注記は未記載にする。 古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、

朽葉地紫羅袙練貫浮文綾摺繪書目結巻染村紺掻浅黄小袖同懸帶 「至徳三年本〕

朽葉地紫○[冷] 羅柏練貫浮文○[綾] 摺繪書目結卷染村紺掻淺黄小袖同懸帶 [宝徳三年本]

朽葉地紫羅袙練貫浮文綾摺絵書目結巻染村紺掻淺黄小袖同懸帯

[建部傳内本]

カチハジ ウスモノアコメ ネリヌキウキモン アヤスリエカキ コイマキソメムラコウカキ アサキ 朽葉地紫ノ羅 袖 袷練貫浮文ノ綾摺繪書。目結巻染村紺掻。浅黄ノ小 袖同ヶ縣帶「経營筆本」

カチハチ ムラサキウスモノアコメネリヌキ ウキモンアヤスリ エカ キ メコイ マキソメ ムラコウカキ 朽葉:地紫 \_ 羅 袖練貫浮 \_ 文綾摺繪 \_ 書目 \_ 結巻 \_ 染村 \_ 紺掻 \_ アサキ 浅 \_ 黄ノ小 袖同懸 \_ 帶 〔文明本〕

とあって、山田俊雄藏本は「朽葉地」、経覺筆本は「朽葉地」、文明四年本は「朽葉地」 とあって、それぞれ訓みを施し記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と**十巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「朽葉地」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、

クチバ 朽葉。〔彩色 136 ⑦〕

とあって、標記語を「朽葉」の語を収載する。次に広本『節用集』には、

が 朽葉キユウヨフ [ 上・入 ]。 [ 光彩門 506 ⑥ ]

とあって、標記語「朽葉」の語を収載し、その読みを「クチバ」とし、その語注記は、未 記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、

朽葉。〔弘・衣服 160 ②〕〔永・財宝 131 ③〕〔両・財宝 146 ②〕

**朽葉。〔尭・財宝 120 ④〕** 

とあって、標記語「朽葉」の語を収載し、その語注記は未記載にする。また、**易林本『節 用集**』には、

**朽葉**。〔衣服 130 ⑦〕

とあって、標記語「朽葉」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「くちば」として、「朽葉」の語が収載され、

古写本『庭訓徃來』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「朽葉地」とし、その語注記は未記載にする。

### 古版『庭訓徃来註』では、

りまれず 朽葉地ト云ハ。タテハ紅ニテ。ヨコハ黄ナリ。上下通ズル時ヲ朽葉ノ色ナリ。夫レ ヲクチバト云也〔下十四ウ③〕

とあって、この標記語「朽葉地」の語注記は、「たては紅にて。よこは黄なり。上下通ずる時を朽葉の色なり。夫れをくちばと云ふなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の $\pi_{\rm ag}$ 『**庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版)に、

村葉地紫の羅/朽葉地紫/羅朽葉とハ豎黄にして横あかきなり。[53オ④・⑤] とあって、標記語を「朽葉地」とし、語注記は、「朽葉とは、豎黄にして横あかきなり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>測版**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

- ▲朽葉ハ経ハ 紅 緯ハ黄にて織るをいふ。〔70 ウ②〕

とあって、標記語「朽葉」の語注記は、「朽葉は、経は紅、緯は黄にて織るをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Cuchiba. クチバ (朽葉) すでに落ちかかっている古い木の葉で、やや赤黄色になったもの 「邦訳 1601〕

Cuchiba.l,cuchibairo. クチバ. または、クチバイロ(朽葉. または、朽葉色)赤みを帯びた色で、さらに金茶色、または、黄色がかった色. [邦訳 1601]

Cuchiba iro. クチバイロ (朽葉色) Cuchiba (朽葉) の条を見よ. [邦訳 1601] とあって、標記語「朽葉」「朽葉色」の語を収載し、意味を「赤みを帯びた色で,さらに金茶色,または、黄色がかった色」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

くち - ば [名] 【朽葉】(一) 落葉の、朽ちたるもの。 **源氏物語**、四十六、總角 59 「岩 隠れに積れる、もみぢのくち葉」(二) 次條の語の略。 [0531-3]

くちば・いろ〔名〕【朽葉色】染色の名、即ち、朽葉の色、黄にして、赤みある色。略して、くちば。赭黄。拾遺集、七、物名「くちばいろの折敷」字津保物語、樓上、

とあって、標記語を「朽葉地」の語は未収載にして、ただ「朽葉」でその二の「朽葉色」の語をもって収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「くちば - じ【朽葉地】 [名] 布などの地色が朽葉色であるもの」とあって、『庭訓往来』の語用例を記載する。 [ことばの実際]

室町を見めぐりけるに、からあやの狂文、唐衣。 朽葉地。 紫どんす、りんず、きんらん、錦、 色々様々の美麗なる物共をつみかさね《『**慶長見聞集**』 (1614年) 二》

## 0700-34「紫羅 (むらさきのうすもの)」(396-2003.03.09)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「无」部と「宇」部に、

紫。〔元亀本 178 ②〕

羅。〔元亀本 184 ⑦〕

紫 。〔静嘉堂本 199 ①〕

羅 。〔静嘉堂本 207 ⑦〕

とあって、標記語「紫」と「羅」の二語に分けて収載し、その読みを「むらさき」と「うすもの」 とし、語注記は未記載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、山田俊雄藏本・経覺筆本は「紫ノ<sup>羅</sup>」、文明四年本は、「紫<sup>エラサキウスモノ</sup> 親」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と**十巻本『伊呂波字類抄**』 には、

羅 ウスモノ。〔黒川本・雜物中 50 ウ⑤〕

紫 ムラサキ。**茈戸** 同。〔卷第・言語 112 ⑤〕 羅 ウスモノ。〔卷第五・雑物 178 ⑤〕

とあって、十巻本に、標記語「紫」と「羅」の二語をもって収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、

羅。〔絹布 95 ⑥〕

とあって、標記語を「羅」の語のみ収載する。次に広本『節用集』には、

メラサキ 紫 シ [ 上 ]。〔光彩門 461 ⑧〕

「羅 ラ[平]。 綺キ・カンバタ[平]。 〔器財門 476 ③〕

とあって、標記語「紫」と「羅・綺」の二語にして収載し、その読みを「むらさき」「うすもの」

とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の**弘治二年本・永祿二年本・尭空本・** 両足院本『節用集』には、

紫 。〔永・草木 116 ⑥〕 〔尭・草木 106 ⑤〕 〔両・草木 129 ⑤〕

羅。〔弘・財宝 150 ③〕〔永・財宝 121 ⑨〕〔尭・財宝 111 ⑥〕〔両・財宝 136 ①〕 とあって、標記語「紫」と「羅」の二語にして収載し、その語注記は未記載にする。また、 **易林本『節用集』**には、標記語「紫」「羅」の二語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「むらさき」「うすもの」として、「紫」「羅」 の二語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「紫羅」とし、その語注記は 未記載にする。

### 古版『庭訓徃来註』では、

とあって、この標記語「紫羅」の語注記は、未記載にする。 時代は降って、江戸時代の<sup>訂</sup>護**『庭 訓徃來捷注』**(寛政十二年版)に、

大京はちむらささ ううちの 朽葉地 紫 の 羅 / **朽葉地**紫 / 羅 朽葉とハ豎黄にして横あかきなり。[53オ④・⑤] とあって、標記語を「紫羅」とし、語注記は、未記載にする。これを<sup>頓書</sup>訓読 『**庭訓徃來精注鈔**』 『**庭訓徃來講釈**』には、標記語「紫羅」の語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、

† **Vsumono.** ウスモノ(羅・紗) 薄くて目の透いたある種の絹布で作った着物 . 〔邦訳 734 r〕

とあって、標記語「紫羅」の語を収載し、意味を「薄くて目の透いたある種の絹布で作った着物」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、「むらさきのうすもの〔名〕【紫羅】」を未収載にし、ただ、

うすもの [名] 【薄物】 薄き織物。紗、羅の類の總稱。うすはた。羅。孝徳紀、 大化三年十二月 「羅」 **源氏物**語、榊 50 「うすものの直衣ひとへ」 包 袱 にも用ゐらる。 **榮花物語**、二十三、駒競「香染の薄物のつつみどもなり」**舊、今昔物語集**、三十、第一語「香

染ノ薄物ニ、筥ヲツツミテ」。〔0233-2〕

とあって、標記語を「薄物」の語をもって収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第 二版にも、標記語「むらさきのうすもの【紫羅】[一][名]」は未収載にする。よって、『庭 訓往来』の語用例は未記載にする。因みに、「うすもの【薄物】[名]①羅、紗などの薄 い絹織物。また、それで作った夏用の衣服。うすはた。②ふくさ、風呂敷などの古称。③ 酒などをあたためる銅製の鍋の薄手なもの。④紙など薄くすいたもの」と記載する。

### [ ことばの実際 ]

其外綿繍**綾**羅愚筆不可討記者歟《**訓み下し**》其ノ外綿繍**綾**羅\*愚筆二(\*禹筆隷算) 計へ記スベカラザル者カ。《『**吾妻鏡**』 文治五年八月二十二日の条》

### 0700-35「袙 (あこめ)」 (396:2003.03.10)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「阿」部に、

7コメ 相名。〔元亀本 259 ⑧〕〔静嘉堂本 294 ①〕

柏 。〔元亀本 264 ①〕〔静嘉堂本 299 ⑦〕

とあって、標記語「袖袷」「袖」の語を収載し、その読みを「あこめ」とし、語注記は未 記載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本は、「袙」 と訓み付していない。山田俊雄藏本・文明四年本は「袙」、経覺筆本だけが「袙袷」 の表記訓みで記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と**十巻本『伊呂波字類抄**』には、

シッ 柏 アコメ/人質戸質二反。女人近身衣也。

[前田家本・雜物下 32 オ(1) 黒川本・雜物下 26 ウ(2)]

神 アコメキヌ/女人近身衣也。〔卷第八・雜物 306 ④〕

とあって、十巻本に、標記語「袖」の語を収載し、語注記には「女人近身衣なり」と記載する。 室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、

アコメ 柏 。〔絹布 96 ⑥〕

とあって、標記語を「袖」の語を収載する。次に広本『節用集』には、

神ハク[入]。〔絹布門 **7**48 ⑧〕

#### 萩 原 義 雄

とあって、標記語「袖」の語を収載し、その読みを「あこめ」とし、その語注記は、未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永禄二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、

| 補 ヂツ。〔弘・衣服 204 ⑧〕

補 。〔永・財宝 170 ①〕〔尭・財宝 159 ⑤〕

とあって、標記語「袙」の語を収載し、その語注記は未記載にする。 また、**易林本『節用集』** には、

アコメ 柏 。〔食服 170 ⑦〕

とあって、標記語「袙」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「あこめ」として、「袖」の語が収載され、古 写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「柏<sub>キヌ</sub>」とし、その語注記は、「藍染の黑(色)なり」と記載する。ここで、静嘉堂本・東洋文庫本は、古写本『**庭訓徃來**』 [経覺筆本]と同じく「袙袷」に作る。

※唐·衣朽葉地紫 羅 柏台ァハゼ世 藍染黑キ色也。〔静嘉堂文庫藏『庭訓往 來抄』古寫〕△柏拾トハ住吉大明神夷国退治時被テ召アルガ筑前国油井濵ニヌキステサせ給ヲ石ニ成テ今ニ有也。色白也。〔頭注書込み〕△柏 キヌツスハキヲヌヘル物也。本哥有。東路ノハニフノ小屋ノ袙カキツハラノ實ヲヲノツ唐皮〔頭注書込み〕※柏拾トハ住吉大明神夷国退治ノ時被、召筑前ニ湖井ノ濵ニヌキステサせ給也。石ニ成テ今正ニ在リ。白キ也。/袷 複衣也。─三重匀ニ在、之。✓畧柏ニ字ヲアコメト読モアリ白云也。ヌイモノナリ。〔国会図書館蔵左貫注頭注書込み〕

古版『庭訓徃来註』では、

とあって、この標記語「袖」の語注記は、「薄をあこめと云ふ」と記載する。時代は降って、 江戸時代の<sup>訂</sup>雲**『庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版) に、

とあって、標記語を「袙」とし、語注記は、「あこめは、すゝきをぬいたるをいふ。また、

藍染の黒きを云ふともいえり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』** には、

▲ 袖ハ堂上なべて冬春着用せらるゝ衣の名。近代ハ用ひざるよし也。〔70 ウ③〕 とあって、標記語「袖」の語注記は、「袖は、堂上なべて冬・春着用せらるゝ衣の名。近 代は、用ひざるよしなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Acome. アコメ (袙) 日本の絹織物の一種で, 濃い藍色で染めた地に白い文様のあるもの. [邦訳 111]

とあって、標記語「袙」の語を収載し、意味を「日本の絹織物の一種で,濃い藍色で染めた地に白い文様のあるもの」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』 には、

あこめ [名] 【衵】 あこめぎぬを見よ。 [0024-4]

あこめぎぬ [名]【相】[貞丈雜記、五、装束、柏「單と下襲の間に着こむる故に、あひこめの訓にて、あこめと云ふ也」(誓言、ちかごと。洗・革、あらかは)漢字は、がれなり、柏と書けるあるは誤れり](一)男子、東帶、直衣、衣冠、狩衣等の時、上ががきね。下襲の下、單衣の上に着る衣の名。表は綾、裏は平絹なり、表、裏、共に、紅にて、老人は、白を用ゐる。下略して、あこめ。三條家装束抄「東帶の下などに重ね用るは、きむちゃ、以是爲柏」倭名抄十二、19「祖、阿古女岐奴」扶桑略記、廿六、康保三年十月七日、殿上侍臣舞、納蘇利「小舎人實資著天冠舞衣舞畢、召實資於床子、脱阿古女衣賜之」名義抄「祖、アコメキヌ、アコメ」(二)貴婦人、童女も、あこめを着たり、童女は、表の衣を着ぬものなれば、あこめのままにてあるを、あこめ姿と云ひしが如し。源氏物語、葵 37「小さき女童、云云、程なきあこめ、人より黑く染めて、云云、着たるも、をかしき姿なり」(程なきは、小さきなり、ここは、喪服を云へるなり)同、廿八、野分 14「女童などの、をかしきあこめ姿、打ちとけて」類聚雜要集、三、童女装束事「打柏、長四尺」(打は、打衣なり) 胡曹集、女房夏冬装束「薄蘇芳の單重柏」正字通「祖、音日、説文、日日所常ニキル衣也、云云、男女近身衣誤」柏、音陌、始喪之服」[0024-4]

とあって、標記語を「衵」を収載する。これを現代の『**日本国語大辞典**』第二版にも、 標記語「あこめ【衵・袙】「名」①中古、表の衣と肌の衣との間にこめて着る衣。 袿より

#### 萩 原 義 雄

裾を短く仕立て、多く婦人・童女が用いた。あこめぎぬ。②男子東帯のとき、下襲の下、

でとえきぬ
単衣の上に着けた裏付きの衣。寒暑に応じ、好みに任せて数領重ねたものを祖重という。
[語源説](1)あひこめ(間込)の約〔貞丈雑記・言元梯・大言海〕。(2)あこめ(吾児女)の義〔東雅〕」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

## [ ことばの実際 ]

萠黄狩禎、袴、薄色袖白練單村濃、平組括、平禮、已上院御厩舎人〈貞澤、金武、〉《**訓み下し**》萌黄狩襖、袴、薄色袖。白練ノ単村濃、平組ノ括、平礼、已上院ノ御厩舎人〈貞沢、金武、枝次〉《『**吾妻鏡**』建久元年十二月一日の条》

# 0700-36「袷(あはせ)」(397:2003.0310)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「阿」部に、

アワセ

**袷**。〔元亀本 264 ①〕

アハセ

袷 。〔静嘉堂本 299 ⑦〕

とあって、標記語「袷」語を収載し、その読みを「あわせ」〔元〕と「あはせ」〔静〕とし、 語注記は未記載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田 俊雄藏本・文明四年本には未記載にある。唯一、経覺筆本だけに「袷」を記載している。 古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と**十巻本『伊呂波字類抄**』 には、

袷衣 アハせノキヌ。〔前田家本・巻下阿部・雜物門 32 才①〕

袷衣 アワセノキヌ。 [黒川本・雜物下 26 ウ②]

裕衣アハセノキヌ。亦乍袂文云御――注云/<u>衣无絮也</u>。〔卷第八・雜物⑤〕 とある。ここで特に、**十巻本**の語注記に留意されたい。語注記には、加筆時に平安時代

とある。ここで特に、十**2**本の語注記に留意されたい。語注記には、加筆時に平安時代の源順『**倭名類聚抄**』からの引用注記が見られることは大熊久子『十巻本伊呂波字類抄の研究』において既に指摘されている。これが次の古写本『**下學集**』の注記「衣无絮也」にも共通して用いられている点に今回着目しておきたい語注記である。この語注記は、次に示す『**下學集**』が平安時代の古辞書である『**倭名類聚抄**』の語注記内容をここに継承していることになるからである。一歩譲って、順が引用した『**文選**』卷第十三、秋興賦にある「**御**<sup>2</sup> 一緒衣<sup>9</sup> 一善日〈中略〉又日。袷衣ハ衣無、絮也」〔和刻本『文選』第一册 320

頁下左⑥~⑧〕李善の注記から直接引用したかであり、このどちらかであるからだ。だが、 その引用した典拠を『**下學集**』編者東麓破衲が茲に明らかにしていないことから、その何 れかを今後明らかにしていくことになる。今はその取懸かりとしておきたい。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、

とあって、標記語を「袷」の語を収載し、語注記に「衣に絮無なり」と記載する。次に**広本『節用集**』には、

アハセ 台 カフ [去] 或作袷衣--。衣無し絮也。 [絹布門 748 ®]

とあって、標記語「袷」の語を収載し、その読みを「あはせ/カフ」とし、その語注記は、「或は袷衣に作す。衣に絮無なり」と記載し、別の表記字を増補するが『下學集』の注記内容を継承する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、

袷。〔永・財宝 170 ①〕〔**尭・**財宝 159 ④〕

とあって、標記語「袷」の語を収載し、訓みを「あわせ」〔弘〕と「あはせ」〔永・尭〕と し、その語注記は未記載にする。また、**易林本『節用集**』には、

袷。〔食服門 170 ⑦〕

とあって、標記語「袷」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「かけくは・ふ」として、「袷」の語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えているものである。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「<sup>ネ</sup> 」とし、その語注記は、「藍染の黑(色)なり」と記載する。ここで、静嘉堂本・東洋文庫本は、古写本『**庭訓徃來**』 [経覺筆本]と同じく「袷」に作る。

古版『庭訓徃来註』、江戸時代の<sup>訂</sup>韻『**庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版)・<sup>頭書</sup>訓読『**庭** 訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』には、未収載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、

Auaxe. アワセ (袷・合はせ) 裏をつけた着物で,綿を入れてないもの.¶また(合はせ),この語が他の語と複合すると,物が一緒に合わさる意味を示す.例,Nim ai auaxeni camiuo coxirayuru. (二枚合はせに紙を拵ゆる)紙を二枚貼り

合わせて厚紙を作る. [邦訳 391]

とあって、標記語「袷」の語を収載し、意味を「裏をつけた着物で,綿を入れてないもの」 とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

あはせ - [名]【袷】[あはせの衣と云ふが成語なり、表に裏を合はせて、縫ひ作れる衣] 裏附の衣服。(單衣、綿入に對す) 羽織、袴にも云ふ、後世、袷の衣服は、陰暦四月、并に、九月一日より、八日まで、着用の常服と定めたり。 萬葉集、十二14「橡の袷衣裏にせば」字鏡28「裌、合乃己呂毛」倭名抄、十二19「袷衣、阿波世乃岐沼」潘岳、秋興賦「御\_袷衣」」李善、注「袷、衣無絮也」源氏物語、四十五、椎本43「黑きあはせ一襲、同じやうなる色あひを着たまへれど」女官飾抄(室町時代)「四月中は、あはせの衣にて候」享保集成絲綸録、十六、享保十六年四月「参勤御禮之節、御禮仕候者之外八、服紗給可」為-着用\_事」[一103-2]

とあって、標記語を「袷」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「あわせ【袷】[あはせ] [名] (「あわせ (合)」と同源) 裏地のついている衣服。近世では陰暦四月一日より五月四日まで、および九月一日より八日まで、これを着るならわしであった。現在では、秋から冬を通して春まで着る。あわせのきぬ。あわせのころも。あわせぎぬ。あわせごろも。 単。《季・夏》【語誌】本来は表だけの一枚の衣である「ひとえ」に対して、裏を合わせることから裏付きの衣を「あわせ」と呼んだ。平安時代から「あわせのころも」、「あわせのこそで」などの表現もあったが、単に「あわせ」で裏付きの小袖一般をいうようになる。室町時代頃は特に綿入れを小袖と称したので、綿の入っていないものを袷と呼んで区別した」「あわせの衣「あわせ (袷)」に同じ」」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

# [ことばの実際]

○袷衣 文選秋興賦云御──<sup>檢音古絵反。</sup>本善曰─<u>衣無絮也。</u>《源順**『倭名類聚抄**』(松井本)乾卷》

**0700-37**「練貫(ねりぬき)」(**397:2001.11.08**) は、0411-28「練貫」拙論「『庭訓往來註』にみる室町時代の古辞書について―その三 卯月十一日の状語注解―」(駒澤短期大学研究紀要第三十一号 平成十五年三月号) 256 頁~258 頁を参照。

# 0700-38「浮文 (うきモン)」(397:2003.03.11)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「宇」部に、「浮世。浮沈、浮 舩兵法」の三語を収載し、標記語「浮文」の語を未収載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、至徳三年本と建部傳内本、山田本には訓みを一切加えていないのに対し、文明四年本と経覺筆本に「ウキモン」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「浮文」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』、 印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』 に、標記語を「浮文」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、「浮文」の語は未収載であり、古写本『**庭 訓徃來**』及び下記真字本には見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「浮文」とし、その語注記は、「衣裳紋なり」と記載する。

# 古版『庭訓徃来註』では、

ゥキモン アヤスリェカキ 浮文/**綾摺繪書**トハ。ウチ織ノ事ナリ。〔下十四オ⑤・⑥〕

とあって、この標記語「浮文」の語注記それ自体は、未記載にする。時代は降って、江 戸時代の<sup>訂</sup>題『**庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版) に、

<sup>うきもん あや</sup> 浮文の綾/浮文/**綾**浮文ハ顕文也。[53 オ⑥]

とあって、標記語を「浮文」とし、語注記は、「浮文は、顕文なり」と記載する。これを<sup>興書</sup>訓読『**庭 訓徃來精注鈔**』『**庭訓徃來講釈**』には、

▲浮文ハ顕文をいふ。[39 ウ④]

▲浮文ハ顕文をいふ。[70 オ⑥~ 70 ウ②]

とあって、標記語「浮文」の語注記は、「浮文ハ顕文をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、標記語「浮文」の語を未収載にする。明 治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

うきもん - [名] 【浮文】(一) 浮織にしたる紋。浮線綾など、是れなるべし。 かたもん (固文に對す)。源氏物語、九葵 11 「うきもんのうへの袴」。 [0225-5]

#### 萩 原 義 雄

とあって、標記語を「浮文」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「うきもん【浮文】[一][名] 浮き織りにした模様。また、その模様のある絹綾の衣服。うけもん。⇔固文(かたもん)」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

## [ ことばの実際 ]

なべてならぬ 紅 の御衣どもの上に、白き浮文の御衣をぞ 奉 りたる、御手習に添ひ臥させ給へり。《『**榮花物語**』(1028-92 年頃)卷第八・はつはな》

# 0700-39「摺繪書(すりヱがき)」(397:2003.03.12)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「須」部に、「摺鼓。摺鉢。〇。 スリプロモ スリボン スリチャンボ 摺衣。〇。摺本」「摺茶壷」の五語を収載し、標記語「摺繪書」「摺繪」の語を未収載 にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、至徳三年本と建部傳内本、山田本には、訓みを加えていないのに対し、文明四年本「スリヱカキ」と経覺筆本には、「スリエカキ」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「摺繪書」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』、 印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』 に、標記語を「摺繪書」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書には、「摺繪書」の語は未収載にある。そして、古写本『**庭** 訓徃來』及び下記真字本には見えている語である。ただ、真字本は、「綾摺」と「繪書」といったことばの取り扱い方が異なるものもあって、この影響から採録が成されていないのであれば、真名本からの採録を多くする『**運歩色葉集**』に「綾摺」の語が採録されている可能性をと見るのだが、この語も未収載にある。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「綾摺」「繪書」とし、その 語注記は、「衣裳紋なり」と記載する。

# 古版『庭訓徃来註』では、

ウキモン アヤスリエカキ **浮文**/綾摺繪書トハ。ウチ織/事ナリ。〔下十四オ⑤・⑥〕

とあって、この標記語「摺繪書」とせず、「綾摺」と「繪書」とにし、その語注記は「うち

織の事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の『調**『庭訓徃來捷注』**(寛政十二年版)に、 すりゑかき めゆひ まきさめ 摺繪書の目結の卷染/摺繪書**目結/巻染**目結の卷染めとハかのこくらしそめ乃 類なり。[53 才⑥・⑦]

とあって、標記語を「摺繪書」とし、語注記は未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』** 『**庭訓徃來講釈**』には、

すりはくうハゑ

▲摺繪書ハ摺箔上繪の類なるべし。〔39 ウ④・⑤〕

★摺繪書ハ摺箔上繪の類なるべし。[70 ウ③]

とあって、標記語「摺繪書」の語注記は、「摺繪書は、摺箔上繪の類なるべし」と記載する。 当代の『日葡辞書』(1603-04年成立) に、標記語「摺繪」の語を未収載にする。明 治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

すり - ゑ〔名〕【摺繪】白地の織物に、染草を摺りて表はしたる、草木の花、葉などの模様。異本曽我物語、一「祐道、その日の装束には、秋の花野のすりゑせしに」。 [1067-5]

とあって、標記語を「摺繪」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「すりえがき【摺繪書】白地の布に染料をすりつけて模様を出すこと。また、その模様や絵。染草ですり出した布の絵模様もいう」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

# [ことばの実際]

鶯の文の小袖は摺絵かなく宗恕>《俳諧『犬子集』(1633年) 一・鶯》

0700-40「目結(めゆひ)」(397:2003.03.13)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「免」部に、

目結。〔元亀本 296 ⑨〕

月結。〔静嘉堂本 345 ②〕

とあって、標記語「目結」と収載し、その読みを「めゆい」とし、語注記は未記載にする。 古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、至徳三年本と建部傳内本には読み点を一切加 えていないのに対し、文明四年本に「メユイ」、山田俊雄藏本にと経覺筆本に「(メ) ユイ」 と訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄**』

には、標記語「目結」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本 (1617年))、広本『節用集』に、標記語を「目結」の語を未収載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、

マクノモン メュイ **幕紋** 目結。〔永・財宝 20 ⑤〕〔両・財宝 23 ②〕

とあって、標記語「幕紋」の語を収載し、その語注記に「目結」を記載する。 また、**易林本『節 用集**』には、

メュヒ 目結。〔食服 196 ⑤〕

とあって、標記語「目結」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書では、『**運歩色葉集**』、印度本系統の『**節用集**』(黒川本)、そして**易林本『節用集**』に「目結」の語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、識番 **397** に標記語を「目結」とし、 その語注記は、「衣裳紋なり」と記載する。

古版『庭訓徃来註』では、

自結ノ**卷染**ト云ハ。クハイノコトナリ。〔下十四オ⑤・⑥〕

とあって、この標記語「目結」とし、その語注記は「くくいのことなり」と記載する。時代 は降って、江戸時代の<sup>訂</sup>韻 **『庭訓徃來捷注』**(寛政十二年版) に、

とあって、標記語を「目結」とし、語注記は「目結の卷染めとは、かのこくらしそめの類なり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>咖啡**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來精釈』**には、

▲目結卷染めハ鹿子くらし染の類なるべし。〔39 ウ⑤〕

▲目結卷染めハ鹿子くらし染の類なるべし。〔70 ウ④〕

とあって、標記語「目結」の語注記は、「目結卷染めは、鹿子くらし染の類なるべし」と 記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、

Meiyui. (ママ) メユイ (目結) 染め方の一種で,染料が染み込まない白い部分を残して染めるもの. ※この Meiyui は別条 Meyui の異表記形.yu (ユ) とiyu (ユ) との

関係については、Cai (粥) の注参照. [邦訳 3961]

とあって、標記語「目結」の語を収載し、意味を「染め方の一種で,染料が染み込まない白い部分を残して染めるもの」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

め・ゆい [名] 【目結】回の如き形のしぼりぞめ(絞染)。又、目染。平家物語、十、 千手事「齢二十ばかりなる女房、云云、目ゆひの帷子に染付けの湯卷して」「目結の直垂」。 [1996-5]

とあって、標記語を「目結」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「め・ゆい【目結】[一] [名] ①布帛や革を糸でくって染めてから糸を解いてくくり目を文様としたもの。くくりを寄せた数によって三つ目結・四つ目結・九つ目結・十六目結などがあり、一面に配したのを滋目結といい、その目の細かいのを鹿子結という。類纈織。鹿子絞り。くくり染め。目染め。②竹籠などの目を粗く編むこと。。③紋所の名。目結の文様を紋章としたもの。配置や形状から丸に角立四つ目結、繋ぎ九つ目結、四つ目結車、角立一つ目結などがあり、ときに結の字を略して云う。④馬の毛色の名」とあって、『庭訓往来』の語用例を未記載にする。

# [ことばの実際]

佐藤四郎兵衛これを聞(き)て、御前に畏まつて申(し)けるは、「かゝる事こそ御座候へ。この人どもが先驅論ずる間に、敵は近づきぬ。あはれ、仰せを蒙りて、忠信先を仕り候はばや」と申(し)ければ、判官、「いしう申(し)たる者かな。望めかしと思ひつるところに」とて、やがて忠信に先驅を給はつて、三滋目結の直垂に、萌黄威の鎧に、三枚兜の緒を締め、怒物作の太刀帶き、鷹護田鳥尾の矢廿四指したるを頭高に負ひなして、上矢に大の鏑二つ指したりける、節卷の弓持ちて、舳に打渡りて出合ひたり。《『義経記』住吉大物二ケ所合戰の事》

# 0700-41「卷染(まきぞめ)」(397:2003.03.14)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「満」部に、「巻 燻。巻本」の二語を収載し、標記語「巻染」の語を未収載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、至徳三年本と建部傳内本、山田俊雄蔵本には 訓みを加えていないのに対し、文明四年本と経覺筆本には、「マキソメ」と訓みを施して記 載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、

纏染マキソメ。 [黒川本・中 92 ウ①] [卷第六・光彩 578 ③] とあって、標記語「纏染」の語をもって収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』、 印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』に、標記語を「卷 染」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

卷染。〔食服 140 ②〕

とあって、標記語「卷染」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書では**易林本『節用集』**に訓みを「まきそめ」として、「卷染」の語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、識番 **397** に標記語を「卷染」とし、 その語注記は「衣裳紋なり」と記載する。

古版『庭訓徃来註』では、

メユイ マキッメ **目結**ノ巻染ノト云ハ。クハシノコトナリ。〔下十四オ⑥〕

とあって、この標記語「巻染」とし、その語注記は「くくしのことなり」と記載する。この「くゝし」とは「くくりぞめ【括染】」のことで、『日本国語大辞典』第二版に「布を部分的に、つまんで糸でくくって染め残しをつくり、いろいろの模様を染めること。また、そのように染めたもの。絞り染。くくしぞめ。くくし」と説明している。古辞書『色葉字類抄』には「貫染 ククリソメ」と記載することばである。時代は降って、江戸時代の町裏『庭訓徃來捷注』(寛政十二年版)に、

とあって、標記語を「卷染」とし、語注記は「かのこくゝしぞめの類なり」と記載する。これを<sup>顕書</sup>訓練**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

- ▲目結卷染めハ鹿子くゝし染の類なるべし。〔39 ウ⑤〕
- ▲目結卷染めハ鹿子くらし染の類なるべし。[70 ウ④]

とあって、標記語「卷染」の語注記は、「目結卷染めは、鹿子くらし染の類なるべし」と

記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立) に、標記語「卷染」の語を未収載にする。明 治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

まき - ぞめ [名] 【卷染】しぼりぞめの類。布帛を卷きて染めたるもの。枕草子、一、 第三段「すそご、むらご、まきぞめなど、つねよりもをかしう見ゆ」。 夫木抄、六、藤「藤波の、 よらばれぬれば、紫の、まきぞめ着たる、松かとぞ見る」。 [1871-5]

とあって、標記語「卷染」を収載する。これを現代の『**日本国語大辞典**』第二版にも、標記語「まき-そめ【卷染】[一][名]絞り染めの一種。絹や布を固く巻き、その上を細い糸で固く巻いて、色で染めた後、巻いた糸を解くと巻いたあとが白くなるもの」とあって、用例は『**大言海**』と同じくして、『**庭訓往来**』の語用例を未記載にする。

## [ ことばの実際 ]

のたのかなのりつね 能登守教經「ふないくさは樣ある物ぞ」とて、鎧直垂はき給はず、唐卷染の小袖に、 からあたおとは、ない 唐綾威の鎧きて、いか物づくりの大太刀はき、廿四さいたるたかうすべうの矢をひ、しげ がみたまとなったまた。 「神らないだった」とで、いか物づくりの大太刀はき、廿四さいたるたかうすべうの矢をひ、しげ

# 0700-42 「村紺掻 (むらこうかき)」(397:2003.03.15)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「牟」部に、

ムラゴン

村紺。〔元亀本 175 ⑨〕

ムラゴウ

村組。〔静嘉堂本 196 ②〕

とあって、標記語「村紺」を収載し、その読みを「むらゴン」と「むらコウ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、至徳三年本と建部傳内本には、訓みを一切加 えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本には、「ムラコウカキ」の訓 みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「村紺掻」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、

ムラゴフ イシャウ モン 村濃 衣裳/紋也。〔彩色 136 ⑦〕

とあって、標記語を「村濃」の語をもって収載し、語注記に「衣裳の紋なり」と記載する。

次に広本『節用集』には、

<sup>▲ラゴ</sup> 村濃ソンヂヨウ,─コマヤカ[平・○]衣裳紋也。〔光彩門 **461** ⑧〕

とあって、『下學集』と同じく標記語「村濃」の語をもって収載し、その訓みを「むらごふ」 及び「むらご」とし、『下學集』の語注記を継承して「衣裳紋なり」と記載する。印度本 系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、

村濃—ゴウ 衣裳紋。〔**弘・**財宝 146 ④〕

村濃 衣裳紋。〔**永・**財宝 117 ⑦〕

村濃 衣裳ノ紋。〔**尭・**財宝 107 ⑥〕

とあって、標記語「村濃」の語をもって収載し、その語注記は「衣裳の紋」と記載する。 また、 **易林本『節用集』**には、

村濃。〔食服 114 ⑤〕

とあって、標記語「村紺」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書の多くが「村濃」で示し、訓みを「むらご」「むらごう」として、 語注記は「村紺」とする古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本と共通する「衣裳紋也」で 示している。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、識番 **397 と 398** に標記語を「村紺」と「掻」とし、その語注記は、「衣裳紋なり」「水色紋付」と記載する。

古版『庭訓徃来註』では、

ムラコンガキアサギ ムラコン テソメキヌ 村紺**掻浅黄ノ小袖同**ク 村紺ハ。手染絹ナリ。〔下十四オ⑥〕

とあって、この標記語「村紺掻」とし、「村紺」の語注記は「村紺は、手染絹なり」と記載する。 時代は降って、江戸時代の<sup>町</sup>業 **『庭訓徃來捷注**』 (寛政十二年版) に、

たらこんかき あきぎ こそでもない かけねび 村組掻**淺黄ノ小袖同懸帶** 裳の大腰につけ肩へ 造る帯を懸帯と云。又さけ帯をも云。[53 オ®]

とあって、標記語を「村紺掻」とし、語注記は未記載にする。これを<sup>順書</sup>測読**『庭訓徃來精注鈔』** 『**庭訓徃來講釈**』には、

▲村紺掻ハ未レ考。〔39 ウ⑤〕

▲村紺掻ハ未レ考。〔70 ウ④〕

とあって、標記語「村紺掻」の語注記は、「村紺掻は、未」考」と記載する。

当代の『日**葡辞書**』(1603-04 年成立) に、標記語「村紺」または「村濃」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

むらこう - がき〔名〕【村紺掻】紺の叢濃。<u>庭訓徃來、七月「目結、卷染、村紺掻」</u>。 [1975-5]

とあって、標記語を「村紺掻」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「むら・こうかき【村紺掻・斑紺掻・群紺掻】[一]〔名〕染色の名。淡い紺色の地に、ところどころを紺色でまだらに染めたもの。紺むらご」とあって、はじめてこの語の語意を示しており、『庭訓往来』の語用例を『大言海』と同じく記載する。

## [ ことばの実際 ]

著紺村濃直垂、加小具足、跪常胤之傍《訓み下し》 紺村濃ノ直垂ヲ著シ、小具足ヲ加へ、 常胤ガ傍ニ跪ク。《『吾妻鏡』治承四年九月十七日の条》

# 0700-43 「淺黄(あさぎ)」(398:2001.02.20)

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「阿」部に、

アサギ | 後黄。[元亀本 257 ⑧] | アサギ | 後黄。[静嘉堂本 291 ②]

とある。標記語「浅黄」の語注記は未記載にする。『下學集』には、

アサギ キョキ 淺黄 緗也。〔彩色 136 ⑦〕

とあって、その語注記に「網なり」という。**広本『節用集**』は、

アサギ 港首 \*\*\*/27pp | 細也。 [光彩門 750 ②]

とあって、分類門の名称を「彩色」から「光彩」へと変更しているが、その語注記は共通 している。印度本系統の弘治二年本・永禄二年本・尭空本『節用集』には、

浅黄 緗也。〔弘・色字 205 ①〕

ァッキ 淺黄 網也。〔**永・**財宝 170 ①〕

浅黄 緗也。〔**尭・**財宝 159 ⑤〕

とあって、その分類門はそれぞれ別にし、さらに読みも「あさぎ」から「あさき」と清音で表記される資料も見えてきている。これを『**庭訓往來』、『庭訓徃來註**』七月日の状に、

**掻**浅黄ノ水色紋付。〔謙堂文庫藏三九左⑦〕 とあって、その語注記によれば「水色の紋付」という。 ここで実際の色を考えて見るに、『下學集』そして『節用集』類の語注記に見える「緗」の字は、慶長十五年版『倭玉篇』《下 441 ③》によれば、音「シヤウ」、和訓「モヨギ」とあって、『下學集』の読みにも合致する(白河本『字鏡集』では、この字の和訓を「ヌヒモノ、イハノハシ」《796 ③》として異なる訓である。さらに、観智院本『類聚名義抄』には「色状 又相音/桑初生色」《法中 122 ④》、「音裏。浅黄色。クハシ、ハシフ/又音霜和」《法中 135 ①》とあって、「桑の葉の初生色」であり、「浅黄色」という)。この「もよぎ」だが、『運歩色葉集』に、

とあって、「もよぎ」と読み、これを『下學集』では、

まま ^ウ 青黄 縹也。或ハ爲ス\_萌黄ニ\_也。〔彩色 136 ⑦〕

として、「もえき」と読み、語注記に「縹なり。或は萌黄に爲すなり」という。すなわち、「青」と「黄」との中間色であり、「葱の萌え出すような色」を云うのである。鎌倉時代の語源辞書『名語記』八に、

色ニモエギ如何。答。萌黄トカケリ。萌木トモカケリ。モユキ也。萌ヲバキザストヨメリ。 イマダ青クモナラズシテマヅ黄ニテメグミイヅレバ黄老ノ義アル勲。

というのが、この実際の色をことばで表現した最初のものということになる。ここで、『**下**學集』 の編者そして『**節用集**』類が注記したように、「あさぎ」と「もえぎ」⇒「もよぎ」とが、全 く同じ色を表現する「ことば」なのかということがはじめて問われてくるのである。そして、『**運 歩色葉集**』の編者は、両語に語注記を未記載にするが、この両語の実際の色を同色とし て認識していないのかもしれない。これを裏付けるかのように、当代の『**日葡辞書**』には、

**Asagui.** アサギ (浅葱・浅黄) 明るい藍色, 水色. 〔邦訳 33 r〕

Moyegui. モエギ (萌黄) 深緑.\*原文は Ver-de escuro. ⇒V sumoyogui. [邦訳 428 r] とあって、その色の判別は、「明るい藍色、水色」と「深緑」という具合に異なりを見せている。こうした色の看取感覚がなぜ生じてきているのかも今後大いに議論して見たいところでもある。

# [ ことばの実際 ]

女郎花の衣、浮紋に浅黄の指貫にて供奉せらる。〔『太平記』〕

右は摂津国の掃部頭能直、薄色の指貫、浅黄の織物の狩衣着て沓の役に候す。〔『太平記』〕

三陣には花一揆、命鶴を大将として、六千余騎、萌黄・火威・紫糸・卯の花の端取つたる鎧に薄紅の笠符を付け、梅の花一枝折りて冑の真向に差したれば、四方の嵐吹く度に鎧の袖や匂ふらん。[『太平記』]

中にも川越弾正少弼は、余りに風情を好みて、引馬三十匹、白鞍置きて引かせけるが、濃き紫・薄紅・萌黄・水色・豹文、色々に馬の毛を染めて、舎人八人に引かせたり。〔『太平記』〕

# 0700-44「懸帶 (かけおび)」(399:2003.03.16)

hen her

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「賀」部に、「懸子。懸盤。懸 まノ カネ カケガウ カケェ カケマクモ 物。懸金。懸香。掛繪。掛 畏**愚**童記」の七語を収載し、標記語「懸帶」は未収載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、至徳三年本と建部傳内本とは、訓みを一切加 えていないのに対し、文明四年本に「カケヲヒ」、山田俊雄藏本に「(カケ) ヲヒ」、経覺 筆本に「カケ(ヲヒ)」と訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「懸帶」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』、 印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』 に、標記語を「懸帶」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書には「懸帶」の語は未収載であり、古写本『**庭訓徃來**』 及び下記真字本には見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、識番 **399** に標記語を「懸帶」とし、その語注記は未記載にする。他古写本書込みとして、

※懸帶トハ此方ノムスヂノ帯也。ムヲリノコト也。又云桟敷ナドニ小袖ヲ懸也。又ヲ ビナドヲモカリルナリ。表ノ衣トハウワギヌ也。私云ウワギトヨムベキナリ。〔国会図書 館蔵左貫注頭注書込み〕

※懸帶トハ此方ノムスヂノ帯也。ムヲリノコト也。又云桟敷ナドニ小袖ヲ懸也。又帯 ナトヲモ懸也。表ノ衣トハウワギ也。私云ウワギトヨムへキ也。〔天理図書館藏『**庭** 訓件來計』頭注書込み〕

※懸帶トハユケノモスヂ。サケ帯刀表衣トハウハヲソイ也〔静嘉堂文庫蔵**『庭訓徃來抄**』頭注書込み〕

が見えている。

古版『庭訓徃来註』では、

カケラビマキェ テバコス・リバコ カケラビ 懸帯**蒔繪/手箱硯箱** 懸帶トハ七尺ノ帶ヲカタヨリウシロへ打カケテ有ナリ。

[下十四才⑦]

とあって、この標記語「懸帶」とし、その語注記は「懸帶とは、七尺の帶をかたよりうしろ へ打かけて有るなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の<sup>町</sup>農**『庭訓徃來捷注』** (寛政十二年版) に、

せらこんかきあさぎ こそでおかじ かけおび 村相掻淺黄ノ**小袖同懸帶** 裳の大腰につけ肩へ 村相掻淺黄の小袖 同く懸帶/**村相掻淺黄ノ小袖同懸帶** 裳の大腰につけ肩へ 遣る帯を懸帯と云。又さけ帯をも云。〔53 オ⑧〕

とあって、標記語を「懸帶」とし、語注記は「裳の大腰につけ肩へ遣る帯を懸帯と云ふ。また、 さげ帯をも云ふ」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

▲懸帶ハ裳の大腰に付て肩へ遣る物也。又さげ帯共云。[39 ウ⑤]

▲懸帶ハ裳の大腰に付て肩へ遣る物也。又さげ帯共云。〔70 ウ④・⑤〕

とあって、標記語「懸帶」の語注記は、「懸帶は、裳の大腰につけて肩へ遣る物なり。また、 さげ帯共云ふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、

**Caqeuobi**. カケオビ (掛帯) 帯,あるいは、幅広の帯 ※ 原文は Cinjidouro (= cingidouro,cingidoiro),oucinto. "掛帯"は物詣りの折などに、女が胸の前にかけ背中で結んだ赤縜の帯を意味するが、ここでは単に"帯"と説明している。「邦訳 95 r〕

とあって、標記語「懸帶」の語を収載し、意味を「帯,あるいは、幅広の帯」とする。明 治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

かけ - おび [名] 【懸帶】貴婦人の禮裝にて、裳の腰に附けたる紐。頸に掛けて、前にて結ぶ。古への、ひきおびなりとぞ。(哢花抄)。新六帖、五「折しもあれ、えやは心を、かけおびの、おもひは胸のね隔てなるべし」。[1975-5]

とあって、標記語を「懸帶」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「かけ・おび【懸帶】[一][名]①社寺参詣の女子が物忌のしるしとして用いた、赤い帯。赤色の絹をたたみ、胸の前にかけ、背後で結んだもの。赤色以外のものも、稀にあったという。②女装の盛装に用いた裳の紐。裳の大腰に付けて、肩に掛けて胸の前で結ぶもの」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

## [ことばの実際]

武藏坊是を見て、あはやと思ひけるところに三十三枚の櫛を取出して、「これは如何」と申(し)ければ、弁慶あざ笑ひて、「ゑい人、何も知り給はずや、兒の髮をば梳らぬか」と言ひければ、權守理と思ひければ、傍らに差置きて、唐の鏡取出し、「これは如何」と言へば、「兒を具したる旅なれば、化粧の具足を持つまじき謂れがあらばこそ」と言ひければ、「理」とて八尺の掛帶、五尺の鬘、紅の袴、重の衣を取出して、「これは如何に。兒の具足にもこれが要るか」と申(し)ければ、「法師が伯母にて侯者、羽黒の權現の惣の巫にて侯が、鬘袴色よき掛帶買ふて下せ」と申(し)侯程に、「今度の下りに持ちて下り、喜ばせんが爲にて侯ぞ」と言ひければ、「それはさもさうず」と申(す)。《『義経記』卷第七、大系 345 ⑪・⑬》》

**0700-45**「**蒔繪** (まきゑ)」(**399:2001.08.15**) は、拙論『庭訓徃來註』にみる室町時代古辞書について―その二 卯月五日状語注解― (駒澤短期大学研究紀要第三十号、2002年3月発行)の「蒔繪師 (マキエシ)」(**2001.08.15**) 287頁~289頁を参照。

# 0700-46「手箱(てばこ)」(399:2003.03.17)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「天」部に、

手箱。〔元亀本 243 ⑧〕〔静嘉堂本 281 ③〕

手箱。〔天正十七年本中69ウ②〕

とあって、標記語「手箱」を収載し、その読みを「てばこ」と「てはこ」とし、 語注記は未記載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、至徳三年本と建部傳內本、山田 俊雄藏本には、訓みを加えていないのに対し、文明四年本と経覺筆本には、 「テハコ」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と**十巻本『伊** 呂波字類抄』には、

手筥テハコ。手箱同。

〔前田本卷下 20 ウ⑤、黒川本・雜物下 17 オ⑥・⑦〕

手営 。〔卷第七・雜物 234 ③〕



とあって、標記語「手筥」と「手箱」の語を収載する。**前田本**には、声点が未記載にあるため、 この語の第三拍めの清濁の識別ができない。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年)、広本『節用集』、 印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』に、標記語を「手 箱」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』には、

手水盤 一箱。一韓。一朝。一予/一筥。一蓋。一楯。〔器財 165 ③〕 とあって、標記語「手水盥」の語をもって収載し、冠頭字「手」の熟語群に「手箱」と「手筥」の二語を収載し、前者の読みを「てばこ」、後者を「てはこ」と記載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、『**運歩色葉集**』と**易林本『節用集**』にその 訓みを「てばこ」と「てはこ」にして、「手箱」の語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及 び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、識番 **399** に標記語を「手箱」とし、 その語注記は未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、この標記語「手箱」とし語注記は未記載にする。 時代は降って、 江戸時代の<sup>前</sup>業 『庭訓徃來捷注』(寛政十二年版)に、

まきゑ てばこすがばこ 蒔繪の手箱硯笠/蒔繪ノ手箱**硯笠** 定家行成其外諸流の形なり。

[53 才(8)~ウ(1)]

とあって、標記語を「手箱」とし、語注記は「定家・行成、其外諸流の形なり」と記載する。 これを<sup>順書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、標記語「手箱」の語注記は未 記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

**Tebaco**. テバコ(手筥・手箱・手匣) 手箱, あるいは, 小箱. 〔邦訳 6401〕 とあって、標記語「手箱」の語を収載し、意味を「手箱, あるいは, 小箱」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

て・ばこ [名] 【手箱】 手廻りの小き調度など入るる匣。字類抄「手筥、テハコ」女 重寶記、五、女用器財「手箱、テバコ」類聚名物考、調度、七「てばこ、これは手具足を 入る故いふなり、今は俗には、手道具と云ふに同じ、手筥とも云ふなり」嫁入記「一手ばこ の内に、小ばこ四つあり、其内に入物、一にはおしろい、一にはたうのつち、一にはまゆずみ、

一にはわけめのいとなどのやうの、おけはひぐそくの類なり」[1362-3]

とあって、標記語を「手箱」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「て・ばこ【手箱】[一]〔名〕手まわりの小道具などを入れておく小型の箱」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

## [ことばの実際]

此外手筥二合〈納紺絹、〉御雙紙筥以上自御所、被出之《**訓み下し**》此ノ外手筥二合。〈紺ノ絹ヲ納ル、〉御双紙筥。以上ハ御所ヨリ、之ヲ出サル。《『**吾妻鏡**』文永三年正月十三日の条》

# 0700-47「硯箱(すずりばこ)」(399:2003.03.18)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「須」部に、標記語「硯箱」の語を未収載にする。そして、真字注が語注記する「硯」と「筥」として、

ストリ - 祝。〔静嘉堂本 441 ⑤〕 箱。**筥**。〔静嘉堂本 37 ①〕

箱。筥。〔天正十七年本 19 才⑥〕〔西來寺本〕

とあって、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状に、至徳三年本・寳徳三年本と建部傳内本には、 訓みを一切加えていないのに対し、文明四年本と経覺筆本に「スヽリハコ」、山田俊雄藏 本に「(スヽリ) ハコ」と訓みを施して記載している。表記では、建部傳内本と経覺筆本と が「硯函」に対し、至徳三年本・寳徳三年本・山田俊雄藏本・文明四年本は「硯筺」 と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「硯箱」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年)、広本『節用集』、 印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』 に、標記語を「硯箱」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書には、標記語「硯箱」の語は未収載であり、古写本『**庭** 訓徃來』及び下記真字本には見えている語である。これを真字注が語注記する「硯」の 語だけで見ると、 古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、

硯スツ 晋銀/五旬反。質同。棚同。

〔前田家本・雜物下 116 オ② 黒川本・雜物下 109 ウ④〕

硯 スミスリ/ス、リ。 質。 研。 六硯/ 圖書式云御。 柵 巳上同。 〔卷第十・雜物 500 ②〕 とあって、十巻本に、標記語「硯」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には、

**紫瓦 。陶泓 。馬蹄 。 龍淵 。陳玄 。鳳味 。石郷侯** 以上ノ七ハ者硯ノ異 名ナリ也。〔器財 120 ④・⑤〕

とあるのみで、標記語「硯」の語は未収載にする。次に広本『節用集』には、

でプレストン[去] 子路始作。釋名曰、硯者研也。可二研レ墨ヲ使レ和。儒書ノ譜ニ云、用レ硯之法石ヲ為二第一トー。 瓦ヲ為二第二トー。 鶴林玉露蘓松利書史すゝり。 異名 陶泓。端石。墨渕。玄津。端研。豆斑。紅縁。黄玉。黄石。褐色。鵲金。紫石。青金。磁洞。石未。古瓦。懸金。崕石。馬蹄。亀首。墨池。結隣。馬肝。筆海。東海。石丈人。即墨侯。紫潭。戸延。石処士。石人。石穴。老泓。風字硯。涵星。鄴瓦。天眼。鶴眼。猪肝。色清宜。紫雲。龍尾。眉子。石郷侯。陳玄。烏石。詞源。寶泓。端溪出処也。瓦石。■■立。筆青玉。玉余小。石硯。雲根。朝林。金色。一天。雨虫。无双。干戈。時節。四硯。石微。馳基。磁潤。墨角烏。澄泥貫花。魯石。金崔。亀有。張芝。石空。

玉石。銀帶。玉渕。天銀。鑚鋪。巨璞。清淡。雲漢。清河。天宵。銀津。金池。 角石。端色。角浪。松又。鶴金。鸛鵒。眼鳳味。半柱。清直。大院。魯氷。空中。 藥石。主充人。〔器財門 1126 ①~⑥〕※「波」部に標記語「はこ」は未収載。

とあって、標記語「硯」の語を収載し、その語注記の始めに「<u>子路始作</u>」と記載し「始」 の語を付加するが、この注記が真字本と共通する。印度本系統の**弘治二年本・永祿二年** 本・尭空本・両足院本『節用集』には、

松**蘓利 鶴林玉露**在之。硯也。 祝ケン。〔**永・**財宝 231 ②、④〕

松蘓利 鶴林玉露在之。硯也。 硯。〔尭・財宝 217 ①、②〕

箱。匣。函。〔弘・財宝 21 ②〕〔永・財宝 19 ⑥〕

箱。匣/函。[尭・財宝 22 ⑤]

とあって、標記語「硯」の語を収載し、その語注記は**弘治二年本**に「『**鶴林玉露**』、松蘓利と作る」と記載がある。標記語「箱」の語も収載し、語注記は未記載にする。また、**易林本『節用集**』には、

箱。筥。函。〔器財 20 ②〕

**匳** 鑑一。**斂**。**益**二字同上。〔器財 20 ②〕

**匣**。**笈**書箱。〔器財 20 ③〕

とあって、標記語「松蘓利」「硯」「研」の三語、標記語「箱」「筥」「函」の三語それ ぞれをもって収載し、語注記は未記載にする。已上の古辞書群のなかで、広本『節用集』 の語注記が「子路始作」として、本文翻刻識番 399 に示す真字本と共通する点は見逃せ ない。ここに継承過程があると見て良かろう。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、標記語を「硯箱」とし、その語注記は、「硯」として「硯は、子路の作なり」と記載する。この「硯」については、

古版『庭訓徃来註』では、

がすじてきょう デバコス・リバコ カケヨビ ウチ **懸帶時繪/手箱** 根箱 **懸帶**トハ七尺ノ帶ヲカタヨリウシロへ打カケテ有ナリ。

「下十四才⑦〕

とあって、この標記語「硯箱」とし、語注記は未記載にする。 時代は降って、江戸時代の『<sub>識</sub>『**庭 訓徃來捷注**』(寛政十二年版)に、

まきゑ てばこすがばこ 蒔繪の手箱 祝筺 / 蒔繪 / 手箱 祝筺 定家行成其外諸流の形なり。

[53 オ®~ウ①]

とあって、標記語を「硯筐」とし、語注記は「定家・行成、其外諸流の形なり」と記載する。 これを<sup>頭書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、標記語「硯箱」の語注記は未 記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、

#### 萩 原 義 雄

Suzuribaco. スヾリバコ (硯箱) 日本のインク壺 [硯]を入れる小箱 [邦訳 5941] とあって、標記語「硯箱」の語を収載し、意味を「日本のインク壺 [硯]を入れる小箱」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

すずり・ばこ [名] 【硯箱】硯、墨、筆、等を入れ置く、小さき匣。あたりばこ。 硯函。古今者聞集、五、和歌、平治元年二月廿五日「硯蓋に、紅の薄様を敷きて、雪 を盛りて出されたるに」同、三、政道忠臣、承元二年十二月九日、京官除目「左大將にて、 一の筥置かせ給ふとて、先の人の置違へられたる硯筥ながら、北へ押し上げさせ給たりける」 熟語名詞に用ゐたるは、源氏物語、九、葵 46「御硯のはこを、御帳の内に差し入て、 おはしにけり」[1050-4]

とあって、標記語を「硯箱」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「すずり-ばこ【硯箱】[一]〔名〕硯、墨、筆などを入れておく箱。すずりのはこ。すずり」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

## [ことばの実際]

御帳の東西には三尺の几帳を立てられ、昼の御座の上には、御剣・御硯箱を置かれたり。 《『太平記』巻第四十・中殿御会の事》

0700-48「冠 (かぶり・かんむり)」(400:2003.03.19)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「賀」部に、

カフリ

冠。〔元亀本 104 ④〕〔静嘉堂本 130 ⑧〕

カンフリ

冠。〔天正十七年本上64才⑥〕〔西來寺本〕

とあって、標記語「冠」の語を収載し、その読みを「かふり」と「かんふり」とし、語注 記は未記載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、至徳三年本・宝徳三年本と建部傳内本・経覺 筆本には、訓みを加えていないのに対し、文明四年本に「カフリ」、山田俊雄藏本に「カンムリ」と訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と**十巻本『伊呂波字類抄**』には、

クワ

冠 カヲフリ。帔同。幞頭同。幩同。冕同。弁同。爵同。

〔前田家本・雜物上98ウ③ 黒川本・雜物上80オ①〕

冠 カフリ。 貢飾漢高祖以竹皮為冠/一官亦一貫。 黄帝造之。 **幞頭** 亦作襆/上房王反/亦曰頭巾。**冕** 冤/一冤。一玉。**幘** 側草反。**弁。爵。雲冠** 舞一。**天冠。幗** チキリカフリ已上同。 冠事本朝事始云天武天皇十一年六月丁卯男夫始結髪仍着漆紗冠。 [卷第三・雜物 208 ②~⑤]

とあって、標記語「冠」の語を収載し、**十巻本**には、この語における詳細な注記内容が はじめて見えている。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、

冠。[器財門 110 ④]

とあって、標記語を「冠」の語を収載する。次に広本『節用集』には、

カンムリ 一 クワン[平去] 黄帝始作。異名金鐺。玄鬼。通天。獬豸。進賢。章甫万。鷄鸏。 貂蝉柳宗元詩。虎皮李白詩。軒冕万。<u>竹皮冠漢高祖</u>。介幩大冠也。緇希恵。又、夏 収。黄収。母追。大古。〔器財門 268 ④・⑤〕

とあって、標記語「冠」の語を収載し、その読みを「かんむり」とし、その語注記は、上記十巻本『伊呂波字類抄』と同じく「黄帝始作」とし、さらに異名語群注に「竹皮冠は漢の高祖」と記載していて、当代のこの語における共通した研究視点が古辞書中に表出していることが見て取れるのである。印度本系統の弘治二年本・永禄二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、

カンムリ (香。 釵。 [弘・財宝 83 ⑧] (元)。 [永・財宝 80 ⑧] [両・財宝 87 ⑧] (元)。 [尭・財宝 73 ⑤]

とあって、標記語「冠」の語を収載し、その語注記は未記載にする。 また、**易林本『節用集』** には、標記語「冠」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「かんむり」「かうぶり」「かふり」として、「冠」 の語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来**註』七月日の状には、識番 **400** に標記語を「冠」とし、その語注記は未記載にする。他古写本の書込みとして、

※冠一官位相當ヨリ以前ハ冠ノ色ヲ以テ人ノ位ヲ知也。〔国会図書館藏左貫注書込み〕 とある。

古版『庭訓徃来註』では、

とあって、この標記語「冠」とし、語注記は「公家の道具なり」と記載する。 時代は降って、 江戸時代の『霧**『庭訓徃來捷注』**(寛政十二年版)に、

とあって、標記語を「冠」とし、語注記は「聖徳太子、冠の制度を定めたまふ。 大織・大縫・ 小縫・大紫・小紫・大錦等、錦、大山・小山・大乙・小乙・大建・小建等の品あり」 と記載していて、上記の室町時代の古辞書中の注記内容とは異なる観点で注記する。これを<sup>頭書訓練</sup>『**庭訓往來精注鈔**』『**庭訓往來請釈**』には、

▲冠ハ人皇第四代懿徳天皇の御宇に始る。今の制ハ四十二代文武天皇乃御宇 改めらるゝ所也。厚額。透額の二品あり。[40 オ②]

▲ 冠ハ人皇第四代懿徳天皇の御宇に始る。今の制ハ四十二代文武天皇乃御宇 改めらるゝ所也。 厚額。 透額の二品あり。〔70 ウ⑤〕

とあって、標記語「冠」の語注記は、「冠は、人皇第四代懿徳天皇の御宇に始まる。今の制は、四十二代文武天皇の御宇改めらるゝ所なり。 厚額・透額の二品あり」と記載し、ここでも別の観点により記述されている。このことは、標記語「冠」の事始説が一様ではなく、江戸時代にあっても多説が唱えられており、この『庭訓往来』の注釈からことばの基軸が示され、その意義説明が大きく開化していると言えよう。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

**Camuri**. カフリ (冠) 冠. あるいは、頭巾などのように頭にかぶる [官位を示す] 標章. →次条; Coji (巾子). [邦訳 86 r]

†Camuri.\* カフリ(冠) §また,日本のある種の文字〔漢字〕の上の部分.

「邦訳 86 r]

とあって、標記語「冠」の語を収載し、意味を「冠.あるいは,頭巾などのように頭にかぶる〔官位を示す〕標章」とする。 明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』 には、

かん・むり [名] 【冠】[かがふりの音便] (一) 頭に被るものの總稱。かうぶり。 かうむり。かむり。**冠帽革制考**、「上古の冠は、いかにとも考ふべき據なし、推古の御宇より、如嚢冠を用ひたまひしを、天武天皇の十一年より、改めて漆紗冠を用ひ給ふ、是即、令にいふ頭巾にて、幞頭といふも、同物なり」(二) 古へ、衣冠束帶の時に用ゐし、かぶ

りもの。其の形状、種類、多し、各條を見よ。(三)漢字の頭につく、種種の字の稱。(ウ冠、艸冠、竹冠の類)[0432-1]

とあって、標記語を「冠」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、 標記語「かんむり-【冠】[一] [名] (「かうぶり」の変化したもの) ①頭にかぶるもの。 特に、東帯、衣冠などの時、頭にかぶる物。直衣でも晴の時に用いる。黒の羅で作 る。その頂に当たるところを甲といい、前額部を額という。後方の高い壺は髻を入れる 市子巾子で、その後に長方形の纓二筋を重ねて垂れる。冠の緒を形式化したもので古 風に先端を円形にしたのを燕尾という。全体に有文の羅をはったのを「繁文の冠」と呼 び、五位以上が用いる。 巾子の上部と纓の裾だけに文を入れたのを「遠文」の冠といい、 六位以下の用とする。 天皇の神事用は黒絹をはって「無文の冠」という。 こうぶり。 こう すり。かすり。かぶり。かんぶり。②能装束の一つ。通常の冠と同じ形の 初 冠 のほかに、 透 冠 、 唐 冠 などがある。かむり。③すべての上に位するすぐれたもの。④漢字の字 形の構成部分のうち、上部にかぶせるもの。「字」「花」「箱」などの「宀」「艸」「竹」 の部分をいう」とあって、古辞書十巻本『伊呂波字類抄』や広本『節用集』の注記内 容や『**庭訓往来**』の語用例及び江戸時代の注釈書における「冠」注記説明について 全く説明がないことは、この「冠」を東帯し用いる日本文化が失われつつある今日の知 的度合いとしてこの内の意義を止めていることを指摘しておくこととする。因みに、古辞書 としては『温故知新書』を引用している。

# [ ことばの実際 ]

江判官能範〈布衣、冠、革緒細尻鞘太刀郎等三人、雜色四人、調度懸、一人放免四人〉 《**訓み下し**》江ノ判官能範〈布衣、<sup>カンフリ</sup>、革ノ緒。細尻鞘ノ太刀。郎等三人、雑色四人、 調度懸、一人。放免四人。〉《『**吾妻鏡**』建保六年六月二十七日の条》

# 0700-49「表衣 (うはぎ・うへのきぬ)」(400:2003.03.20)

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本には、 訓みを一切加えていないのに対し、山田俊雄藏本に「ウヘノ(キヌ)」、経覺筆本に「ウ ヘノキヌ」、文明四年本に「ウエノキヌ」と訓みを施して記載している。 古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、

**袍** 去戸俗/ウヘノキヌ/薄裳反。**衫** 同。**綈** 同。表衣 同/俗用之。

[黒川本・雜物中 50 ウ③]

**袍** ウヘノキヌ/宣聲之時出之参議定主始夏時着/位一。新一。彭袍裳反。**夏袍** 事 滋相公傳云 弘仁十四年夏穀袍參冷泉院太上皇聞之甚賜美謔明年夏御熱盛發不得着厚衣試着穀袍極合御意天下自此悉着之是穀衣始自 貞主貞主身長六尺二寸。**梯。衫**。表衣 巳上同/俗用之。〔桊第五•雜物 177 ③~⑥〕

とあって、訓みを「うへのきぬ」で標記語「表衣」の語を収載する。この語に対して、**十巻本『伊** 呂波字類抄』には、典拠に『滋相公傳』を引用し、実に詳細な注記内容が記載されている。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、印度本系統の弘 治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』に、標記語を「表衣」の語を未 収載にする。次に広本『節用集』には、

ハットゥ **八徳** ャツ, サイワイ[入・入] 日本ノ俗表衣也。〔絹布門 **59** ①〕

とあって、標記語「八德」の語注記に「日本の俗、表衣なり」と記載する。訓みは「うわぎぬ」とする。この「八德」については、『日本国語大辞典』第二版の②に「俳諧の宗匠や画工などが着た胴着。胴服。十徳に似て、やや品のさがるところからとも、また、これを着ると八つの徳があるからともいう」と記述する。また、**易林本『節用集』**には、

とあって、標記語「表」の語をもって熟語群に収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書では、辛うじて**広本『節用集』**で確認され、そして**易林本『節用集』**をもって「表衣」の語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、識番 **400** に標記語を「表衣」とし、その語注記は、「常住の衣裳にあらず、天下旱るの時祈りを為す、此の服を着なり」と他注釈に見ない独自の内容を記載する。この語注記が広本『**節用集**』「水干」の語に引用があって合致する。この注記内容は、「表衣」の語までは及ばないのかもしれない。

古版『庭訓徃来註』では、

とあって、この標記語「表衣」とし、語注記は「黒し。装束なり」と記載する。時代は降って、 江戸時代の『霧**『庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版)に、

うへ きゅ 表の衣/表/衣 公家の上に着る衣なり。[53 ウ②・③]

とあって、標記語を「表衣」とし、語注記は「公家の上に着る衣なり」と記載する。これ を<sup>順書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

▲表/衣ハ即ち袍なり。 闕腋・縫腋の二樣あり。 共に染色と地紋との 差 を以て きゅい 
章卑を分つ。 [40 才③]

▲表衣ハ即ち袍なり。 闕腋・縫腋乃二樣あり。 共に染色と地紋との 差 を以て尊卑 を分つ。 [71 オ⑥]

とあって、標記語「表衣」の語注記は、「表衣は、即ち袍なり。 闕腋・縫腋の二様あり。 共に染色と地紋との差を以て尊卑を分つ」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Vuaguinu. ウワギヌ(上衣・表衣) 上に重ねて着る軽い着物. [邦訳 737 r] とあって、標記語「表衣」の語を収載し、意味を「上に重ねて着る軽い着物」と単簡に説明記載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

うは - ぎ [名] 【上着】衣の、最も上に着るものの稱。表衣。金葉集、四、冬「なかなかに、霜のうはぎを、重ねても、鴛鴦の毛衣、さえまさるらむ」堀河百首、秋「標の内に、八重咲く菊の、朝ごとに、露こそ花の、うはぎなりけれ」「0249-5〕

うへ - の - きぬ〔名〕【表衣】はう(袍)に同じ。**倭名抄**、十二 18「袍、宇倍乃岐沼、一云、朝服、着欄之袷衣也」**名目抄**、「位袍、又號 $_{-}^{5}$  表  $_{-}$ 」**源氏物語**、八、花宴 12 「皆人は、うへのきぬなるに、あざれたる大君姿の、なまめきたるに」[0253-3]

とあって、標記語を「表衣」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「うわ・ぎ【表衣】[一][名]④近世以後の服装で、一番上に重ねて着る小袖。
⇔下着」と標記語「うえ・の・衣衣冠、束帯の正装の時に着る上着。位階によって色彩を異にするが、文官のものを縫腋袍、武官のものを闕腋袍という。袍。うえのころも」とあって、『庭訓往来』及び『庭訓徃来註』の語用例は未記載にする。

# [ことばの実際]

心ざしはいたしけれど、さるいやしきわざも習はざりければ、うへのきぬの肩を張り破り

#### 萩 原 義 雄

でけり。《『**伊勢物語**』第四十一段》女師馳之晦尓 袍 乎洗而 自 張計利〔真字本第 四十二段上21ウー〕

# 0700-50「水子 (スイカン)」(400:2003.03.21)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』 (1548年) の「須」部に、

> 水干。[元亀本 359 ④] 水干。〔静嘉堂本 437 ③〕

とあって、標記語「水干」の語を収載し、そ の読みを「(スイ) ガン」と「(スイ) カン」とし、 語注記は未記載にする。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状に、至 徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田 俊雄藏本には、訓みを加えていないのに対し、 文明四年本に「スイカン」、経覺筆本に「(スイ) カン」の訓みを施して記載している。「スイカン」 の表記については「水旱」とするのが大半だ



慕帰絵詞 藤原隆章・隆昌・久信筆 十巻 のうち巻五 重文 南北朝時代(観応2年/ 1351) 京都・西本願寺

が、宝徳三年本と建部傳内本は、「水干」と表記する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十巻本『伊呂波字類抄』 には、

水干 スイカン。〔前田家本・雜物下 116 オ⑥ 黒川本・雜物下 110 オ①〕 水旱**不損**。〔前田家本・礨字下 116 オ③ 黒川本・礨字下 113 ウ⑤〕 水干 スイカン。 [ 券第十・ 雑物 501 ⑥ ]

水天 〃 陸。 〃 驛。 〃 烓。 〃 盐。 〃 檻。 〃 泉。 〃 區。 〃 府。 〃 石。 〃 精。 〃 風。 〃窓。〃蓼。〃波。〃手。〃干。〃銀。〃牛。〃雲。〃楊。〃閣。

[ 条第十・重點 528 二 ]

とあって、標記語「水干」の語を収載する。そして、「水早」は別の意味と見ている。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語を「水干」 の語を未収載にする。次に広本『節用集』には、

水干ミヅ, モトム・ホス [ 上・平 ] 上衣也。<u>非\_常住ノ衣裳ニ\_。天下旱時為レ祈レ雨著</u>\_ <u>此服\_。</u>[絹布門 1147 ⑦・⑧]

イトキハレ法トセレー則水早發ス々々發スル則ハ万民病ス六韜。〔態藝門 65 ①〕とあって、標記語「水干」の語を収載し、その読みを「スイカン」とし、その語注記は、「上衣なり。常住の衣裳にあらず。天下旱時に雨る祈りをなすに此の服を著す」と記載する。この語注記は、下記に記す真字本の注記に等しい。ここに広本『節用集』と真字本註の連関性が認められるのである。印度本系統の弘治二年本・永禄二年本・尭空本・両足院本『節用集』には、

水羊 舞衣。〔弘・衣服 270 ②〕

水干。〔永・財宝 231 ⑤〕 [尭・財宝 217 ③]

とあって、標記語「水干」の語を収載し、語注記は、**弘治二年本**に「舞衣」と記載する。 また、**易林本『節用集**』には、標記語「水干」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「スイカン」として、「水干」の語が収載され、なかでも**広本『節用集』**の語注記は下記真字本に最も近い内容であることからして、その連関性をここに認めておきたい。ただし、標記語を「水旱」から「水干」と「日」を省画して改めていることは**広本『節用集**』編者の高い見識に基づくものと考えている。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、識番 **400** に標記語を「水旱」とし、 その語注記は、「常住の衣裳にあらず、天下旱るの時祈りを為す、此の服を着なり」と記載する。また古写本書込みとしては、

※水旱一東坡句云遠人<sup>n</sup>罹<sup>n</sup>-水旱王命解浮囚。〔国会図書館藏左貫注書込み〕 とある。ここで、元来「スイカン」が旱りの祈祷の際に着用される特殊な衣類であることから と云ったその由来が記載されていることに留意しておきたい。

古版『庭訓徃来註』では、

ネイカン ウチカケ キ 水干 ハ打懸テ著ル衣也。〔下十四才⑧〕

とあって、この標記語「水干」とし、語注記は「打懸けて著る衣なり」と記載する。時代 は降って、江戸時代の<sup>訂</sup>翼 **『庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版) に、

水旱/水旱うちかけて上に着る衣なり。〔53 ウ③〕

とあって、標記語を「水干」とし、語注記は「うちかけて上に着る衣なり」と記載する。これを<sup>顕書</sup>訓練**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

▲水干ハ紗平絹等にて制す。絹直垂の如くにして胸紐露紐あり。〔40 オ③・④〕

▲水干ハ紗平絹等にて制す。絹直垂の如くにして胸紐露紐あり。[71 オ⑥~ウ①] とあって、標記語「水干」の語注記は、「水干は、紗平絹等にて制す。絹直垂の如くにして胸紐・露紐あり」と記載することから、室町時代と江戸時代とでは同じ衣類でも別用となって着用されてきたことを知る。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立) に、

Suican. スイカン (水干) 演劇 [能] で用いる或る薄い着物.→次条. [邦訳 5851]†Suican.\*スイカン(水干) §また,公家(Cungues)の着用するある種の服. [邦訳 5851]

Suican. スイカン(水旱) 洪水による損失と、旱魃によって起こる損失と. [邦訳 5851] とあって、標記語「水干」の語を収載し、意味を「また、公家 (Cungues) の着用するある種の服」とするに留める。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

すい・かん [名]【水干】[かがふりの音便](一) 頭に被るものの總稱。かうぶり。かうむり。水干帽革制考、「上古の水干は、いかにとも考ふべき據なし、推古の御字より、如嚢水干を用ひたまひしを、天武天皇の十一年より、改めて漆紗水干を用ひ給ふ、是即、令にいふ頭巾にて、幞頭といふも、同物なり」(二) 古へ、衣水干束帶の時に用ゐし、かぶりもの。其の形状、種類、多し、各條を見よ。(三) 漢字の頭につく、種種の字の稱。(ウ水干、艸水干、竹水干の類) [0432-1]

とあって、標記語を「水干」を収載し、特質すべき専門書を引用していることに注目しておきたい。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「すいかん - 【水干】[名] ①水張りにして干した布。②①で作った狩衣の一種。盤領の懸け合わせを結紐と呼んで紐で結び合わせるのを特色とし、縫い合わせたところがほころびないように組紐で結んで菊綴とし、裾を袴に着こめるのを例とした。地質は布製を本来のものとするが、風流として登や鰭袖に絹の織物を裁ち入れたり、全体に絹を用いたりした。③水のほとり。水涯」とし、標記語「すいかん - 【水早】[名] 洪水と日照り。洪水と旱魃。また、洪水や旱魃による被害」と表記漢字による意味区分が見られるのであるが、古写本『庭訓往来』や真字注にあってはその区分がなかったものとみたい。そして、『大言海』及び『日本国語大辞典』にも『庭訓往来』の語用例は意味内容を知る上で好例であるが未記載にする。

# [ことばの実際]

武衛裝水干、先奉遥拜男山方、謹令披閲之給《訓み下し》武衛水干ヲ\*装ヒ(\*装束)、

先ヅ遥カニ男山ノ方ヲ拝ミ奉リ\* (\*ノ後)、謹ンデ之ヲ披閲セシメ給フ。《『**吾妻鏡**』治承四年四月二十七日の条》

為祈風雨水旱災難、於諸國々分寺、可轉讀最勝王經之旨、宣旨状、去夜到著《**訓み下し**》 風雨水旱ノ災難ヲ祈ランガ為ニ、諸国ノ国分寺ニ於テ、最勝王経ヲ転読スベキノ旨、宣旨 ノ状、去ヌル夜到著ス。《『**吾妻鏡**』 寛喜三年四月十九日の条》※『吾妻鏡』は日国のよう に表記による使分けがなされている。

スイカン シヤヘイケン モチュ ナイ キル 水干 紗平絹ヲ 用 。大納言マテ内々ニテ着レ之也。《『**堂上伊呂波寄**』服器》

**0700-52「烏帽子** (えぼし)」(**401:2001.08.27**) →ことばの溜池<u>「鳥帽子(えぼし)」</u> (2001.08.27)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』の「衛」部に、

鳥帽子。〔元亀本 337 ④〕 ェボシ

烏帽子。〔静嘉堂本 403 ⑥〕

とあって、標記語を「烏帽子」として、語注記は未記載にする。『**庭訓徃來**』(至徳三年本・ 文明本・天文本=山田俊雄家蔵本など)には、卯月五日の状に「烏帽子」と見え、基は「織」 の字を欠く(経覚筆本は「烏帽子折」とある)。『**下學集**』には、

烏帽子。〔器財門 110 ⑤〕

とあって、標記語を「烏帽子」として、語注記は未記載にする。 次に**広本『節用集』**では、 烏帽子<sub>ウカウー、クロシ・カラス,ヲヽゥ,コ</sub>。 〔器財門 701 ⑧〕

とあって、『**庭訓徃來**』⇒『下學集』と同じく標記語を「烏帽子」として、語注記は未記載にする。そして、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本『節用集』は、

烏帽子 日本/惣冠。〔弘・財宝 194 ⑤〕

烏帽子。〔永・財宝 160 ⑥〕

**烏帽子。〔尭・**財宝 149 ⑧〕

とあって、訓み方を含め語注記でも、弘治二年本だけが「日本の惣冠」としている。さら

に易林本『節用集』や増刊『節用集』においても、

| 点帽子。[易・食服 162 ⑤] | 点帽子。[場・発財上 68 オ⑥]

とあって、標記語を「烏帽子」として、語注記は未記載にする。

また、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』、十巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「烏帽子」の語は、未収載にする。

これを『庭訓往来註』卯月五日の状に、

200 櫛引・烏帽子織 公家ニハ不レ用也。摩利支。又ハ基イヲ爲レ不ルカレ可レ見也。 〔謙堂文庫蔵ニー左②〕

**櫛引・**鳥帽子織 公家ニハ不レ用也。摩利支天。又ハ基イ爲也レ不レ可レ見也。

〔静嘉堂本『庭訓徃來抄』古寫〕

とあって、標記語を初めて「烏帽子織」として「織」の字を付加していることに気づく。語注記は「公家には用いざるなり。摩利支天。又は基いをみるべからざるためなり」という。 古版『庭訓徃来註』では、

**櫛引**鳥帽子織**商人**モ京都鳥丸ヨリヲコレリ。惣シテ人。モトヾリヲ 放テ。天ニ向フ事ヲソレアリ。大唐ヨリ。鳥瑟ト云人來テ作始テ。自カカフリ行ヲ人見テ作也。久ク京ニ居タリ。 童 へ丸トソ名ヲ付呼ビシ故鳥丸ト云也。其ガ去テ後モ住シ在所ヲ鳥丸ト云習ハス也。今ノ世ニハ。何クニテモ折ル也。[廿四ウ②~④]

とあって、「烏帽子織」の語注記にはその名の由来を説明する。この内容は、天理図書館 蔵『**庭訓私記**』には、

烏帽子**商人**ハ鳥瑟ト云人大唐ヨリ來テカフリ行クヲ見テ人作リ始リ。此者ノ名ヲ烏丸ト云へハ。夫カ居ル処ヲ今ニ烏丸ト云也。[21 ウ④]

とあって、この由来説明が共通内容であることが知られる。また、『庭訓徃來』の後半卯月 十一日の状に見えている。「烏丸の烏帽子」は、上記事柄と共通する内容となっている。 ここでの古版『庭訓徃来註』の注記は「前二注ス」という。時代は降って、江戸時代の『<sub>麗</sub>『庭 訓徃來捷注』(寛政十二年版)に、

ぇほうしおり 烏帽子織▲烏帽子織。[廿四才①]

とあって、読みは「えぼしをり」とし、標記語の「をり」の字は「折」とし、語注記は未記載にしている。

当代の『日葡辞書』には、

Yeboxi. エボシ (烏帽子) 昔の人がかぶったもので、今は演劇 [能] の際に用いられる、ある種のつばなしの帽子. ※原文は barretinho. これは barrete に指小辞のついた形. barrete は、つばのない帽子、頭巾の類で、烏帽子や頭巾にあてて用いている. [邦訳 8151]

† **Yeboxivori.** エボシヲリ(烏帽子折)演劇〔能〕で使う烏帽子を作る職人. ※原文は barrete. [**Yeboxi** の注] [邦訳 1761]

とあって、室町時代の後期には「鳥帽子」そのものが実際の用途として武家・庶民を含め被らなくなり、もっぱら能役者が用いるものとなっていたことが分かり服装の変遷を教えてくれているのである。また、『庭訓徃來』をはじめとする室町時代の古辞書群は、専ら被り物として収載をしているのだが、これを『庭訓往来註』は、その「鳥帽子」を作る職人である「えぼしをり【鳥帽子織】」として初めて改めたものと言える。経覚筆本『庭訓徃來』も「鳥帽子折」と改めた点では共通する意識が見え隠れしているのではなかろうか。また、この両語を『日葡辞書』が、採録していることは注目に値するものである。

# [ ことばの実際 ]

《叡山文庫藏『**玉塵抄**』卷第一·12 左③~⑤》

藤六「物と言ふて囃そう√信濃の国の住人、麻生殿の御内に 藤六と下六と 鳥帽子折りに参りて 主の宿を忘れて 囃子事をして行く」《狂言記『鳥帽子折』卷一・新大系 8 六》 ▲鳥帽子・八皇四十代天武天皇の御字に始るとかや。 其制数品あり。 皆紙にて張る。 黒漆を以て塗る [頻書訓練『庭訓往來精注鈔』 40 オ五]。を参照。

# 0700-53「直垂(ひたたれ)」(401:2003.03.22)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「飛」部に、標記語「直垂」の語を未収載にする。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状に、

蒔畫手箱硯筺冠表衣水旱狩衣烏帽子直垂大口帷大刀長刀箙胡籙大星 行騰房鞦牛胸懸等雖非上品任注文無相違之樣可申入候也恐々謹言

[至徳三年本]

蒔畫手箱硯筺冠表衣水干狩衣烏帽子直垂大口大帷○[子]太刀腰刀箙 胡籙大星行騰○[小]房鞦牛胸懸等雖非上品任注文無相違之樣可被申 下也恐々謹言〔宝徳三年本〕

蒔繪手箱硯函冠表衣水干狩衣烏帽子直垂大口大帷太刀長刀腰刀箙 胡籙大星行騰房鞦牛胸懸等雖非上品任注文無相違之樣可被申下也 恐々謹言〔建部傳內本〕

時繪/手\_箱。硯\_管。 からり。表/\_衣直\_衣水-旱。 が \_ 衣。烏-帽-子。直\_垂。大\_口。大\_帷。太\_刀。長\_刀。腰\_刀。箙。胡\_籙。大\_星/行\_騰。房\_ 鞦牛/胸\_懸等雖、非\_上-品=\_。任テ\_注 - 文=\_無キ\_相 - 違\_之樣=可、被\_申シ\_下\_也。恐々謹言。〔山田俊雄藏本〕時繪/手箱。硯函。冠。表/衣水旱。直衣狩衣。烏帽子。直垂。大口。

大,惟。大刀。長刀。腰刀。麓。胡籙。大星/右騰。房,轍牛/胸懸。 等雖、非\_上品=-。任\_註文=-无\_相違\_之樣=可、被\_申下\_也。恐々謹言。

[経覺筆本]

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と十**巻本『伊呂波字類抄**』 には、

直垂ヒタヽレ。〔前田家本・雜物下 95 オ① 黒川本・雜物下 90 ウ⑦〕 直垂ヒタヽレ。〔卷第十・雜物 345 ②〕

とあって、標記語「直垂」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、

直垂。〔絹布 97 ②〕

とあって、標記語「直垂」の語を収載する。次に広本『節用集』には、

ヒタヘレ 直垂 チョクスイ,ナヲシ[入・○]或作單垂。〔絹布門 1034 ⑦〕

ヒタヽレ 同 直垂。**單垂**。〔弘・衣服 254 ③〕

直垂 又單垂。[尭・財宝 203 ②]

とあって、標記語「直垂」と「單垂」の二語を収載し、その語注記は未記載にする。また、 **易林本『節用集』**には、

世界 に 直垂。〔食服 224 ⑥〕

とあって、標記語「直垂」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「ひたたれ」として、「直垂」の語が収載され、 古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本にも見えている語である。また、下記に記載する真 字注の語注記の引用はどの古辞書にも未記載にある。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、

[謙堂文庫藏三九左⑨]

※直垂一王ノ常住ノメシモノナリ。〔天理図書館藏『庭訓往来註』書込み〕、※ ゥゕャ 鵜織中不葺合尊。〔国会図書館藏左貫注の注記〕

☆この訓みは、『**摩添壒嚢鈔**』に依れば、「ウカヤフキアハセス/ミコト」という。『**壒嚢鈔**』第四の六十一・尾籠事に、「是ハ本朝ニ云始ル詞ト申セリ。慥ナル記録ヲ見侍ネ共或説ニ應神天皇海神ノ御末ナル故ニ龍尾御座シテ是ヲ隠サン為装束裾ト云者ヲ作リ始テ是ヲ引彼ノ尾ヲ令レ隠給ケル也。然ヲ出御時内侍未タ裾ノ内ニ有ヲ不レ知障子ニ立テ籠奉テケリ。其時尾籠也ト仰セナルヨリ始レル詞也トナン予是ヲ思ヒニ其義ハ然共装束ノ裾是ヨリ始マリ龍尾此君ノミマシマス事難信用侍ヘリ。其故ハ此御世ニ唐道シテ經書ヲ渡シ装束ノ裾モ唐朝ョリ侍リ」を参照。

とあって、標記語を「直垂」とし、その語注記は、「鵤草不葺合尊の尾篭の義を本とすなり」

と記載する。

古版『庭訓徃来註』では、

カタヒラ タ チ ナキナダコシガタナエビラヤナグイ 島帽子直垂大口大帷子太刀長刀腰刀 箙 胡籙 皆公家ノ衣裳ナリ。

[下十四ウ⑤・⑥]

とあって、この標記語「直垂」とし、語注記は「皆公家の衣裳なり」と記載する。 時代は降って、 江戸時代の『濃**『庭訓徃來捷注』**(寛政十二年版)に、

ゑぼし ひたたれおぼくち 鳥帽子直垂大口/鳥帽子直垂大口 はかまに似たる物なり。〔53 ウ④・⑤〕 とあって、標記語を「直垂」とし、語注記は「はかまに似たる物なり」と記載する。これを <sup>頭書</sup>訓読 『**庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

▲直垂ハ形 長絹に似て菊綴なし。練絹を以て作る。胸緒ハ打紐也。又布直垂 は大なる紋を付る。依て俗に大紋といふ。諸大夫これを着す。[40 オ⑥]

とあって、標記語「直垂」の語注記は、「直垂は、其形長絹に似て菊綴なし。練絹を以て作る。 胸緒は、打紐なり。また、布直垂は、大なる紋を付る。依って俗に大紋といふ。諸大夫これを着す」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、

**Fitatare**. ヒタヽレ(直垂) 公家(Cugues)が着用したり、武士が鎧の上に着たりする或る着物. ※原文には por cima das armas とあるが、"鎧の下に"の誤りであろう.

→ Nauoxi. [邦訳 2451]

とあって、標記語「直垂」の語を収載し、意味を「公家(Cugues)が着用したり、武士が 鎧の上に着たりする或る着物」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』 には、

ひた - たれ [名]【直垂】[もと、宿直の時、直衣の上に着たるものと云ふ。上に

立た 直と垂るる意の名なるべし。身の前後共に短く、帶なく、袴に着込み、武士の専用
となれるも、宿衞に必ず着たるに起これるなるべし](一)古へ、庶人の服。後に

禮服となる。紗、生絹、精好、等にて作り、方領にて、紋無し。袖括りあり、胸紐、
菊綴、皆、組緒なり。裾は袴の内に入り、袴はここる。後世は、長袴をも用ゐる。

地、色、文は、衣、袴、共に同じ。又、鎧直垂、布直垂あり。各條に註す。四

季草、秋草(伊勢貞丈)「古は官位なき侍も、式正の時は、素襖を脱ぎて直垂を着しけるなり、 云云、御営家(徳川氏)に至りて、武家の禮服の階級を改めたまひて、四位の侍從已上は、 精好の直垂、四品は狩衣、諸大夫は布直垂(大紋)、重き役人は布衣、其外は素襖と、御 制法を立てられ、云云」和泉式部集「紫のおりものの直垂をきたりける」忠見集「ある人の 直垂えさせんとあるが、うらをなん失ひたると申す」古今著聞集、五、和歌「おとど感じ給ひて、 萩織りたろ御ひたたれ、押し出して給はせけり」 平治物語、二、信頼降衆事 「齢七十計なる 入道の、柿の直垂に、文書袋くびに掛けたるが | 源平盛衰記、三十四、知康藝能事「先づ 鼓を取て、始には居ながら打けるが、後には跪き、直垂を肩脱ぎて、云云」太平記、四十、 中殿御會事「佐佐木佐渡四郎左衛門尉時秀、地白の直垂、云云、小串次郎左衛門尉詮行、 地黑の直垂に銀箔にて二雁を押し、云云、大内修理亮、地香の直垂、云云、本間左衛門 太郎義景、地白紫の片身がはりの直垂、云云、征夷大將軍正二位大納言源朝臣義詮卿、 薄色の立紋の織物の指貫に、紅の打衣を出し、常の直垂也」(二)次條の語の略。 台記、 別記「賜-比多多禮-、仰云、路頭定有-寒氣-、以」之禦」寒」**兵範記**、保元三年二月五 日「男女相伴被」入一帳中一、下官覆衾、(原注、直垂也)」 **今昔物語集**、廿六、第十七語 「入て寝んとするに、そこに綿四五寸ばかりあるひたたれあり、云云、練色の衣三が上に、此 ひたたれ引着て臥したりける」玉海、文治六年正月十一日「御入内、北方臥御、其上先着 -紅御直垂\_、其上奉-御衾\_| [1668-5 ~ 1669-1]

とあって、標記語を「直垂」を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ひた - たれ【直垂】[名] ①方領・闕腋の肩衣に袖をつけた衣服。袴と合わせて着用する。元来は庶民の労働着であったものが、平安末期から武士の日常着となり、水干にならって鰭袖。袖括・菊綴が加えられ、鎌倉時代には幕府出仕の公服となり、室町時代には公家も私服とした。また、江戸時代には風折烏帽子をかぶり、袴を長袴として礼服となり、式日の所用とされた。②「ひたたれぶすま(直垂衾)」の略。③鎧直垂のこと」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

# [ことばの実際]

爰只今夢想、著梶葉文直垂、駕葦毛馬之勇士、一騎、西揚鞭畢《訓み下し》爰二只今夢想二、梶ノ葉ノ文ノ直垂ヲ著シ、葦毛ノ馬ニ駕シタル勇士、一騎、\*西ノカタニ鞭ヲ揚ゲ畢ンヌ(\*源氏ノ方人ヲ称シ西ヲ指シ鞭ヲ揚ゲ畢ンヌ)。《『吾妻鏡』治承四年九月十日の条》

0700-54「大口・大帷 (おほくち・おほかたびら)」(402:2003.03.23)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「遠」部と「賀」部に、

<sup>カタヒラ</sup> 大口。〔元亀本 78②〕 帷子 左傳九 — 堂 而哭/同十七以<sub>レ</sub>—傳フ<u>-</u>其ノ妻ニ\_。

[元亀本 349 ⑥]

プラウクチ 大口。〔静嘉堂本 95 ⑤〕 帷子 左傳九 — 堂 而哭同十七以<sub>レ</sub>—/傳其書。

〔静嘉堂本 420 ⑦〕

<sup>ヲゥヶチ</sup> 大□ 「天正十七年末 ト 47 ウ②

大口。〔天正十七年本上 47 ウ②〕〔西來寺本〕

とあって、標記語「大口」と「帷子」の二語に分けて収載し、その読みを「(オホ) クチ {オウクチ}」と「カタヒラ」とし、語注記は「帷子」の語に「『春秋左傳』九、帷子堂て哭し、同じく十七帷子以って其の妻 {書} を傳ふ」と記載する。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本には、 訓みを加えていないのに対し、山田俊雄藏本に「(オホクチオホ) カタ (ヒラ)」、経覺筆本・ 文明四年本に「(オホクチオホ)カタヒラ」と訓みを施し記載している。また、至徳三年本には、 「大口帷」として一語扱いにしている。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と**十巻本『伊呂波字類抄**』には、

大口袴 ヲホクチノハカマ。**表袴** 同。**視** 同。〔黒川本・雜物中 66 ウ①〕 大口袴 ヲホクチノハカマ。**表視** 已上同。袵 ヲホクチノ衣前襟也。**縉** 同。

[巻第六・雜物 316 ⑤・⑥]

唯 カタヒラ。幃 同。明衣 同。

[前田家本・雜物上 98 ウ⑤⑥ 黒川本・雜物上 80 オ④]

帷 カタヒラ。**韓**。棚見由部/殿上侍臣不着——。**吧**已上同。

とあって、標記語「大口袴」「帷」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、

(帷 。 [絹布門 98 ⑤]

とあって、標記語を「帷」の語を収載する。次に広本『節用集』には、

ヲォゕゟビラ 大口 タイコウ[去・上] 袴類。 大 帷 タイイ[去・平]。〔絹布門 214 ②〕 ゕゟビラ 帷子 イシ・タレヌノ,コ[平・上]。〔絹布門 267 ⑤〕

とあって、標記語「大口」と「大帷」の二語を併記収載し、その読みを「をほくち」「を ほかたびら」とし、その語注記は、「大口」の語に「袴類」と記載する。また、「帷子」 の語も収載する。印度本系統の弘治二年本・永禄二年本・尭空本・両足院本『節用集』 には、

ヲウクチ

大口 袴/類。〔弘・財宝 64 ⑥〕

ヲヽクチ

大口。[永・財宝 65 ⑦] [尭・財宝 60 ②] [両・財寳 70 ⑤]

カタビラ

帷子。〔弘・衣服 83 ⑦〕

カタヒラ 帷子 タレヌノ。 [永・財宝 80 ⑦]

<sup>カタピラ</sup> 帷 ヌレヌノ。〔**尭・**財宝 73 ④〕

『性 ヌレヌノ。 し**芫・**財宝 73 ④) ヵタヒラ

帷子。〔両・財宝 87 ⑦〕

とあって、標記語「大口」「帷子」の語を収載し、その語注記は、**弘治二年本**の「大口」語に「袴の類」と記載する。また、**易林本『節用集』**には、

カタヒラ 同 **締**。**給**。〔食服 75 ④〕

とあって、標記語「絲」「綌」の二語をもって収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「おおくち」と「かたひら」として収載する傾向が見られるなか、広本『節用集』には「大口」「大帷」の語が収載され、それは古写本『庭 訓徃來』及び下記真字本にも見えている語の表記形態であることに注目したい。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、識番 402 に標記語を「大口」「大帷」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

たまり とタタレ 鳥帽子直垂大口大帷子太刀長刀腰刀 箙 胡籙 皆公家ノ衣裳ナリ。

[下十四ウ(5)・(6)]

とあって、この標記語「大口」「大帷子」とし、語注記は「皆公家の衣裳なり」と記載する。 時代は降って、江戸時代の<sup>町</sup>濃 **『庭訓徃來捷注』**(寛政十二年版)に、

大帷子/大帷子 大口の上に着る物也。[53 ウ⑤]

とあって、標記語を「大口」と「大帷子」とにし、語注記は「はかまに似たる物なり」と「大口の上に着る物なり」と記載する。これを<sup>頸書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

▲大口ハ唐土魏の文帝より始るとぞ。白張にて作る。今能の袴に用るもの是也。

#### 萩 原 義 雄

- ▲大帷子ハ官家の下着所謂汗とり也。〔40 オ⑥・⑦〕
- ▲大口ハ唐土魏の文帝より始るとぞ。白張にて作る。今能の袴に用るもの是也。
- 〈わんけ したぎいはゆるあせ ▲大帷子ハ官家の下着所謂汗とり也。〔71 ウ⑤・⑥〕

とあって、標記語「大口」と「大帷子」の二語にし、語注記は、「大口は、唐土魏の文帝より始るとぞ。白張にて作る。今能の袴に用るもの是なり」と「大帷子は、官家の下着、所謂汗とりなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Vôcuchi. ヲゥクチ (大口) 演劇 [能] に用いる袴で、口が広くて引きずるように長いもの、※原文は Calcoes. [Facama の注] → Saxifasami,u. [邦訳 7011]

Catabira. カタビラ(帷子) 夏着るひとえの着物で,中央部が開いているもの.

→ Catamayedare; Couari ~ Fada ~ ; Minogoi; Tacamiya; Yu ~ . 〔邦訳 105 r〕 とあって、標記語「大口」「帷子」の二語を収載し、意味を「演劇〔能〕に用いる袴で、 口が広くて引きずるように長いもの」と「夏着るひとえの着物で、中央部が開いているもの」 とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

おほ・くち〔名〕【大口】(一)大いに口を開くこと。宇治拾遺物語、二、第三條「此 繋を見るに、まことに、龍の大口をあきたるに似たり」(二){次次條の語の略。[0312-4] おほ・かたびら〔名〕【大帷子】布にて製し、装束の下に着る、短き服。古へは 汗取りとして、夏のみ用ゐしが、後世は夏冬とも用ゐる。色は夏秋は紅、冬春は白、 老人は香染を用ゐたり。[0311-5]

とあって、標記語を「大口」と「大帷子」との二語にして収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「おおくち・【大口帷】〔名〕[二](「おおくちばかま(大口袴)」の略)裾の口が広い袴を云。大口の袴。①下袴の一種。東帯の時に表袴の下のはきものとして用いる。平絹・精好の類で仕立てて、赤染めを普通とするが、老人は白のままとした。赤大口。赤袴。②下袴の一種。指貫や直垂の袴の下にはく。前面を精好、後面を大精好で仕立てて、後腰を張らせて着用する。込大口。後張の大口。風流の時は上の袴を省略して用い、能装束の着用にその様式を伝えている。③童形装束で半尻所用の時にはく袴。前面を大精好、後面を精好で仕立てる。前張の大口。前張。④能装束の一つ。後部を左右に強く張った袴。生絹でつくる。生地の色で、白大口、緋大口、緋以外の色を地とする色大口、模様大口などに分けられ、大臣・僧・武将・女など、それ

ぞれの役柄によって使い分けをする。⑤歌舞伎の衣裳の一つ。能装束からとった袴。能の形式を模した松羽目物に多く用いられる」と標記語「おお・かたびら【大帷子】〔名〕①装束の下に着る布製の衣。単衣より小さく短い。もと汗取りとして夏だけ用いたが、後世は春冬は白、夏秋は紅、老人は香染を用いた。また、単衣・下襲の襟をつけ、袖に単衣の袖だけつけて用いることがある。②武家で糊をこわくつけた白布で仕立て、単衣の直垂の下に重ねて着たもの」とあって、いずれも『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

## [ことばの実際]

御衣白御單二重、織物御奴袴、濃下袴、御直垂十具、〈織物村濃布五具〉御小袖十具、御大口一、唐織物御衣一領、御明衣一、今木一《訓み下し》御衣白キ御単二重、織物ノ御奴袴、濃ノ下袴、御直垂十具、〈織物ノ村濃ノ布五具〉御小袖十具、御大口一ツ、唐織物ノ御衣一領、御明衣一ツ、今木一ツ。《『吾妻鏡』建長四年四月一日の条》 其所、立衣枷被懸御服半尻狩御衣浮泉綾御水干袴、〈地白青格子、〉色々御小袖十具、御帷子等也《訓み下し》其ノ所二、\*衣枷ヲ立テ、御服半(\*衣架)尻狩ノ御衣〈浮泉綾、〉御水干袴、〈地白ノ青格子、〉色色ノ御小袖十具、御帷子等ヲ懸ケラルルナリ。《『吾妻鏡』建長八年八月二十三日の条》

**0700-55**「太刀(たち)」(**402-2002.11.17**)は、拙論『庭訓徃來註』にみる室町時代古辞書について一その七 六月十一日状、語注解一(駒澤大學総合教育研究部紀要第一号分冊 I 、2007年3月発行)の **0611-92**「太刀」(**372:**2002.11.17)237頁  $\sim$  240 頁を参照。

0700-55「長刀(なぎなた)」(402:2002.11.26)は、拙論『庭訓徃來註』にみる室町時代古辞書について一その七 六月十一日状、語注解一(駒澤大學総合教育研究部紀要第一号分冊 I、2007年3月発行)の0611-101「長刀」(372:2002.11.26)255頁~257頁を参照。

0700-57「腰刀 (こしかたな)」(402:2003.03.24)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「古」部に、

腰刀。〔元亀本 232 ⑩〕

コシカタナ

腰刀。〔静嘉堂本 267 ⑦〕

腰刀。〔天正十七年本中62 ウ⑥〕

とあって、標記語「腰刀」の語を収載し、その読みを「こしかたな」と「(こし) がたな」とし、 語注記は未記載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経 覺筆本には、訓みを加えていないのに対し、文明四年本に「コシカタナ」と訓みを施し記 載している。ここで、至徳三年本はこの語を欠いている。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と**十巻本『伊呂波字類抄**』 には、標記語「腰刀」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444 年成立・元和本(1617 年)) に、標記語を「腰刀」 の語を未収載にする。次に**広本『節用集**』には、

コシガタナ

腰刀ョフタウ[平・平]。〔態藝門 663 ⑥〕

とあって、標記語「腰刀」の語を収載し、その読みを「こしがたな」とし、その語注記は、 未記載にする。印度本系統の**弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』**には、 標記語「腰刀」の語を未収載にする。また、**易林本『節用集』**には、

コシアテ **腰當** 一物。一刀。一挟。一鼓。〔器財 157 ⑥〕

とあって、標記語「**腰當**」の語の冠頭字「腰」の熟語群に「腰刀」の語を収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書中、『**運歩色葉集』広本『節用集』易林本『節用集』**に「腰刀」の語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、402 に標記語を「腰刀」とし、その語注記は、未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

ままり EASL カタヒラ タチ ナキナタコシガタナエビラヤナグイ 島帽子直垂大口大帷子太刀長刀腰刀 箙 胡籙 皆公家ノ衣裳ナリ。

[下十四ウ⑤・⑥]

とあって、この標記語「腰刀」とし、語注記は「皆公家の衣裳なり」と記載する。 時代は降って、 江戸時代の『濃**『庭訓徃來捷注』**(寛政十二年版)に、

たちななたこしかたな 太刀長刀腰刀/**太刀長刀**腰刀 装束の上にさす刀也。又九寸五分のよろひ返 しとも云。[53 ウ⑤・⑥]

とあって、標記語を「腰刀」とし、語注記は「装束の上にさす刀なり。また、九寸五分のよろひ返しとも云ふ」と記載する。これを<sup>噴き</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講釈』**には、

- ▲腰刀ハ短刀也。刺刀なとをいふ。〔40オ⑦〕
- たんとう よろひどほし ▲腰刀ハ短刀也。 刺 刀 なとをいふ。 [71 ウ⑤・⑥]

とあって、標記語「腰刀」の語とし、語注記は、「腰刀は、短刀なり。刺刀などをいふ」 と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立) に、

Coxigatana. コシカタナ(腰刀) 腰にさして携える刀(Catana). 〔邦訳 156 r〕 とあって、標記語「腰刀」の語を収載し、意味を「腰にさして携える刀」とする。 明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

こし・がたな[名]【腰刀】[自ら腰に刺し居る稱、太刀は、供人に持たす]短刀の名。 又腰指。鞘卷に同じ。刀劔問答「腰刀、云云、鞘卷の事なり、常に腰を離さぬ刀なる故、 腰刀と云ふ」古事談、四、勇士「九寸ばかりなる腰刀」源平盛衰記、一、五節夜闇討事「殿 上人たる者、腰刀を差しあらはす條、傍若無人の振舞也」(前後に、黑鞘卷とあり) 長門本 平家物語、八、宮被討御事「腰刀を抜き、云云、腹掻くき切り」[0679-2]

とあって、標記語「腰刀」の語を収載する。これを現代の『**日本国語大辞典**』第二版にも、標記語「こし・がたな【腰刀】〔名〕腰にさす、つばのない短い刀。栗形に折金をつけ、副子として 第 や小柄をつけることが多い。赤木柄、鞘巻など各種ある」とあって、『**庭** 訓往来』の語用例は未記載にする。

# [ことばの実際]

心中祈念諏方將神、取腰刀切甲之上帯小具足、良久僅浮出淺瀬《**訓み下し**》心中ニ諏 方ノ将神ニ祈念シテ、腰ノ 刀 ヲ取リテ甲ノ上帯小具足ヲ切リ、良久シウシテ僅ニ浅瀬ニ浮 カミ出ジ。《『**吾妻鏡**』承久三年六月十四日の条》

**0700-58**「**箙** (えびら)」(**402-2002.10.30**) は、拙論『庭訓徃來註』にみる室町時代古辞書について一その七 六月十一日状、語注解一 (駒澤大學総合教育研究部紀要第一号分冊 I、2007 年 3 月発行) の **0611-73** 「**箙**」(345 {訂正 **363**}:2002.10.30) 194 頁~197 頁を参照。

**0700-59**「胡籙(やなぐひ)」(402-2002.10.31) は、拙論『庭訓徃來註』にみる室町時代古辞書について一その七 六月十一日状、語注解一(駒澤大學総合教育研究部紀要第一号分冊 I、2007年3月発行)の**0611-74**「胡籙」(345{訂正363}: 2002.10.31) 197頁~199頁を参照。

## 0700-60「大星行縢 (おほほしのむかばき)」(402-2000.12.02)

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「遠」部に、

大星行騰 鹿之春皮也。〔元亀本 82 ⑩〕

大星行縢 鹿/春皮也。〔静嘉堂本 102 ②〕

大星行騰 鹿之春皮也。〔天正十七年本上 50 ウ①〕

大星行騰 鹿之春皮也。〔西来寺本 148 ②〕

とあって、標記語「大星行縢」の語注記は「鹿の春皮なり」という。『庭訓徃來』古写本類に見え、『下學集』はこの語を未収載にする。真字註である『庭訓徃來註』七月日の状に、「大星ノ行縢 鹿ノ春ノ皮也」とあって、『運歩色葉集』の語注記に合致する。広本『節用集』及び印度本系統の弘治二年本・永禄二年本・尭空本『節用集』には未収載にある。この語も『庭訓徃來註』から『運歩色葉集』が引用して継承した語である。

江戸時代の注釈類には、以下の通りである。

ヲヨソムカバキ 大星行縢ハ鹿ノ夏毛ナンドノ皮也。又秋ノ皮ニモ有ナリ。凡行騰ノ始マル事天竺太羅 アル ウルハ ヨ バウョソ 國ト云國ニ波斯匿王ト申王御座ス。或時麗シク吉キ女房餘所ヨリ來レリ。帝王近付給テ。 ヤカ ギョサン ヒボ 久久后 ノ思ヒヲ成シ給フ。彼后懐胎シ給ヒテ。頓テ御産ノ紐ヲトキ玉フ取リ上ゲ見奉レノ \*\*\* 艶 シキ王子ニテ渡ラせ玉フ。 御門名残ヲ惜ミ玉ヒテ暇ヲ出シ給ハザリシカバ。 后 ノ玉ハク。 カタハラ コクロクセン 我ハ此国ノ 傍 ニ黒鹿山ト云山アリ。其主鹿ノ王ナリ。吾レ人間ニタヨリ。佛性ヲ得ンガ爲 二大王ニ契 ヲコメ奉ルナリ。我本望是マデナリ。一人ノ王子出來サせ玉へハ。身ノ幸ヒ是 ニ過ジト思ヒ侍レバ。暇マ申トテ掻消様ニ失ニケリ。此王子長っ成せ玉フニ。隋テ諸藝 コト 勝レ玉フ。弓馬ノ道殊ニ達シ玉へリ。此王子ノ左ノ足。 ヒタスラ 斑 ナリ。 單カラ鹿ノ毛ヲ見 ル如シ。是併ラ鹿ノ腹ニ宿ラせタマフ御 験 也。サテコソ斑足王トハ。名付ケレ。此足見苦 シトテ。袴ト云事始マル。又馬ナンドニ駕給ニハ彼行騰ト云事ヲ仕出シ名ス也。此時ヨリ ヲコレリ」〔古版『庭訓徃来註』下 14 ウ⑥~下 15 オ④〕

大星の行縢/大星ノ行縢。大星ハ毛の紋なり。行騰ハ頼朝の時よりはしまる。鹿の皮を以

てつくり馬上夜行にはした露を通さぬ為なり。今遊猟の皮とす。うらハ繻子緞子染物なとにてする也。緒ハ菖蒲革黒革等にて作る。[訂叢 **庭訓徃來捷注**] (寛政十二年版) 53 ウ⑦⑧] 本大星行縢是ハ馬上遊猟夜行に膝を蔽ふて雨露を防ぐの具。爰に大星とあるハ鹿の皮にて作りたるを指して毛色の白星をいへる也。裏ハ繻子緞子綾染物等。緒は菖蒲皮を用ゆ。

現代の国語辞書である小学館『日本国語大辞典』第二版には、標記語「おおぼしのむかばき【大星行縢】」の語は未収載にある。

## 0700-61 「房鞦 (ふさしりがい)」(402:2003.03.25)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「婦」部に、

総 鞦 。〔元亀本 224 ⑤〕〔静嘉堂本 257 ②〕

総 鞦。〔天正十七年本中 58 才①〕

とあって、標記語「総鞦」の語を収載し、その読みを「ふさしりがい」と「ふさのしりかい」 とし、語注記は未記載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本には、 訓みを加えていないのに対し、文明四年本に「フサノシリカヒ」、経覺筆本に「フサシリガイ」、 山田俊雄藏本に「(フサ) シリカイ」と訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「房鞦」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444 年成立・元和本(1617 年)) に、標記語を「房鞦」の語を未収載にする。次に**広本『節用集**』には、

フサシリガイ

房 鞦 バウシユウ・ネヤ[平・平] 鞍具。〔器財門 622 ⑧〕

とあって、標記語「房鞦」の語を収載し、訓みを「ふさしりがい」とし、その語注記は、「鞍具」と記載する。 印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』 には、フサシリカイ

房 鞦 馬具。〔弘・財宝 180 ⑥〕〔永・財宝 148 ⑤〕〔尭・財宝 138 ⑥〕 とあって、標記語「房鞦」の語を収載し、訓みを「ふさしりかい」とし、その語注記は「馬 具」と記載する。また、**易林本『節用集』**には、標記語「房鞦」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書として、広本『節用集』及び印度本系統の弘治二年本・ 永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』に訓みを「ふさしりがい」として、「房鞅」の 語が収載され、古写本『庭訓徃來』及び下記真字本にも見えている語となっている。ここで、 『運歩色葉集』は、なぜか標記語を「総鞦」としていて共通しないのである。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、識番 **403** に標記語を「房鞦」とし、 その語注記は未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

とあって、この標記語「房鞦」とし、語注記は「房鞦牛の胸懸は、天性詞に出でて云ふなり。 一切の事を其縁を以って便とす。 其れを謂ふの類を以って此の如き車牛の用いるか」と記載する。 時代は降って、 江戸時代の前頭 『**庭訓徃來捷注**』 (寛政十二年版) に、

- ▲房鞦ハ大総を下げ飾りたる也。鞦ハ六月の返状に注す。[40 ウ①]
- ▲房鞦ハ大総を下げ飾りたる也。 鞦ハ六月の返状に注す。 [71 ウ⑤・⑥]

とあって、標記語「房鞦」の語とし、語注記は、「房鞦は、大総を下げ飾りたるなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Fusa xirigai. フサシリガイ (房鞦) 馬の 鞦 の総. ただし, この二語が連ねて用いられることはあまりなくて、その各語がそれぞれ単独に用いられる. [邦訳 2851] とあって、標記語「房鞦」の語を収載し、意味を「馬の 鞦 の総」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ふさ・しりがい [名] 【房轍】古くは連着の靴。それに絲の總を着けたるもの。 其總の厚く大きく長きを厚總、又は、大總と云ひ、紫なるを最上とし、(小總もありり)、馬の三頭の上(辻と云ふ) につくるを辻總と云ふ。天皇の御料は、悉皆紫染、其他は緋染(五位以上)、又、紫裾濃等、種種の色あり。相國寺供養記「次衞府長、騎馬總轍」禮服記「鞦鞅有連着」注「俗云六總」源平盛衰記、廿一、小坪合戰事「泥葦毛の馬に、云云、燃立ばかりの厚總の轍かけ」小右記、長和三年五月十六日「親王公

卿走馬、云云、或懸連着鞦(大納言齋信)、或小總、辻總」太平記、十、長崎次郎高重 最後合戰事「板東一の名馬に、金貝の鞍に、小總の鞦かけてぞ乘りたりける」**吉部秘訓抄**、 仁安四年三月十三日、高野御幸、左衛門權佐經房「沃懸地鞍、辻總鞦」馬寮式「御鞦、

云云、紫絲、云云」玉葉、治承二年十月三十日「春日祭使、良通、紫末濃鞦」〔1743-5〕 とあって、標記語を「房鞦」の語で収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ふさしりがい-【総鞦】〔名〕鞦の一種。大総、厚総を下げて飾りとした鞦」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

## [ことばの実際]

行列先陣隨兵十二騎、懸総鞦《訓み下し》行列先陣ノ随兵十二騎、総 鞦ヲ懸ク。《『吾妻鏡』正嘉二年三月一日の条》

# 0700-62「牛胸懸 (うしのむなかひ)」(403:2003.03.26)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「無」部に、

**胸**懸。〔元亀本 175 ⑨〕

胸懸。〔静嘉堂本 196 ②〕〔天正十七年本中 27 ウ⑥〕

とあって、標記語「胸懸」のを収載し、その訓みを「むながけ」と「むなかい」とし、語 注記は未記載にする。

古写本『**庭訓徃來**』七月五日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本には、 訓みを一切加えていないのに対し、文明四年本と山田俊雄藏本に「(ウシ) ノムナカイ」と 経覺筆本には、「(ウシ) ノムナカケ」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と**十巻本『伊呂波字類抄**』 には、

タウクキヨウ

**當智** ムナカイ。馬―/現斑挙三字各用上字。**鞅** 同/牛―。**靷** 同。**智琳** 同。 [黒川本・雑物中 44 オ⑤・⑥〕

**當智** ムナカイ。後漢書云抜佩刀截/馬―。馬――是也。**現智** 。**斑智** 已上同。 **鞅** ムナカキ/牛―/車具也。〔卷第五・雜物 119 ①〕

とあって、標記語「胸懸」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444 年成立・元和本 (1617 年)) に、標記語を「胸懸」の語を未収載にする。次に**広本『節用集**』には、

#### 萩 原 義 雄

<sup>ムナガケ</sup> 胸懸 ケウケン[○・平]鞍具也。或云レ鞅。〔態藝門 461 ⑦〕

とあって、標記語「胸懸」の語を収載し、その読みを「むながけ」とし、その語注記は、「鞍 具なり。或は鞅と云ふ」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・ 両足院本『節用集』には、

胸懸 鞍具。**鞅** 同。〔永・財宝 117 ⑥〕〔両・財宝 130 ⑥〕

胸懸 鞍具。鞅 同。〔尭・財宝 107 ⑤〕

とあって、標記語「胸懸」の語を収載し、その語注記は「鞍具」と記載する。 また、**易林本『節 用集**』には、

とあって、標記語「智懸」と「鞅」の語をもって収載し、語注記は「頸靻」と記載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みは「むながけ」「むながい」として、「胸懸」の 語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、識番 **403** に標記語を「胸懸」とし、 その語注記は未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

**房 鞦 牛**ノ胸懸**等雖**トモレ**非**ト上**品ニ**任せ上**注文ニ―無キ**」相違(イ) **之様**ニ **可**レ**被**上申シ下 也 房 鞦 牛ノ胸懸ハ天性詞ニ出テ云ナリ。一切ノ事ヲ其縁ヲ以テ 便トス。其謂ノ類ヲ以テ如此車牛ノ用歟。〔下十五オ④~⑥〕

とあって、この標記語「胸懸」とし、語注記は「房靴牛の胸懸は、天性詞に出でて云ふなり。 一切の事を其縁を以って便とす。 其れを謂ふの類を以って此の如き車牛の用いるか」と記載する。 時代は降って、江戸時代の町栗 『**庭訓徃來捷注**』 (寛政十二年版) に、

生なかけどう 生の胸懸等/牛/胸懸等 御車を引する牛のむねに懸るかさりなり。右の衣冠其 外の品々皆圖説にくわしけれハニトに畧す。[54 オ①]

とあって、標記語を「胸懸」とし、語注記は「御車を引する牛のむねに懸けるかざりなり」 と記載する。これを<sup>頭書</sup>調読 **『庭訓徃來精注鈔』 『庭訓徃來講釈』**には、

▲牛/胸懸ハ御車を曳する牛の胸に懸る飾也。 [40 ウ①]

▲牛/胸懸ハ御車を曳する牛の胸に懸る飾也。[72 オ②・③]

とあって、標記語「胸懸」の語とし、語注記は、「牛の胸懸は、御車を曳する牛の胸に懸くる飾りなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Munagai. ムナガイ(胸繋・鞅) 馬の胸繋. [邦訳 432 r] とあって、標記語「胸懸」の語を収載し、意味を「馬の胸繋」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

むな - がい [名] 【 軟・胸繋 】 むながき ( 鞅 ) の音便。 其條を見よ。 字類抄 「當胸、ムナカイ、鞅、ムナカイ」 易林本節用集 ( 慶長 ) 上、器財門 「胸懸、ムナカヒ」 平家物語一、殿上乗合事 「御牛の 胸懸、 靴 切りはなち」 [1972-2]

とあって、標記語を「胸懸」と「鞅」の語で収載する。これを現代の『日本国語大辞典』 第二版にも、標記語「むな・がい【鞅・胸懸】〔名〕(「むなかき(鞅)の変化した語」) <sup>しかがい</sup> 戦 の一種。鞍橋を固定するために馬の胸から鞍橋の前輪の四緒手にかけて取り回す緒。 戦は胸懸と面懸とを合わせた総称。むながけ」、「むな・かき【鞅・胸懸】〔名〕「むながい(鞅)」 に同じ」、「むな・がけ【鞅・胸懸】〔名〕「むながい(鞅)に同じ」とあって、『庭訓往来』 の語用例は未記載にする。

# [ ことばの実際 ]

御車を疾く懸け破りてつかまつれ」と下知せられけれども、牛の胸懸切られて、首木も折れ、 牛童どもも散り散りに成り行き、供奉の卿相雲客も、皆打ち落されて、御車に当たる矢をだ に防き参らする人も無し。《『太平記』巻第二十三・土岐頼遠御幸に参り合ひ狼藉致す事》

0700-63「上品(シヤウボン)」(403:2000.01.27) は、拙論「『庭訓徃來註』にみる室町時代の古辞書―『下學集』『節用集』『運歩色葉集』―」(駒澤短期大学研究紀要・第二十九号(二)・平成十三年三月発行)四月十一日の状「美濃上品」613頁を参照。

**0700-64**「註文 (チウモン)」(**403**:2005.07.21) は、未槁「ことばの溜池」十一月 十二日の状 (http://www.komazawa-u.ac.jp/~hagi/ko\_tame94.html) を参照。 **0700-65**「相**違**(サウ井)」(**403**: **2002.08.19**) は、拙論「『庭訓徃來註』にみる室町時代古辞書について―その六 六月七日状、語注解」(駒澤短期大学研究紀要・第三十五号・2007年3月発行)の0607-94「相違」(332:2002.8.19)425頁~428頁参照。

## 0700-66「七月七日 (しちぐわつなのか)」(404:2003.03.27)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「之」部に、

七月 文月、七夕。晒文。書献。三星放之。親月、此月諸親墳墓故之夷則。孟秋。初秋。〔元亀本 328 ②〕

七月 文月。七夕。晒文。書献。二星故云。親月、此月諸人詣墳墓故云夷則。孟秋。初秋。〔静嘉堂本 389 ④〕

とあって、標記語「七月」を収載し、語注記には「文月。七夕。晒文。書献。二星故云。親月。此月諸人詣墳墓。故云夷則。孟秋。初秋」と記載し、『**下學集**』の「文月此の月七夕、諸人詩歌の文を以て二星に献ず。或は書篇を晒て以て星に供す。故に文月と云うなり」と「親月此の月諸人親の墳墓に詣す。故に親月と云ふ。」の注記を継承するものである。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状に、

**七月五日** 〔至徳三年本〕〔宝徳三年本〕〔建部傳內本〕〔山田俊雄藏本〕 〔経覺筆本〕〔文明本〕

と見え、古写本全てが七月五日状としているが、下記真字本註だけが七月七日の「七夕」 行事に結びつけてこの書状を「七月日」と改めてこの「七夕」の注記を記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、

七月 フッキ。〔黒川本・天象中 101 オ③〕

七月 フッキ/律中夷則。〔卷第七・天象 38 ⑤〕

とあって、十巻本に、標記語「七月」の語を収載し、訓みは「ふつき」とする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年)) に、標記語を「七月七日」の語を未収載にする。が、「文月此月七夕諸人詩歌ノ之文ヲ以テ献ズ\_星\_-。或 が晒 テ書篇以供スレ星\_故\_文月ト之也、と注記する。〔時節門 29 ⑥〕次に広本『節用集』には、

 ミヤウセイ ツカサドル セイハウ
 コエ イソク タ ミチゲッ
 リッ シャウシャウナリモノスデ ヲイ

 商聲ハ 主 -西方ノ之音ヲ-夷則ハ為リニ七月ノ之律 商傷也物既ニ老テーシャウ イ リケ モノスギ サカン マサニ サッ

 ハ而悲傷ス夷ハ戮ナリ物過テハレ盛ナルニ而當べシ殺ス 秋聲賦。

「熊藝門 968 (8)~ 969 (2)]

とあって、『**秋聲賦**』の句を引用しそのなかに「七月」の語を収載し、その訓みを「シチゲツ」とする。 印度本系統の**弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』**には、標記語「七月七日」の語を未収載にする。また、**易林本『節用集**』には、

七月 初秋。孟秋。夷則。初商。早秋。文月。〔數量 211 ②・③〕 とあって、標記語「七月」の語をもって収載し、語注記には月の異名語を記載する。

このように、上記当代の古辞書には訓みを「シチグワツ」として、「七月」の語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本が示すところの月の名である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月日の状には、

404 七月七日 尚書曆曰七月七日禺中洗浴除罪禺中者已時也。玄女五姓圖云、七月七日午時沐浴除\_四千罪\_大吉。仲尼、遊方問録云、昔高辛氏有レ子。七歳性嗜\_湯餅-。以二七月七日-死故、其日作湯餅-祀レ之。因レ此后人郊爲レ節也。金谷園記云、七月七日夜洒\_掃於庭露-。施\_机莚甘菓酒酺-、兼散\_香粉於庭上-。以清河皷織女言、奕々白氣歳石反美皃也。光耀五色以爲レ徴。応見者便拜而願レ乞レ壽。子若有レ所レ乞。唯得レポレー、兼求不レ得二三及-。得自二古來-往々皆有二其験-。尺素ニ曰、穀ノ葉ノ上ノ索餅ハ七夕ノ風 {流也}。〔謙堂文庫藏四○右④〕※七月七日—異名 相夷則孟秋。〔国会図書館藏左貫注書込み〕

とあって、注釈書のなかで唯一意識的に標記語を「七月七日」と改編し、語注記をもって その記載関連資料をここに収載するものである。

このなかで、『遊方問録』の引用文言については、静嘉堂文庫蔵『**庭訓徃來註**』古写頭注書込みに、「古説ニー古一高辛氏ノ少女七月七日ニ死す。其霊常ニ<u>麥餅</u>ヲ食故其死日ニ當<u>索麺</u>ヲ用テ其霊ヲ祭。後人此日<u>索麺</u>ヲ食スレハ年中瘧病ナシト也。七夕祭ヲ乞巧奠トイフ」と記載する。※「高辛氏」一五帝ナリ。※「酺」一ホノサケ。ここには、「湯餅」を「麥餅」とし、「湯餅」でなく「索麺」を食すことで瘧病を避けようという慣習を記述している。

次に、『金谷園記』については、『河海抄』卷十五 28 に「金谷園記云、七月七日夜、 洒\_掃於庭—。露\_施机莚—、甘菓酒酺、兼散\_香粉於庭上—、以謂\_河皷織女—、言、此 二星歓會夜也、俗人候」之、或見\_天漢中—、見\_奕々白氣<sup>藏石反</sup>美容也—、光耀五色以爲」微 應、見者便拜、而願乞、富、乞、壽、乞、子」 [528 F+五 F F] をあって、同じき内容をここに引用していることを確認する。ただし、下線部の箇所についてはこの書には見えない。

次の一條禅閣兼良作『**尺素徃来**』〔寛文八年刊〕については、「穀ノ葉之上ノ索餅者七 \*\*
夕之風流」〔下 47 オニ・三〕とするものである。

静嘉堂文庫蔵『庭訓徃來註』古冩頭注書込みには、他に「七夕ニ織女嫁ル\_牽牛ニ\_事、 **續年偕記**ニミヘタリ。又曰、牽牛娶リニ織女ヲ―天帝借スニニ万錢ヲニ。下シテレ礼ヲ久ク不」還 ヘサ。被テレ驅在リニ宮室ノ中ニート云云」 △**朗詠江ノ注**ニ云、日本ニハ清涼殿升壷ニテ、六人 シテ立ニ州圖脚ヲ众供ヲ備テ、灯九本ヲ立。鏡ヲ置テ七孔ノ錦五色ノ絲ヲ付テ亥ノ刻ョリ寅ノ時 迄祭ル也。針一本ニ七孔アリ」といった頭注書込みを記載している。

古版『庭訓徃来註』では、

## 七月五日。[下十五⑦]

とあって、この標記語を「七月五日」とし、「七月七日」としていないことに留意したい。 時代は降って、江戸時代の<sup>町</sup>瀬 **『庭訓徃來捷注』**(寛政十二年版)にも、

七月五日/七月五日。[54才⑤]

とあって、標記語を「七月五日」としする。これを<sup>興書</sup><sub>訓読</sub>**『庭訓徃來精注鈔』『庭訓徃來講 釈**』にも、

したぐいいっか 七月五日/七月五日。[40 ウ④] しちぐわっいっか 七月五日。[72 オ⑥]

とあって、標記語を「七月五日」とする。

当代の『日葡辞書』(1603-04 年成立) に、

Xichiguat.シチグヮツ(七月) 〔陰暦の〕七月.→Futcuqi. 〔邦訳 761 l〕 とあって、標記語「七月七日」の語を収載し、意味を「〔陰暦の〕七月」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

しちぐゎつ - 〔名〕【七月】年の、第七に當る月。文月。ふづき。〔0901-5〕 なぬ - か 〔名〕【七日】〔七日の轉か、七日の略轉か〕(一)なのか(七日)に同じ。 萬葉集、十七46長歌「近くあらば、今二日だみ、遠くあらば、<u>奈奴可</u>の内は、過ぎめやも、 來なむ、わがせこ、ねもごろに」(二)月の第七日目の稱。又特に正月、及、七月の七日をも云ふ。ななか。**榮花物**語、廿四、若枝「ついたちなぬかも過ぎぬれば」蜻蛉日

記、上、上 23「時は七月五日、云云、天の川、なぬかを契る、心あらば、星 會ばかりの、 影を見よとや」 $\begin{bmatrix}1464-3\end{bmatrix}$ 

とあって、標記語を「七月」と「七日」の二語で収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「しち・がつ【七月】〔名〕①一年の第七番目の月。陰暦では秋。文月。ふづき。しちがち。《季・夏(陰暦では秋)》②(陰暦七月十五日が盂蘭盆にあたるところから)盆の節供。③強盗をすること、また、強盗犯をいう、盗人仲間の隠語。④馬鹿者をいう、盗人・てきや仲間の隠語」と「なぬ・か【七日】〔名〕①日の数七つ。また、七日間。一週間。なのか。②暦の月の初めから七番目の日。また特に、正月七日、京の祇園祭の六月七日、七夕の七月七日など、特定の月の七番目の日のことを月を明示せずいう。なのか。《季・新年》③ある事があった日から数えて七番目の日。七日目。④小児が誕生して七日目。また、この日に行なわれた産養の祝い。しちや。⑤近世、一一月二二日から同二八日までの御講の期間。また、その期間の天候状態。御講日和。⑥女子の月経の期間。[補注]→「なのか(七日)」の補注」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

## [ ことばの実際 ]

節日 正月一日。七日。十五日。三月三日。七月七日。九月九日。《冷泉家時雨亭叢書『簾中抄』129 才⑦》

**0700-68**「進上(シンジヤウ)」(**405**: **2001.07.03**)は、拙論「『庭訓徃來註』にみる室町時代古辞書について―その二 卯月五日の状語注解」(駒澤短期大学研究紀要・第三十号・2002 年 3 月発行)の 0405-1「進上」(2001.07.03)211 頁~ 213 頁を参照。

# 0700-69「宮内少輔(クナイセウフ)」(405:2003.03.28)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「久」部に、

クナイキヤウ 1777年前 1年 ターノ兴 書 「二角

宮内卿 唐名/尚書。〔元亀本 349 ⑥〕

宮内卿 唐名司農/尚書。〔静嘉堂本 222 ⑤〕〔天正十七年本中 40 ウ⑥〕 とあって、標記語「宮内卿」と収載し、標記語「少輔」の語は未収載にする。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状に、

#### 萩 原 義 雄

進上宮内少輔殿〔至徳三年本〕〔宝徳三年本〕〔建部傳內本〕〔山田俊雄藏本〕 〔経覺筆本〕〔文明本〕

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、 山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、標記語「宮内少輔」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『**下學集**』(1444 年成立・元和本(1617 年)) に、標記語を「宮内少輔」の語を未収載にする。次に**広本『節用集**』には、

宮内省 キウタイ、ミヤ,ウチ,カヘリミル[平・去・去]。 當唐工部卿相當正四位下唐名工部尚書大輔權相當正五位下唐名工部侍郎少輔權相當従五位下唐名同負外郎敷。 丞大少唐名工部郎中録大少唐名工部主事。 [官位門 501 ⑦・⑧]

とあって、標記語「宮内省」の語を収載し、その読みを「クナイセイ」とし、その語注記には、 それぞれの役名と唐名を記載する。 印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・ 両足院本『節用集』には、

2 方 イ 宮内 ——大輔。——卿。——少輔以上唐名工部/一本云司農尚書也。 〔弘・官名 157 ⑧〕

タナイ 宮内 — 大輔。 — 卿/— 少輔以上唐名司農尚書。

[永・官名 129 ④] 〔尭・官名 118 ⑥] 〔両・官位 143 ⑦〕

とあって、標記語「宮内」の語を収載し、その語注記に「宮内少輔」の語を唐名と共に 記載する。また、**易林本『節用集**』には、

宮内卿尚書。司農/大輔。少輔。〔官位 128 ⑥〕

とあって、標記語「宮内卿」の語をもって収載し、語注記に「少輔」を記載する。

このように、上記当代の古辞書に「宮内」または「宮内省」「宮内卿」とし、語注記に「少輔」の語が収載され、古写本『**庭訓徃來**』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、**405** に標記語を「宮内少輔」とし、 その語注記は未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

左衛門尉**大中臣**大中臣/進上 宮内/少輔。〔下十五⑦〕 とあって、この標記語を「宮内少輔」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸

時代の前機『庭訓徃來捷注』(寛政十二年版)に、

進上 宮内の少輔殿/進上 宮内少輔**殿**。[54 才⑥]

とあって、標記語を「宮内少輔」とし、語注記は未記載にする。これを<sup>頸書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』** 『**庭訓徃來講釈**』 には、

Scan せういきどの 宮内の少輔殿/宮内ノ少輔殿▲宮内ノ小輔ハ従五位下に相當す。 唐名ハ こうほうじょう 工部侍郎といふ。 [40 ウ⑤・⑥]

くない せういるどの 宮内の少輔殿▲宮内ノ小輔ハ 従 五位ノ下に相當す。唐名ハエ部侍郎といふ。

[72才⑥]

とあって、標記語を「宮内少輔」とし、語注記は、「宮内の小輔は、従五位の下に相當す。 唐名は、工部侍郎といふ」と記載する。

当代の『日**葡辞書**』(1603-04 年成立) に、標記語「宮内少輔」の語を未収載にする。 明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

くない - しゃう [名] 【宮内省】みやのうちのつかさ。古へ、八省の一、宮中、 大小の事務、及、調度、調物、等の事を掌る。今の省も、略、同じ。〔0536-4〕

せう・いう [名] 【少輔】 [大輔より、混訛す] せう (少輔) に同じ。 [1091-5] とあって、標記語を「宮内省」と「少輔」の語で収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「く・ない【宮内】 [名] ①皇居のうち。きゅうちゅう。みやのうち。②「くないしょう(宮内省)の略」」とあって、小見出し「くないの輔令制で宮内省の二等官。大輔と少輔があった」と記載し、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

# [ ことばの実際 ]

宮内少輔 陸奥太郎・遠江三郎・足利五郎・長井左衛門大夫《『**吾妻鏡**』嘉禎三年四 月二十二日の条》

宮内省 卿。大輔正/権。少輔同。丞大/小。録同/省掌。《冷泉家時雨亭文庫蔵『**簾** 中抄』99 ウ⑥》

# 0700-70「左衛門尉 (サエモンのジョウ)」(405:2003.03.29)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「左」と「勢」部に、

左衛門 唐名/左金吾。〔元亀本 274 ⑦〕 尉。允。〔元亀本 358 ⑦〕 左衛門 唐名/左金吾。〔静嘉堂本 313 ⑧〕 尉。允。〔静嘉堂本 436 ②〕 とあって、標記語「左衛門」と「尉」の二語に分けて収載し、その読みを「さえもん」と「ぜ ウ」とし、「左衛門」の語注記には、「唐名、左金吾」を記載する。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状に、

左衛門尉**大中臣**〔至徳三年本〕〔宝徳三年本〕〔建部傳內本〕〔山田俊雄藏本〕 〔経覺筆本〕〔文明本〕

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、 山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年) と**十巻本『伊呂波字類抄**』 には、標記語「左衛門尉」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』に、標記語を「左衛門尉」の語を未収載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・ 尭空本・両足院本『節用集』には、

大集 - 大夫。 - 尉。 - 佐。 [弘・官名 210 ⑦] [尭・官名 164 ⑦] ナヘモン - 大夫。 - 尉。 - 佐。 [永・官名 175 ⑥]

とあって、標記語「左衛門」とし、語注記群に「左衛門尉」を記載する。また、**易林本『節 用集**』には、

左衛門佐 金吾右——尉。——督。——大夫。〔官位 176 ④〕

とあって、標記語「左衛門佐」の語をもって収載し、語注記に「左衛門尉」を記載する。 このように、上記当代の古辞書には「左衛門」と「尉」の語が収載され、古写本**『庭訓徃來』** 及び下記真字本にも見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、識番 **405** に標記語を「兵衛尉」とし、 その語注記は未記載にする。「兵衛尉」とするのはこの書のみであり、この官職名改編を どうみるのか今後の検討課題としておく。

# 古版『庭訓徃来註』では、

左衛門尉**大中臣**/進上 宮内/少輔殿。[下十五⑦]

とあって、この標記語を「左衛門尉」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の『旗**『庭訓徃來捷注**』(寛政十二年版)に、

左衛門の尉大中臣/左衛門尉**大中臣**。[54 オ⑤]

とあって、標記語を「左衛門尉」とし、語注記は未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓讃**『庭訓徃來精注鈔』** 

## 『庭訓徃來講釈』には、

 $[40 \ \dot{7})(4) \cdot (6)$ 

## くない せういなどの **宮内/少輔殿▲**左衛門ノ尉ハ正月の返状に見ゆ。〔72 才⑥〕

とあって、標記語を「左衛門尉」とし、語注記は、「左衛門の尉は、正月の返状に見ゆ」 と記載する。この正月返状とは、正月六日状で「源左衛門尉」をいう。ただし、「左衛門尉」 についての注記は未記載にある。

当代の『日**葡辞書**』(1603-04 年成立) に、標記語「左衛門尉」の語を未収載にする。 明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『**大言海**』には、

さ-ゑもん〔名〕 【左衛門】ゑもんふ(衞門府)の條を見よ。

さゑもん・だいふ [名] 【左衛門大夫】 [大夫は、五位の稱なり] 五位の左衛門 ノ尉の稱。相當は、六位なるが、特に、五位に叙せられたるに、規模として、稱 するなり。職原抄、下、左右衛門府「大尉、相當、従六位上」 枕草子、八、九十一段「大夫は、左衛門の大夫」 [福島左衛門大夫正則」 [0869-5]

とあって、標記語を「左衛門」「左衛門大夫」の語で収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「さえもん【左衛門】〔名〕」の小見出しに「さえもんの財」を衛門府の第三等の官。大尉・少尉各々二人あり、従六位下、正七位上相当」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

# [ ことばの実際 ]

去十五日、本三位中將前左衛門尉、於四國、告勅定旨於前内府《**訓み下し**》去ヌル十五日ニ、本三位ノ中将\*前ノ左衛門ノ尉(前ノ左衛門ノ尉重国ヲ遣ハシテ)、四国ニ於テ、 勅定ノ旨ヲ前ノ内府ニ告グ。《『**吾妻鏡**』の寿永三年二月二十日条》

# 0700-71「大中臣 (おほなかとみ)」(405:2003.03.30)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「遠」部に、標記語「大中臣」 の語を未収載にする。

古写本『庭訓徃來』七月五日の状に、

**左衛門尉**大中臣 [至徳三年本] [宝徳三年本] [建部傳內本] [山田俊雄藏本] [ 経覺筆本] [ 文明本]

と記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三**卷本『色葉字類抄』**(1177-81 年)と十**巻本『伊呂波字類抄』**には、

ラホナカトミ 大中臣。[黒川本・姓氏中 70 ウ⑦]

大中臣。[卷六・姓氏 376 ③]

とあって、標記語「大中臣」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』、 印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・尭空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』 に、標記語「大中臣」の語を未収載にする。

このように、上記の古辞書のなかで三**卷本『色葉字類抄**』(1177-81 年)と十**巻本『伊** 呂波字類抄』に「大中臣」の語が収載され、古写本『庭訓徃來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『**庭訓往来註**』七月日の状には、識番 **405** に標記語を「大中臣」とし、 その語注記も未記載にする。

古版『庭訓徃来註』では、

**左衛門尉**大中臣/進上 **宮内**/**少輔殿**。〔下十五⑦〕

とあって、この標記語を「大中臣」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の<sup>町</sup>護**『庭訓徃來捷注』**(寛政十二年版)に、

をへもん ぜうおほなかど! 左衛門の尉大中臣/**左衛門尉**大中臣。〔54 オ⑤〕

とあって、標記語を「大中臣」とし、語注記は未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読**『庭訓徃來精注鈔』** 『**庭訓徃來講釈**』には、

を表もん せうおほなかど 左衛門/尉大中臣▲大中臣ハ天兒屋根命廿五代乃孫 左衛門の尉大中臣 / 左衛門/尉大中臣▲大中臣ハ天兒屋根命廿五代乃孫 なかときままるうだいじん じん しんしゃ 初 て大の字を加へらると云々。清麻呂ハ人皇五十代起武天皇延暦七年に薨ず。[40 ウ⑦~⑧]

 $[72 \ 0)$  $\sim$ (3)

とあって、標記語を「大中臣」とし、語注記は、「大中臣は、天兒屋根命廿五代の孫、中 臣清麻呂右大臣に任ずるとき初めて大の字を加へらると云々。清麻呂は、人皇五十代桓

武天皇、延暦七年に薨ず」とこの語に注記記載する。

当代の『日荷辞書』(1603-04 年成立) に、標記語「大中臣」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、「おほ・なかとみ [名]【大中臣】」の語を未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「おおなかとみ【大中臣】[名] 姓氏。本姓は中臣で、神護景雲三年(七六九)、中臣清麻呂は信任厚く、その功労によって、称徳天皇より大中臣(朝臣)を賜ったことにはじまる。清麻呂は、正二位右大臣にまでのぼっている。「大中臣」は、清麻呂およびその子孫のみが称することを許されたもので、以後、清麻呂の一流(二門)は、中臣氏の中で嫡流ともいうべき地位を得た。職掌としては、神祇の官人で、代々伊勢祭主を世襲した。江戸時代になって、藤波を家名とした」」と詳細に記述され、上記の江戸注釈書の内容が反映されている。であるが、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

## [ことばの実際]

又永江藏人大中臣頼隆、同初參是太神宮祠官後胤也《**訓み下し**》又永江/蔵人大中臣頼隆、同夕初参ス。是レ太神宮祠官ノ後胤ナリ。《『**吾妻鏡**』の寿永三年二月二十日条》